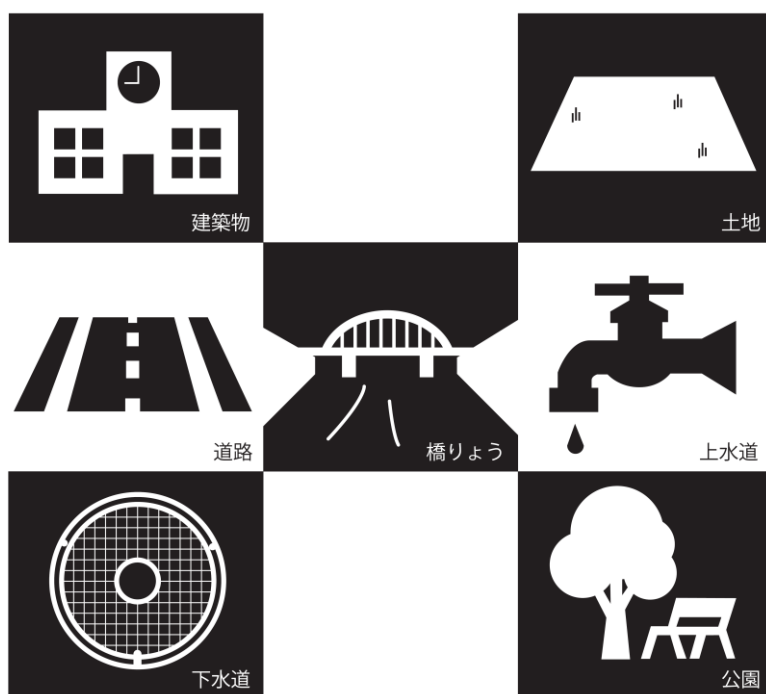

羽村市公共施設等総合管理計画



平成28年3月

〔令和6年3月改定〕

東京都羽村市

目 次

第1章 公共施設等総合管理計画について	1
1 計画策定の背景と目的	1
2 計画の位置づけ	2
3 計画の対象範囲	3
4 計画の期間	3
第2章 羽村市の概要	4
1 地勢	4
2 沿革	4
3 地理的特性	5
第3章 公共施設を取り巻く状況	6
1 人口の推移及び推計	6
(1) 人口の推移と将来推計	6
2 財政の状況	7
(1) 歳入について	7
(2) 歳出について	8
(3) 指標からみた財政状況	9
(4) 公共施設等の維持更新費用	11
3 公共施設等の老朽化の状況	12
4 建築物の現状	13
(1) 建築物の整備状況	13
(2) 建築物の類型別延床面積の割合	13
(3) 住民一人当たりの建築物延床面積	15
5 土地及びインフラ施設の現状	16
(1) 土地の保有状況	16
(2) インフラ施設の保有状況	18
第4章 建築物の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針	19
1 建築物の管理に関する基本的な方針	19
(1) 建築物の現状や課題に関する基本認識	19
(2) 建築物の整理統合に関する目標と取組	20
(3) 財源不足解消に向けた取組	22
(4) 社会的要請（新規施設の設置）に向けた検討	24
(5) 建築物の管理に関する基本的な考え方	25
(6) これまでの取組（平成28年度～令和5年度）	27
(7) 今後10年間（令和6年度～令和15年度）の目標と取組	27

2 建築物の施設類型ごとの管理に関する基本的な方針	28
(1) 行政系施設の管理に関する基本的な方針	29
(2) コミュニティ・集会施設の管理に関する基本的な方針	34
(3) 公園内施設の管理に関する基本的な方針	36
(4) 公営住宅の管理に関する基本的な方針	38
(5) 学校・教育施設の管理に関する基本的な方針	39
(6) スポーツ・レクリエーション施設の管理に関する基本的な方針	41
(7) 子育て支援施設の管理に関する基本的な方針	43
(8) 保健・福祉施設の管理に関する基本的な方針	45
(9) 社会教育施設の管理に関する基本的な方針	49
(10) 医療施設の管理に関する基本的な方針	50
(11) 産業系施設の管理に関する基本的な方針	51
(12) 公営企業施設の管理に関する基本的な方針	52
(13) その他の施設の管理に関する基本的な方針	53
第5章 土地の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針	55
1 土地の管理に関する基本的な方針	55
(1) 土地の現状や課題に関する基本認識	55
(2) 土地の最適化及び管理に関する方針	55
(3) これまでの取組（平成28年度～令和5年度）	57
(4) 今後10年間（令和6年度～令和15年度）の取組	57
2 土地の類型ごとの管理に関する基本的な方針	58
(1) 施設用地の管理に関する基本的な方針	59
(2) 駐車場等用地の管理に関する基本的な方針	62
(3) 貸付地の管理に関する基本的な方針	64
(4) その他の土地の管理に関する基本的な方針	66
第6章 インフラ施設の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針	68
1 インフラ施設の管理に関する基本的な方針	68
(1) インフラ施設の現状や課題に関する基本認識	68
(2) インフラ施設の最適化に関する取組の方向性	69
(3) これまでの取組（平成28年度～令和5年度）	70
2 インフラ施設の類型ごとの管理に関する基本的な方針	70
(1) 道路の管理に関する基本的な方針	70
(2) 橋りょうの管理に関する基本的な方針	71
(3) 上水道の管理に関する基本的な方針	71
(4) 下水道の管理に関する基本的な方針	71
(5) 公園等の管理に関する基本的な方針	72

第7章 フォローアップの実施方針等	73
1 計画の推進	73
(1) 全庁的な取組体制の構築及び情報管理・共有方策	73
(2) 市民との情報共有	74
(3) 公共施設等総合管理計画の見直し	74
2 計画の推進にあたっての留意事項	74
(1) 予算の平準化に関する検討	74
(2) 広域連携の検討	75
■資料編	
1 公共施設等の維持・更新に関する費用	76
2 羽村市公共施設等総合管理計画策定経過	81
3 羽村市公共施設等総合管理計画懇談会について	82
4 羽村市公共施設等総合管理計画検討委員会について	85
5 関連資料	88

第1章 公共施設等総合管理計画について

1 計画策定の背景と目的

国においては、公共施設等の老朽化対策に関する取組として、平成25年11月に「インフラ長寿命化基本計画」を策定しました。

羽村市ではこれまで、多様化する市民ニーズに対応するため、多くの公共施設等を整備し、市民が安全で快適に利用できるよう維持管理に努めてきました。

平成26年度時点で、建築物については、その多くが建築から20年を経過しており、一般的には建築から30年以上で急激に劣化が進行するといわれる中、10年後には、建築後30年以上の建築物の割合は全体の約75%に達することが見込まれ、これらの建築物の更新、大規模改修及び整理統合を検討する時期を迎えています。

土地については、約85万㎡の土地を活用し行政サービスを提供しており、このうち約30%は、使用貸借契約や賃貸借契約等により活用している状況にあるため、安定した土地活用を図る観点から、これらの借地の対応について検討する必要があります。

インフラ施設については、昭和37年の首都圏整備法による市街地開発区域の指定を受け、土地区画整理事業を基軸とした都市基盤整備を進め、昭和40年代から昭和50年代にかけて多くのインフラ施設を整備してきたことから、今後順次、耐用年数の時期を迎えることとなり、老朽化に対する適切な対応が課題となってきています。

また、人口減少や少子高齢化の急速な進展に伴う人口動態の変化や、市民ニーズの多様化などにより、今後、公共施設等のあり方に変化が生じることが考えられ、行政サービスの水準を維持・向上しつつ、更新費用の軽減・平準化を図るための年次計画を策定し、適切に対応していく必要があります。

羽村市においては、平成26年度に、あらためて公共施設等の現状を把握するとともに、今後の基本的な考え方等を検討し、羽村市公共施設等総合管理計画中間報告書として取りまとめる過程において、住民1人あたりの建築物面積が大きいこと、住民1人あたりの維持補修費が低く抑えられていること、借地の割合が高いこと、道路延長が長いことなどの羽村市ならではの特徴が見えてきました。

これらの状況を踏まえ、国の「インフラ長寿命化基本計画」の内容をはじめ、羽村市ならではの課題を洗い出し、今後30年間の取組の指針とする、「羽村市公共施設等総合管理計画」を平成28年3月に策定しました。

その後、個別施設計画（個別の維持保全計画等）の改定や総務省の「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針」の改訂などにより、計画を見直す必要が生じました。また、令和4年3月には、第六次羽村市長期総合計画を策定し、その中で、人口減少を見据え、公共施設の総量抑制に取り組むことを掲げました。

こうしたことを踏まえ、令和5年度に羽村市公共施設等総合管理計画の大幅な見直しに着手し、ここに改定を実施します。

今後、計画に沿って公共施設等の長寿命化を実施するとともに、公共施設の総量抑制を図り、人口減少に対応した持続可能な行政運営を目指します。

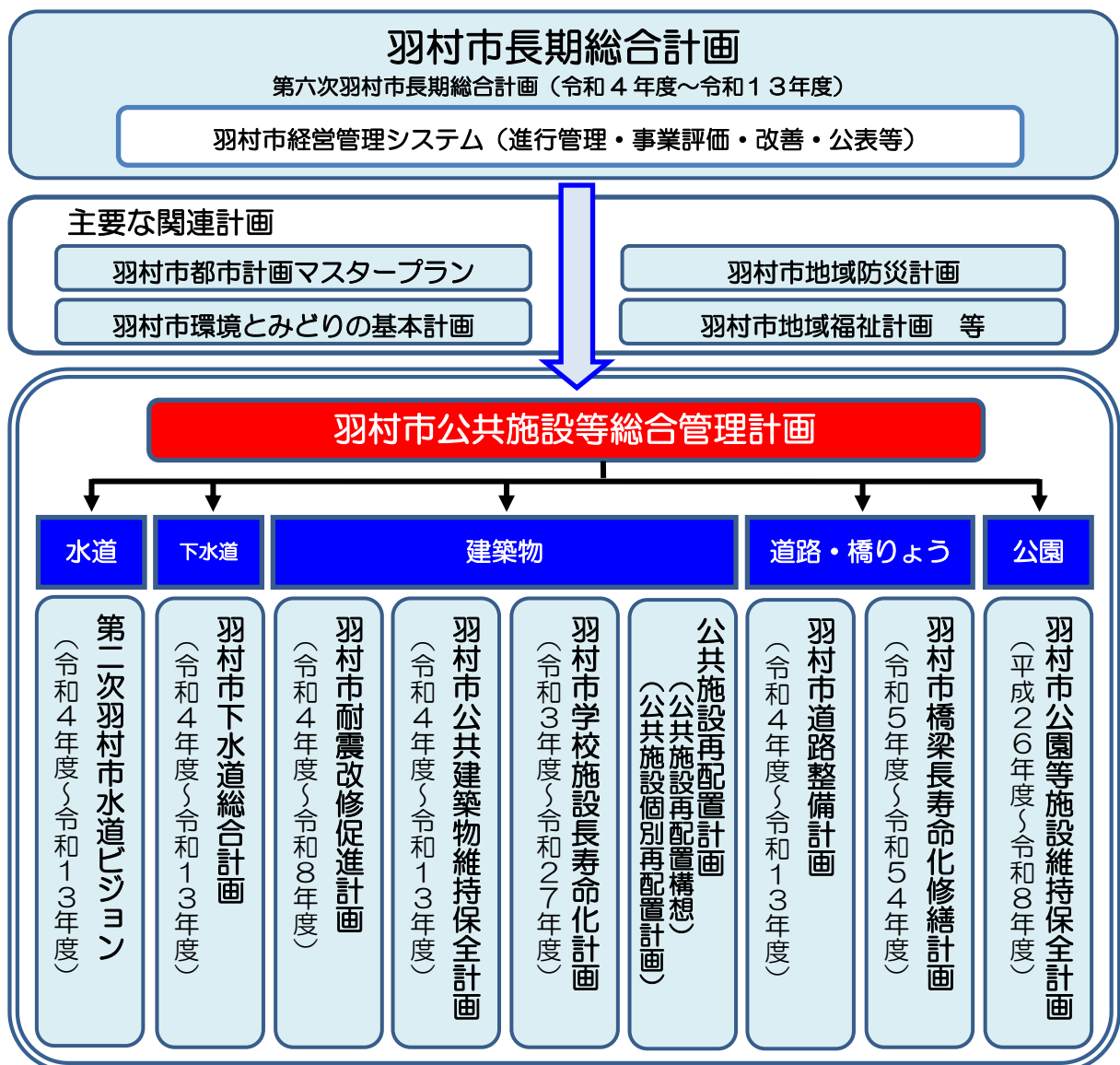
2 計画の位置づけ

これまでの羽村市における公共施設等の維持保全に関する取組は、個別に維持保全計画等を策定し、効率的かつ効果的な維持管理を行ってきました。

しかし、個別施設計画では、将来的な税収の変化に伴う維持管理・大規模改修・更新にかかる羽村市全体の費用を導き出すことが困難であることから、この計画を個別施設計画の上位計画として策定し、第六次羽村市長期総合計画の分野別計画として、国の「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針（令和5年10月改定）」に沿った計画に位置づけます。

計画の策定後は、適時、個別施設計画について、この計画に掲げる基本的な方針を踏まえた実施計画として見直し、具体的な取組を定めるとともに、今後、社会的要請による新たな公共施設等の整備の必要性が生じた場合についても、同様に対応していきます。

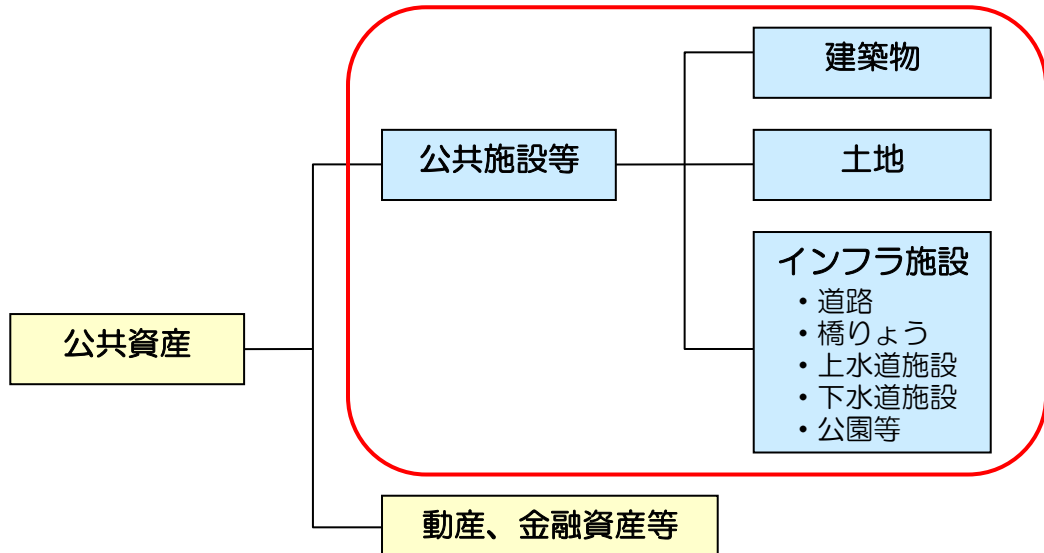
また、この計画は、全ての公共施設等の全体的な方向性を示したものであり、個々の施設の具体的な取組については、引き続き公共施設等を利用されている、市民、団体、事業者の意見聴取に努めながら、この計画に掲げる基本的な方針に沿って、総合的な観点から検討していきます。



3 計画の対象範囲

計画では、羽村市が保有する公共資産のうち、動産、金融資産等を除く、全ての建築物、土地及びインフラ施設を対象とします。(赤枠内)

■公共施設等の対象範囲



※国・東京都及び一部事務組合が所有する公共施設などは対象外とします。

※公共資産ではない借家・借地も対象としています。

4 計画の期間

計画の期間は、平成 28 年度から令和 27 年度までの 30 年とします。

また、将来人口推計や財政状況の見通し等の変化に対応するため、おおむね 10 年ごとに計画の見直しを行います。

なお、個別施設計画については、おおむね 5 年ごとに見直しを行います。

計画期間：平成 28 年度から令和 27 年度までの 30 年

※計画はおおむね 10 年ごと、個別施設計画はおおむね 5 年ごとに見直し

第2章 羽村市の概要

1 地勢

羽村市は、都心部から西へ約 45km、武蔵野台地の一角、多摩川の河岸段丘上に位置し、その広さは、東西に 4.23km、南北に 3.27km、行政区域 9.90km²となっており、行政区域は多摩地域 26 市中 3 番目に小さい市となっています。

なお、行政区域の一部 (0.417km²) を横田基地が占めています。



2 沿革

江戸時代の初め、承応 2 年 (1653 年) に江戸市中までの重要な水資源である玉川上水が開削され、羽村に取水所 (羽村堰) が設けられたことから、江戸の生活を支える重要な地となりました。

その後、明治 22 年に市制町村制が施行され、当時の羽村、五ノ神村、川崎村が合併し、現在の羽村市の前身である「西多摩村」が誕生、明治 26 年には神奈川県から東京府 (現東京都) に移管されました。

戦後は、人々の生活や産業の様子が一変し、人口も増加する中で、昭和 31 年の町制施行により「羽村町」が誕生したころから、都市化の傾向が徐々に現れ始めました。

昭和 37 年には、首都圏整備法による市街地開発区域の指定を受け、土地区画整理事業を基軸とした都市基盤整備を進めるとともに、工場立地を促進し、「職住近接」の近代都市として発展の礎を築きました。

平成 3 年の市制施行により、現在の「羽村市」が誕生し、令和 3 年には、市制施行 30 周年を迎え、現在に至っています。

3 地理的特性

羽村市が位置する武蔵野台地は、多摩川が形成した扇状地形であり、川を挟んで北東側には幾段もの河岸段丘が発達しています。

段丘をつなぐ崖線は、「ハケ」と呼ばれ、緑地帯を形成するとともに、坂道の多い羽村市の地形の特徴となっています。

多摩川の南西側は、草花丘陵が広がり、浅間山山頂にある羽村神社付近は、市の最高地点で標高 220m となっています。

市街地では、小作台西付近の標高 171m 地点から、南東方向に向かって低くなり、最南端の下河原では 118m となり約 50m の高低差が生じています。

第3章 公共施設を取り巻く状況

1 人口の推移及び推計

羽村市の将来の人口については、令和4年2月に策定した、第六次羽村市長期総合計画に基づく人口推計値を示します。

(1) 人口の推移と将来推計

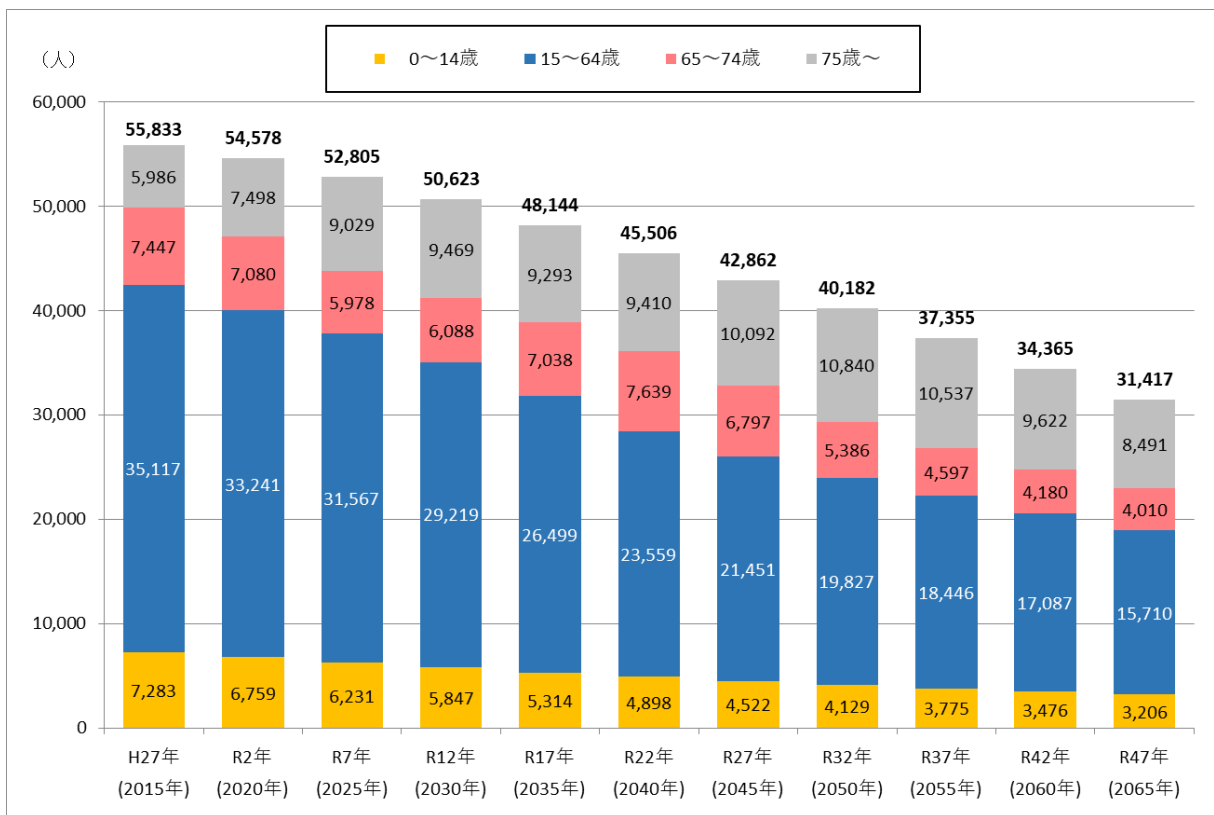
羽村市の人口は、平成3年（1991年）11月1日（53,381人）に市制を施行してからも増加を続け、平成22年（2010年）1月には57,587人となり、同年9月、ピークとなる57,772人に達しましたが、その後は、減少に転じています。

平成27年（2015年）の国勢調査の人口を基準に、コーホート要因法を用いて、令和47年（2065年）までの人口を推計しました。

市の人口は、計画期間の平成28年度からの30年間で20%以上減少し、計画終期付近の令和27年（2045年）には42,862人を見込んでいます。

14歳以下の人口の減少、65歳以上の人口の増加が続き、少子高齢化がさらに進みます。

■羽村市の人口の推移と将来推計



出典：第六次羽村市長期総合計画

2 財政の状況

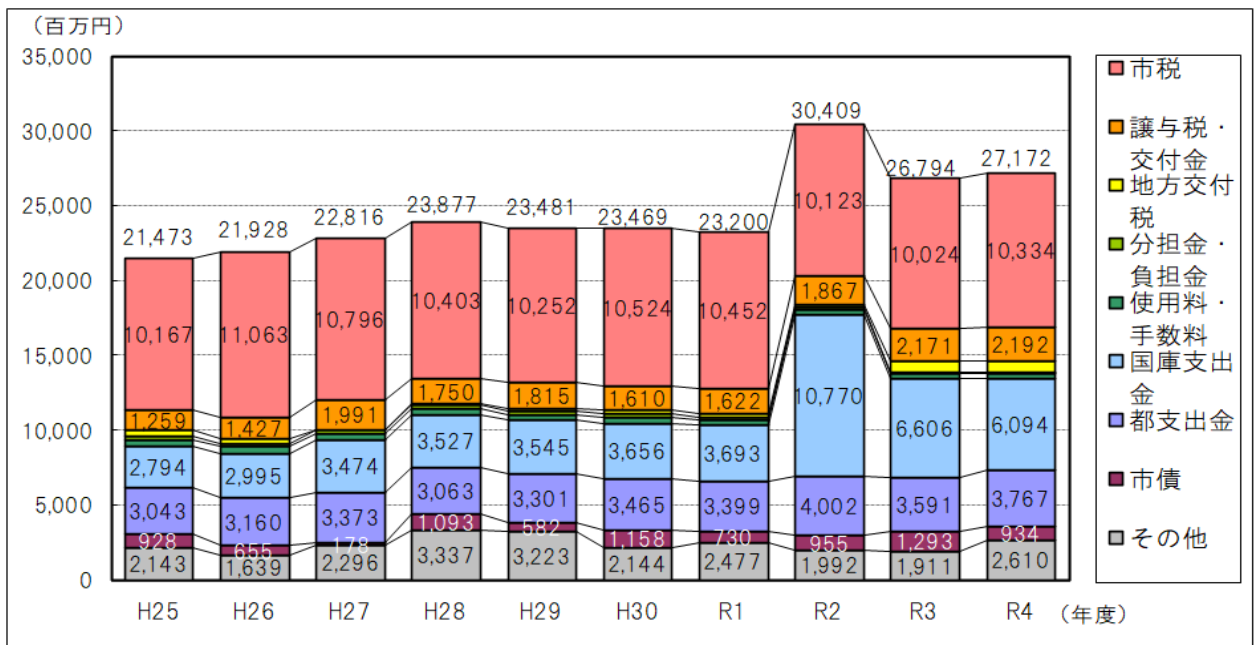
(1) 歳入について

平成 25 年度から令和 4 年度までの普通会計決算における歳入の総額の推移は、令和元年度までは 210 億円から 230 億円台で推移していましたが、令和 2 年度以降、新型コロナウイルス感染症や物価高騰への対応の影響により大きく増加しています。

主要財源である市税は、平成 26 年度は、一部大手企業の業績改善などにより大幅に増加し、6 年ぶりに 110 億円を超えるものとなりましたが、その後減少し、令和 3 年度にはこの 30 年間で最も少ない市税収入となりました。

市税の次に構成割合の高い国庫支出金及び都支出金は、年度により増減がありますが、歳出の扶助費などと連動し、増加傾向にあります。令和 2 年度以降は新型コロナウイルス感染症や物価高騰への対応の影響により国庫支出金が大幅に増加しています。

■歳入の決算額の推移



注: 端数処理の関係で、内訳の合計と総額が一致しない年度があります。

市税	: 市が課税権の主体である地方税
譲与税・交付金	: 地方譲与税、利子割交付金、配当割交付金、株式等譲渡所得割交付金、地方消費税交付金、自動車取得税交付金、国有提供施設等所在市町村助成交付金等、地方特例交付金、交通安全対策特別交付金などが含まれます。
地方交付税	: 国税 5 税の一定割合の額を原資とし、地方公共団体間の財源の不均衡を調整し、どの地域においても一定のサービスを提供できるよう財源を保障するため、国から地方に交付されるもの。
分担金・負担金	: 私立保育園保育料や市が実施する障害福祉サービスの利用者負担金などが含まれます。
使用料・手数料	: 各公共施設使用料、学童クラブ育成料、住民基本台帳手数料などが含まれます。
国庫支出金	: 国が用途を特定して地方公共団体に交付する資金の総称
都支出金	: 都が用途を特定して地方公共団体に交付する資金の総称
市債	: 市が資金調達のために負担する債務のうち、その返済が一会計年度を超えて行われるもの。
その他	: 財産収入、寄付金、繰入金、繰越金、諸収入などが含まれます。

出典: 羽村市財政白書

(2) 歳出について

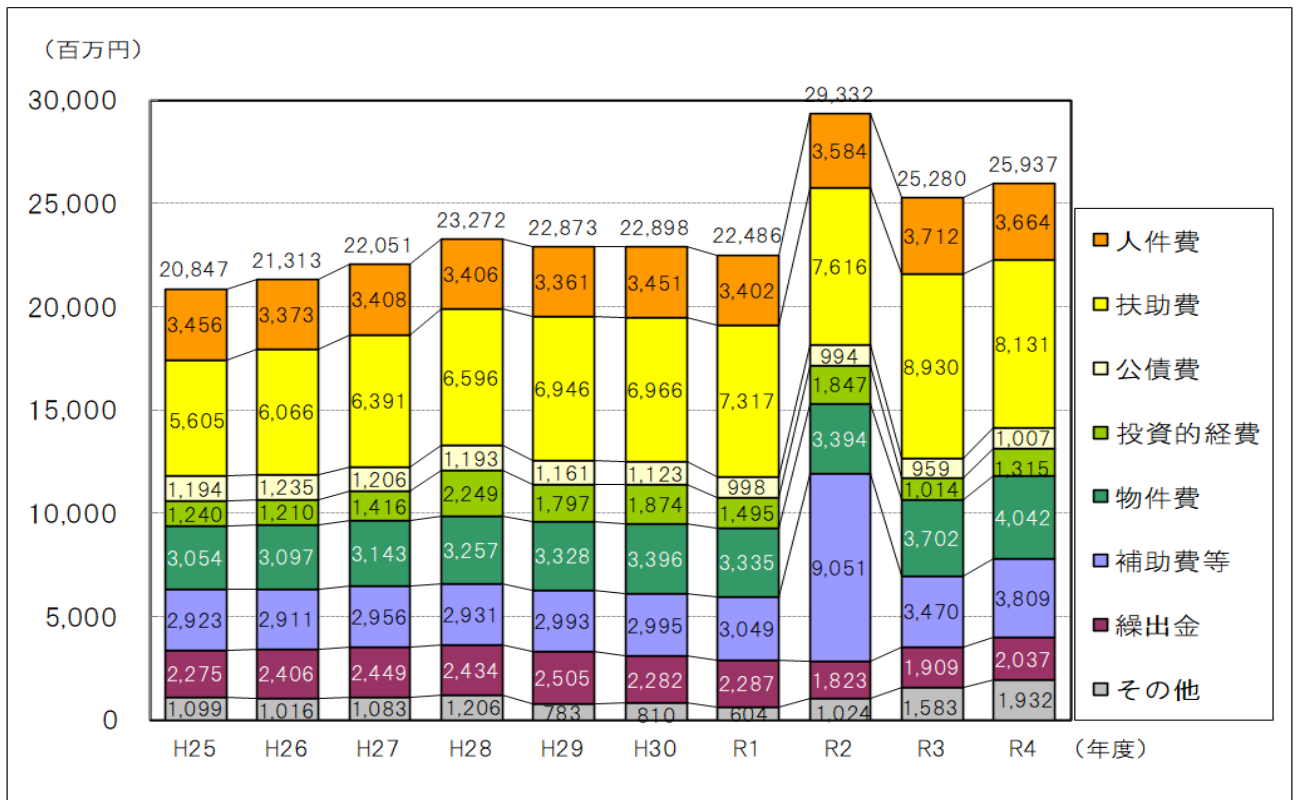
平成 25 年度から令和 4 年度までの普通会計決算における歳出の総額の推移は、令和元年度までは 200 億円から 230 億円台で推移していましたが、歳入同様、令和 2 年度以降、新型コロナウイルス感染症や物価高騰への対応の影響により大きく増加しています。

義務的経費である人件費はおおむね 35 億円前後で推移し、扶助費は平成 25 年度の約 56 億円から年々増加し、令和 4 年度は約 81 億円と平成 25 年度に比べて約 45%の増加となっています。

また、公債費は、12 億円前後で推移してきましたが、令和元年度以降は 10 億円前後での推移となっています。

普通建設事業費などの投資的経費は、年度により増減がありますが、平均では約 15 億円となっています。

■歳出の性質別決算額の推移



注: 端数処理の関係で、内訳の合計と総額が一致しない年度があります。

- 人件費 : 職員の給与や市議会議員の報酬などの経費
- 扶助費 : 高齢者、児童、障害者などを援助するための経費
- 公債費 : 借入れた市債の返済金
- 投資的経費 : 普通建設事業費などの社会資本の形成に資する経費
- 物件費 : 賃金、旅費、需用費、役務費、委託料などの消費的経費
- 補助費等 : 各種団体への助成金や一部事務組合への負担金など
- 繰出金 : 特別会計に移動されて支出される経費
- その他 : 維持補修費や積立金など

出典: 羽村市財政白書

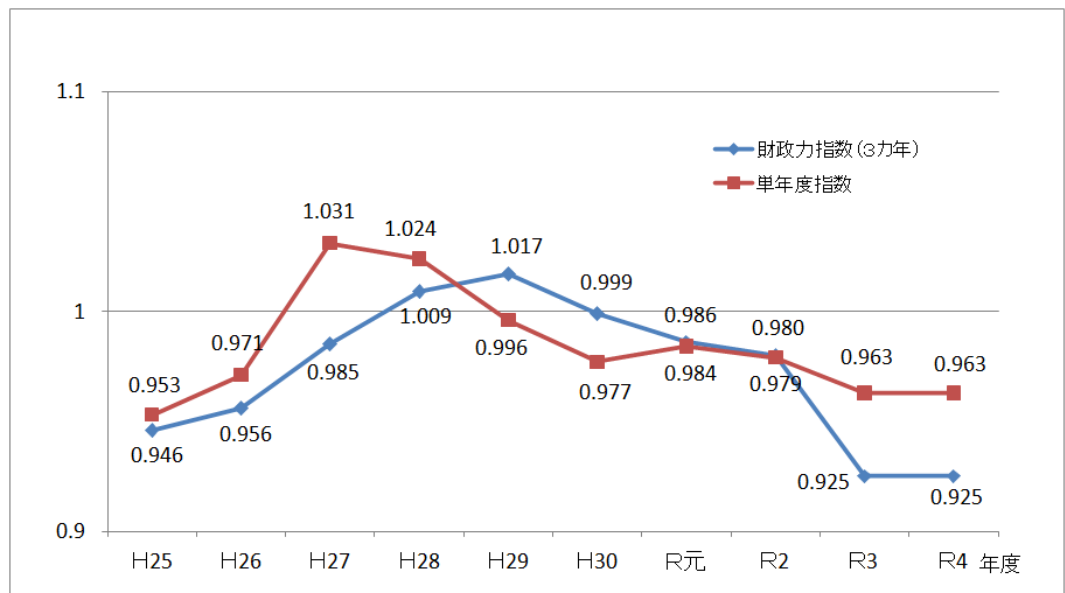
(3) 指標からみた財政状況

平成 25 年度から令和 4 年度までの財政力指数、経常収支比率、公債費負担比率の 3 つの指標からみた財政状況は次のとおりです。

①財政力指数

財政力指数（3か年平均）は、平成 28 年度及び平成 29 年度は「1」を超えていましたが、その後、市税収入が減少したことなどにより低下し、令和 4 年度には 0.925 となっています。

■財政力指数の推移



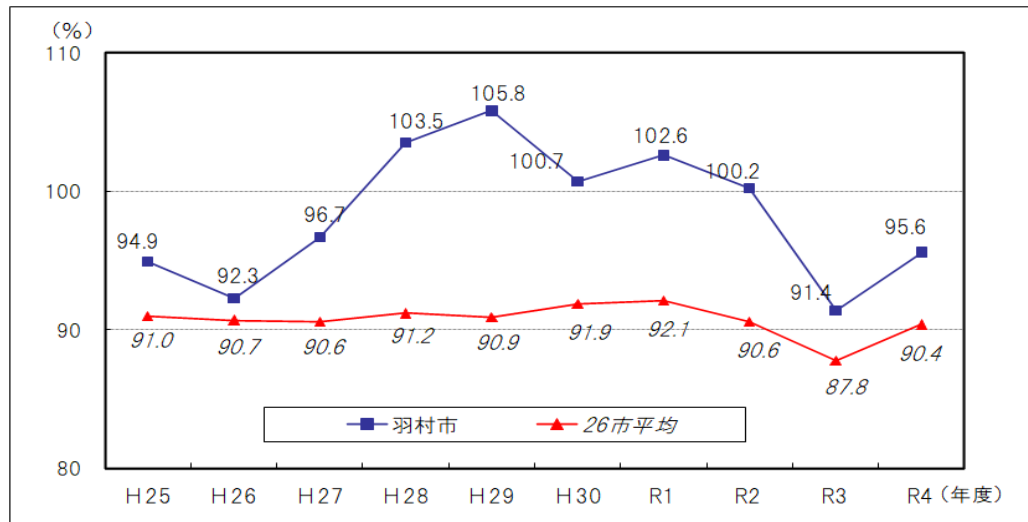
出典：羽村市決算カード

財政力指数：この数値が1に近く、あるいは1を超えるほど余裕財源を保有していることになり、通常の水準を超えた行政活動が可能となることから、財政基盤の強さや余裕度を示す指標として用いられます。通常は、当該年度を含む過去3年間の平均で表されますが、単年度の指数が1を超えると普通交付税は交付されません。

②経常収支比率

経常収支比率は、平成 28 年度から令和 2 年度まで 100%を超えるものとなり市財政の硬直化を顕著に示しています。令和 3 年度に大幅に改善しましたが、令和 4 年度は上昇し、95.6%となっています。令和 4 年度の多摩地域 26 市平均は 90.4%であり、他市に比べ財政が硬直化している状況にあるといえます。

■経常収支比率の推移



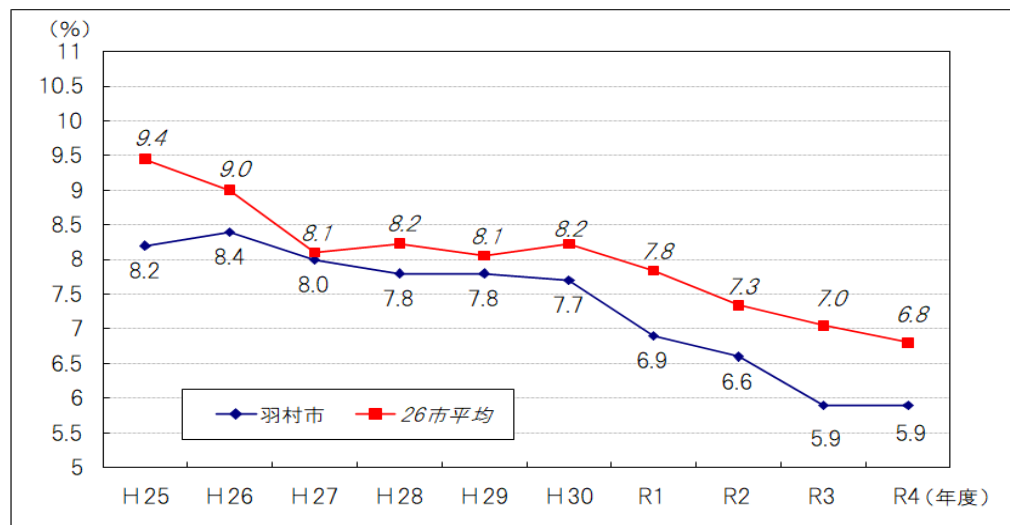
出典：羽村市財政白書

経常収支比率：財政構造の弾力性を示す指標として用いられます。この比率が低いほど、新たな行政需要の発生や経済変動に対処できることを示します。

③公債費負担比率

公債費負担比率は、15%を超えると注意が必要とされていますが、平成 26 年度以降減少し、令和 4 年度は 5.9%となっています。多摩地域 26 市平均の 6.8%を下回っており、他市に比べ健全な水準にあるといえます。

■公債費負担比率の推移



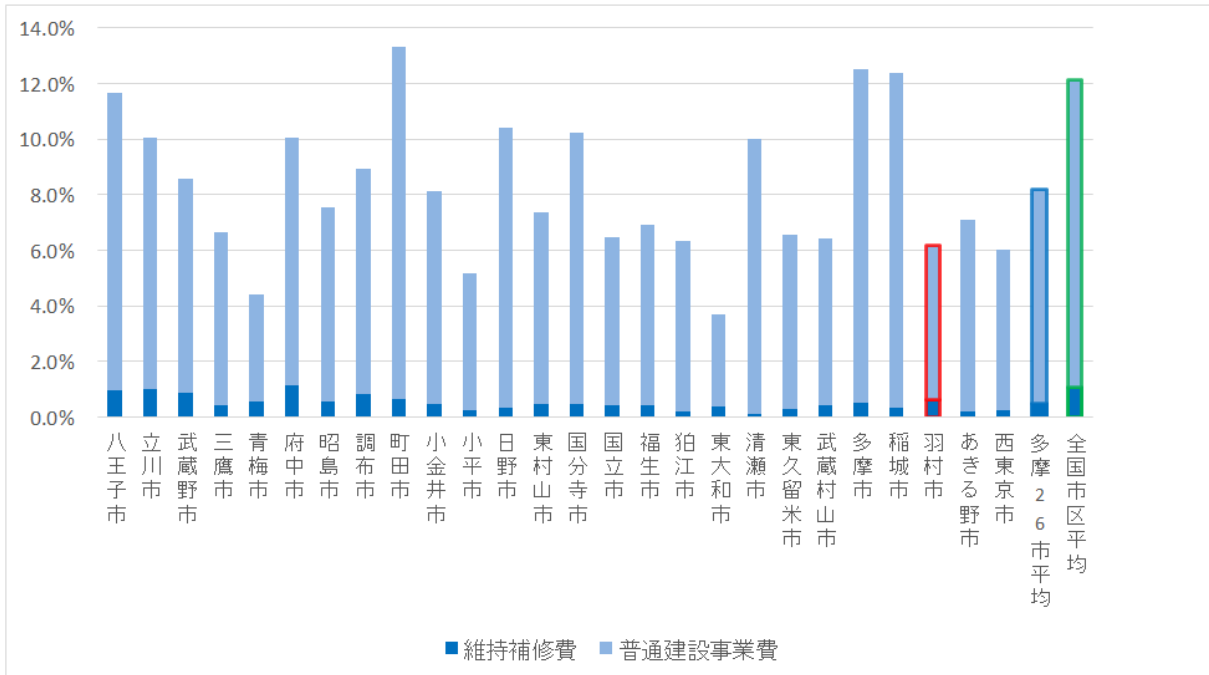
出典：羽村市財政白書

公債費：地方債(借金)の元利償還金(返済額)
 公債費負担比率：財政運営の弾力性を示す指標として用いられます。この比率が低いほど財政運営に弾力性があり、比率が高くなると財政運営の硬直化を示すこととなります。一般的には、15%を超えると黄色信号、20%を超えると赤信号とされています。

(4) 公共施設等の維持更新費用

道路や建築物等の公共施設の修繕費用などの維持補修費と、改修や更新、整備費用などの普通建設事業費について、歳出総額に占める割合の過去3か年平均を他市と比較すると、普通建設事業費が低い状況となっています。

■維持補修費・普通建設事業費の歳出総額に占める割合の過去3か年平均の状況



出典：総務省地方財政状況調査（令和元年度～令和3年度）

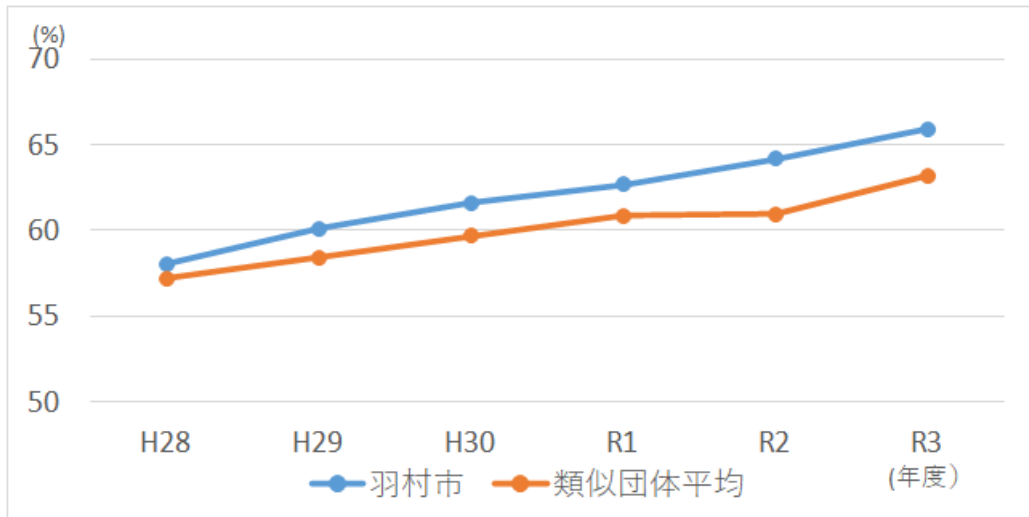
維持補修費：地方公共団体が管理する公共用施設等を補修するなどし、その効用を維持するための経費。
普通建設事業費：道路、橋りょう、学校、公園、庁舎等の社会資本の整備及び更新や改修等に要する投資的な経費。

3 公共施設等の老朽化の状況

羽村市の有形固定資産減価償却率は年々上昇し、令和3年度末現在、65.9%となっており、類似団体と比較しても高く、施設の老朽化が進行しています。

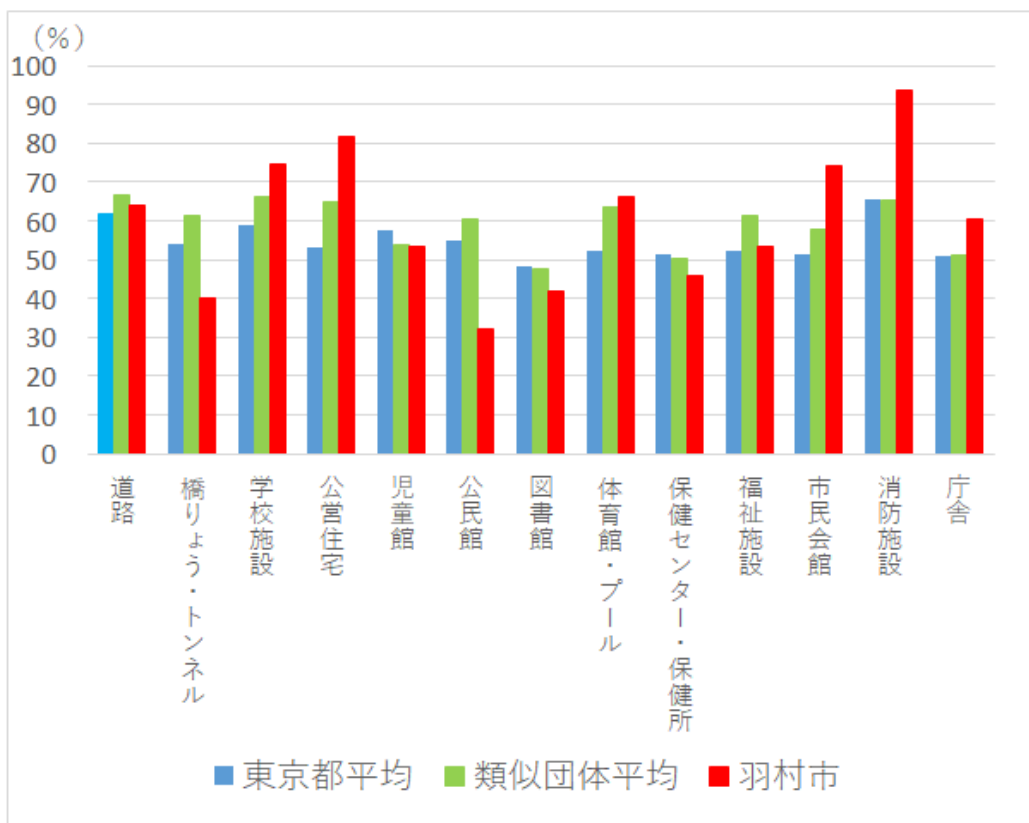
施設類型別では、学校施設や公営住宅、市民会館、消防施設、庁舎の老朽化が進んでいます。

■有形固定資産減価償却率の推移



出典：総務省令和3年度財政状況資料集

■施設類型別の有形固定資産減価償却率



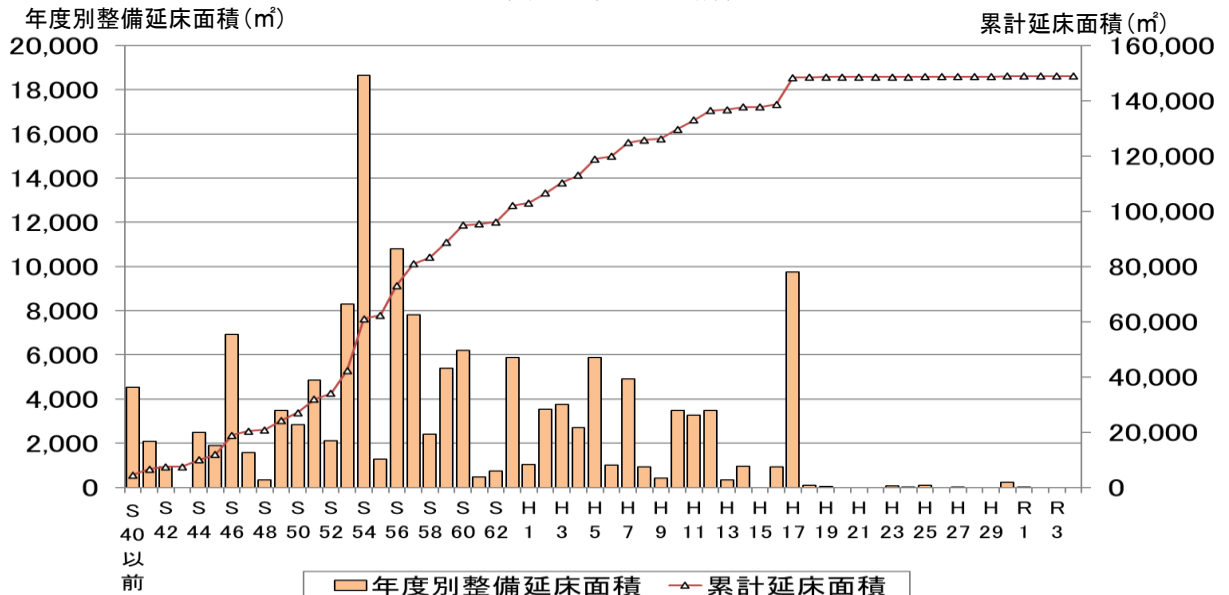
出典：総務省令和3年度財政状況資料集

4 建築物の現状

(1) 建築物の整備状況

令和6年3月末（見込）における、羽村市が保有する建築物は 152 施設で、延床面積は約 14 万 9,000 ㎡となっています。整備年度は昭和 54 年度が最も多く、ほとんどが昭和 40 年代から平成 17 年度までに整備されたものとなっています。

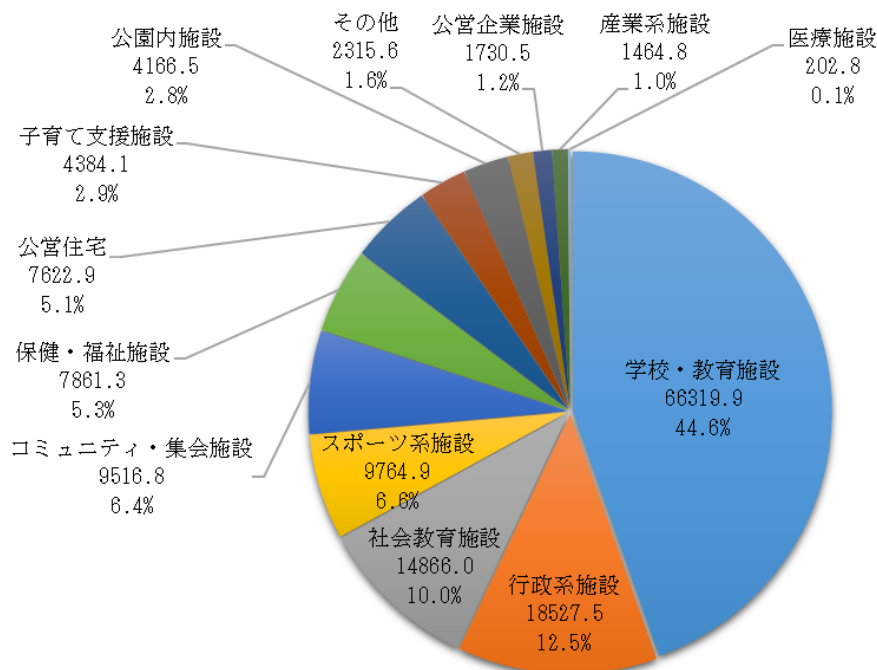
■ 建築物の年度別整備状況



(2) 建築物の類型別延床面積の割合

令和6年3月末（見込）における、建築物の類型別延床面積の割合は、学校・教育施設が約 44.6%と最も多く、次いで、行政系施設が約 12.5%、社会教育施設が約 10.0%、スポーツ系施設が約 6.6%となっています。

■ 建築物の類型別延床面積 (m²) の割合



■類型別建築物の保有状況

大分類	中分類	平成28年1月		令和6年3月末〔見込〕		
		施設数	延床面積 (㎡)	施設数	延床面積 (㎡)	
1	行政系施設	庁舎等施設	8	14,727.36	4	14,468.26
		消防施設	6	503.59	6	503.59
		防災施設	4	565.24	4	565.24
		清掃施設	3	3,359.14	2	2,990.44
2	コミュニティ・集会施設	コミュニティ・集会施設	24	9,468.73	24	9,516.83
3	公園内施設	公園内施設	45	4,069.95	45	4,166.45
4	公営住宅	公営住宅	6	7,622.93	6	7,622.93
5	学校・教育施設	学校・教育施設	12	70,516.37	11	66,319.86
6	スポーツ・レクリエーション施設	屋内スポーツ施設	3	9,764.90	3	9,764.90
		保養施設	3	2,062.82	0	0.00
7	子育て支援施設	子育て支援施設	16	4,990.74	15	4,384.05
8	保健・福祉施設	高齢福祉施設	5	3,605.50	3	3,122.16
		障害福祉施設	3	3,410.12	2	3,242.12
		健康福祉施設	1	1,497.02	1	1,497.02
9	社会教育施設	社会教育施設	7	14,999.52	4	14,865.98
10	医療施設	医療施設	1	202.80	1	202.80
11	産業系施設	産業系施設	2	1,380.90	3	1,464.75
12	公営企業施設	公営企業施設	1	1,730.50	1	1,730.50
13	その他	その他	18	2,197.40	17	2,315.62
合計			168	156,675.53	152	148,743.50

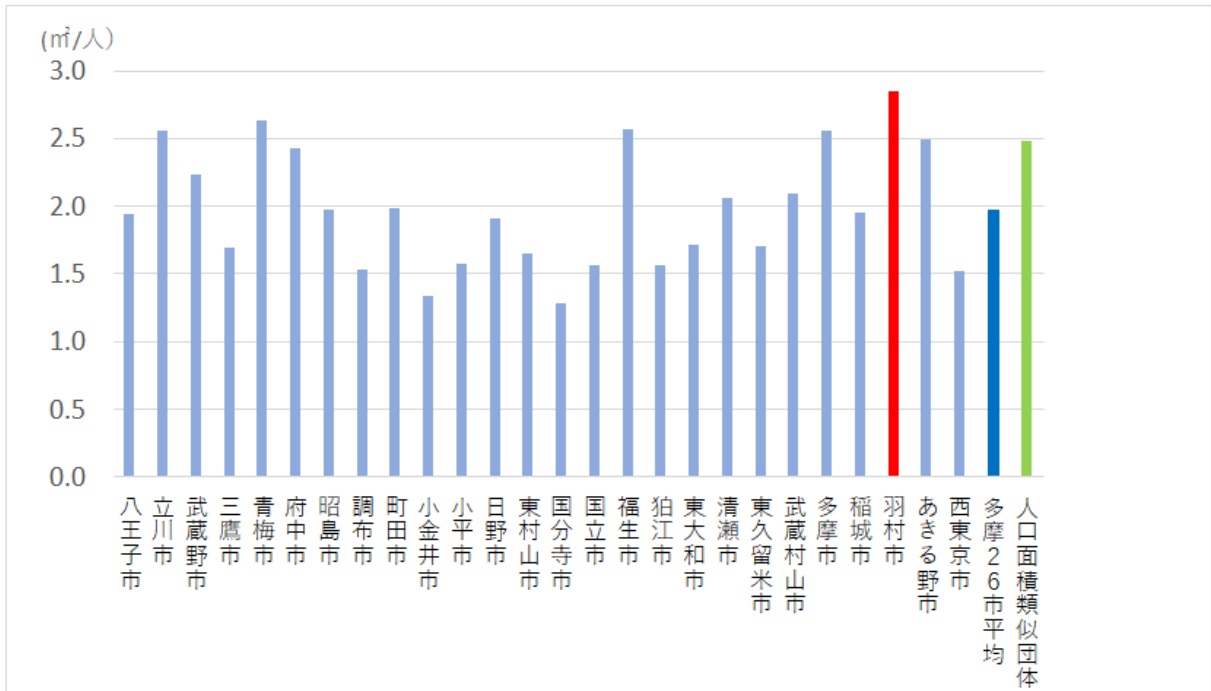
※分類については、一般財団法人地域総合整備財団の更新費用試算ソフトの分類表を参考に、羽村市の実態に基づき整理しています。

(3) 住民一人当たりの建築物延床面積

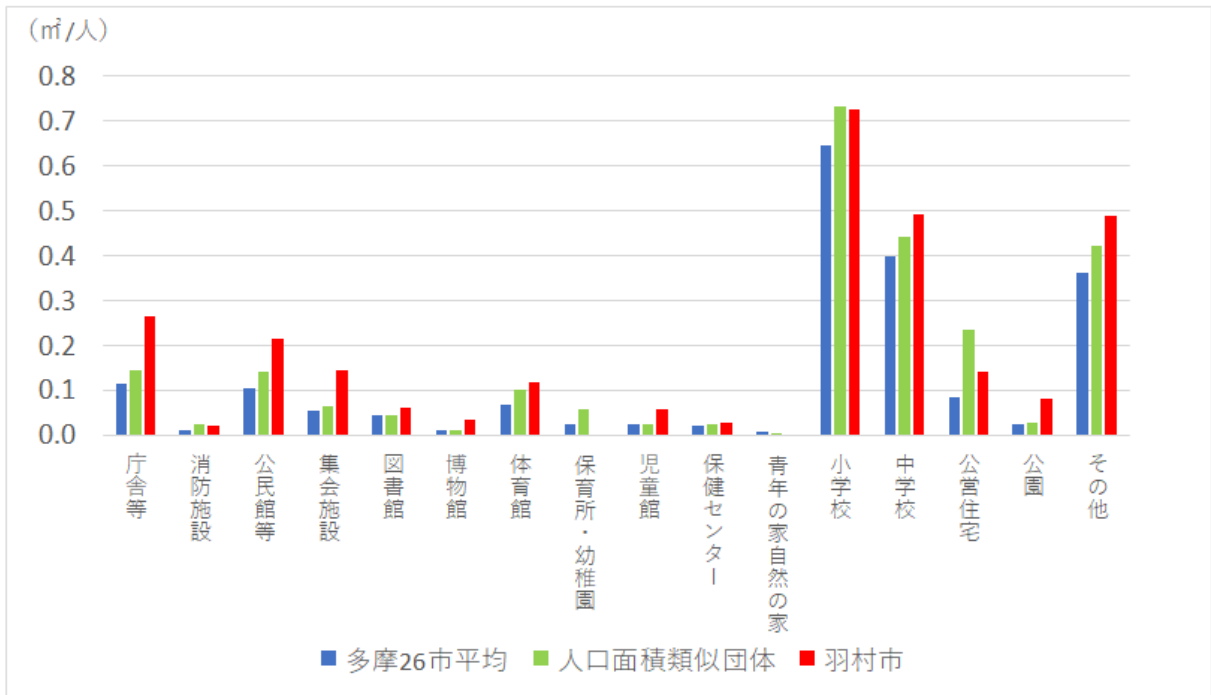
住民一人あたりの建築物延床面積を多摩地域 26 市や全国の類似団体と比較すると羽村市の建築物の総量が他市と比べ、非常に多いことがわかります。

また、その類型別の内訳では、庁舎をはじめ、公民館、集会施設、図書館、博物館、体育館、児童館など多くの類型で他市の水準よりも多いことがわかります。

■住民1人あたりの建築物延床面積の比較



■人口一人当たりの類型別建築物延床面積の比較



出典：総務省 公共施設状況調査 2022

※人口面積類似団体 人口 3 万～10 万人 行政面積 20k m²以下 全国 35 団体平均

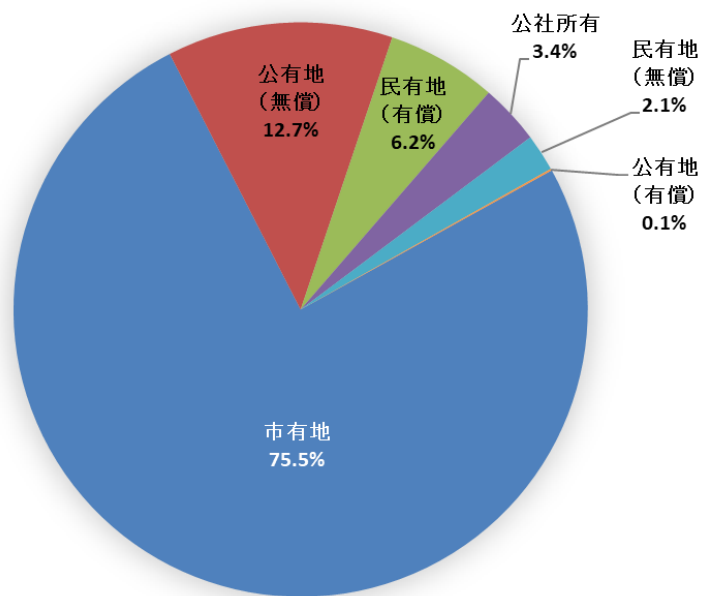
5 土地及びインフラ施設の現状

(1) 土地の保有状況

羽村市が所有及び借用している土地は約 80 万 9,000 m²で、その中で市有地は約 61 万m²（約 75.5%）となっており、残りの約 24.5%については借地（有償・無償）となっています。

また、借地のうち、土地開発公社所有地（借地）の約 2 万 7,000 m²（約 3.4%）については、羽村市が購入すべき土地を土地開発公社が先行的に買い取りした土地であり、購入目的に即した土地活用等を検討し、適切な時期に羽村市が購入することとなっています。

■土地の所有形態別敷地面積の割合



■類型別土地の保有状況

大分類	中分類	箇所数	平成28年1月	箇所数	令和6年3月末	
			面積 (㎡)		〔見込〕 面積 (㎡)	
1	行政系施設用地	庁舎等施設用地	5	12,116.34	3	10,330.34
		消防施設用地	6	916.44	6	916.44
		防災施設用地	4	1,580.71	4	1,580.71
		清掃施設用地	3	8,020.96	2	7,394.06
2	コミュニティ・集会施設用地	コミュニティ・集会施設用地	24	17,085.82	24	17,085.82
3	公園内施設用地	公園内施設用地	105	370,991.72	110	382,791.44
4	公営住宅用地	公営住宅用地	6	12,223.27	6	12,223.27
5	学校・教育施設用地	学校・教育施設用地	15	192,582.92	13	158,070.28
6	スポーツ・レクリエーション施設用地	屋内スポーツ施設用地	3	18,758.22	3	18,758.22
		保養施設用地	1	33,211.64	0	
7	子育て支援施設用地	子育て支援施設用地	14	14,892.95	13	13,735.95
8	保健・福祉施設用地	高齢福祉施設用地	14	13,465.57	12	12,144.57
		障害福祉施設用地	3	5,403.51	2	4,903.80
		健康福祉施設用地	1	2,739.89	1	2,739.89
9	社会教育施設用地	社会教育施設用地	7	19,142.29	4	18,298.39
10	医療施設用地	医療施設用地	1	224.91	1	224.91
11	産業系施設用地	産業系施設用地	26	18,180.27	17	18,266.39
12	公営企業施設用地	公営企業施設用地	1	4,230.08	1	4,230.08
13	その他の用地	その他の用地	296	145,803.08	288	136,037.08
合計（重複部分を含まない）			525	846,417.06	503	808,806.44

(2) インフラ施設の保有状況

インフラ施設の保有状況は、次のとおりとなっています。

■インフラ施設の保有状況（令和6年1月1日現在）

種別	内容	数量
道路	道路延長	147,610m
橋りょう	橋りょう数	7橋
上水道	管路延長	199,739m
	導水管	896m
	送水管	7,679m
	配水管	191,164m
	上水道施設	6箇所
下水道	管路延長	253,052m
	汚水管	186,214m
	雨水管	66,838m
公園等	面積	371,040 m ²
	箇所数	109箇所

【道路】土地区画整理事業完了地区内の道路については、幹線道路・準幹線道路・生活道路等に区分され、基本的に雨水排水施設や交通安全施設等が備わっています。

その他の道路については、一部の拡幅改良された道路を除くと、多くが狭あいな道路となっており、雨水排水施設や隅切りなどの整備が課題となっています。

【橋りょう】橋長 15m以上の3橋が建設後 40 年以上を経過し、水路に架かっている4橋（いずれも橋長 3m程度）の内、1橋を除いて建設後 30 年以上経過しています。

【上水道】導水管の整備総延長は 896m、送水管の整備総延長は 7,679m、配水管の整備総延長は 19 万 1,164mで、上水道普及率は 100%となっています。

多摩川沿いにある3か所の浅井戸を水源として地下水を取水し、1か所の浄水場で処理された水は送水管を通り、2か所の配水塔に運ばれ、そこから自然流下により配水管を通じ、各家庭や事業所等に給水しています。

【下水道】汚水管の整備総延長は 18 万 6,214mで、下水道普及率がほぼ 100%となっています。

雨水管の整備総延長は 6 万 6,838mで整備率は約 55.0%となっています。

【公園等】109 箇所あり、このうち、緑地等で建築物を有しない公園を除くと 34 箇所の公園等に括ることができ、最も古い公園は昭和 41 年に供用開始しています。

第4章 建築物の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針

1 建築物の管理に関する基本的な方針

(1) 建築物の現状や課題に関する基本認識

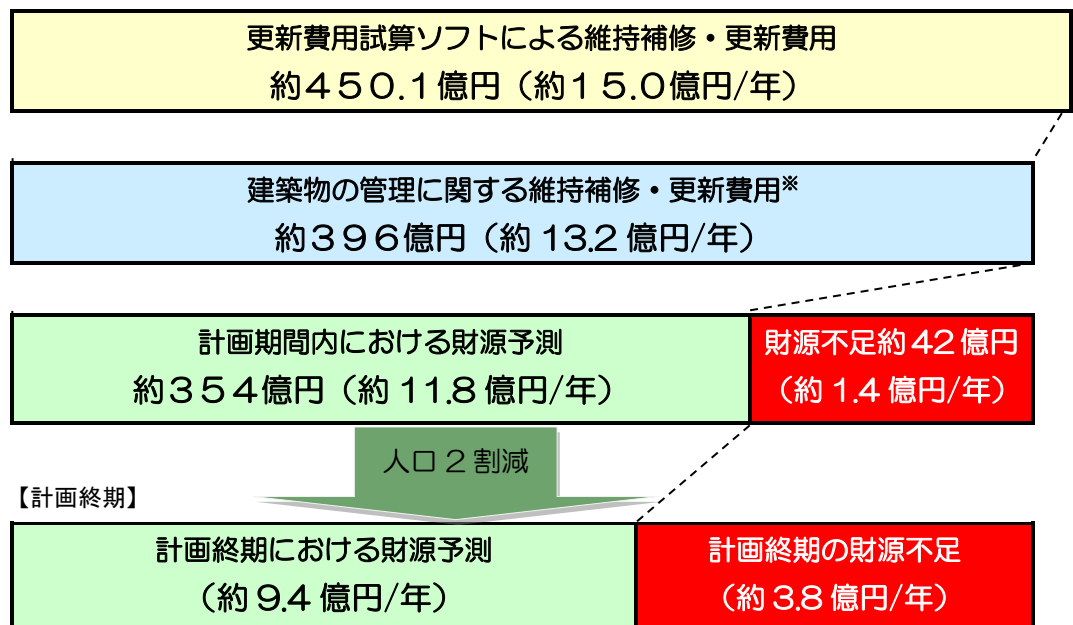
平成28年3月時点で、羽村市が保有する建築物168施設、延床面積約15万7,000㎡について、更新周期を60年、建築後30年に大規模改修を実施する条件で、現在と同じ床面積に更新したと仮定した場合、平成28年度から令和27年度までの30年間における維持補修及び更新費用を一般財団法人地域総合整備財団の更新費用試算ソフト(以下「更新費用試算ソフト」という。)で算定すると、約450.1億円(年平均約15.0億円)必要となります。

ただし、更新費用試算ソフトは全国の平均的な4つの施設類型ごとに標準的な費用を算定しているため、近年の羽村市における維持補修及び更新に係る費用の実態を踏まえるとともに、羽村市公共建築物維持保全計画等に基づき長寿命化(建築後60年に長寿命化改修工事を実施し、更新周期を90年に延長)を実施した場合、計画期間内30年間の費用を算定した結果、約396億円(年平均約13.2億円)と試算されました。

一方、平成17年度から平成26年度(10年間)までにおける建築物の普通建設事業費及び維持補修費の決算額は約118億円(年平均約11.8億円)であり、計画期間内も同水準の財源が継続すると仮定した場合、計画期間内における維持補修・更新費用の財源は約354億円となり、試算した維持補修・更新に係る経費396億円に対して、約42億円(年平均約1.4億円)の財源不足が予測されます。

さらに、計画期間内には人口は2割減少すると推計しており、人口に比例して財源も減少していくと考えられますので、計画最終年度には財源は9.4億円/年程度まで減少すると見込まれます。このため、人口減少に対応し、将来にわたって安定的かつ時代の求めに応じた行政サービスを提供するためには、建築物の整理統合(統合・集約化・複合化・多機能化等)の取組が必要になります。

【計画期間】



※ 資料編76頁以降に費用の内訳及び算定根拠を掲載しています。

維持補修: 公共施設等を直すこと。なお、修繕を行った後の効用が従前より大きいか小さいかは問わない。
更新: 老朽化等に伴い機能が低下した施設等を取り換え、同程度の機能に再整備すること。

(2) 建築物の整理統合に関する目標と取組

① 整理統合の目標

現状の保有量を保ったまま建築物を維持しようとする場合、長寿命化等を実施したとしても計画終期の令和27年度には人口減少などにより、必要経費13.2億円/年に対し、9.4億円の財源予測であり、財源不足はおよそ30%に達する予測となります。

公共建築物の適正な維持更新には延床面積に比例した経費がかかるため、こうした財源不足を解消するためには、大幅な総量抑制は避けられず、財源に応じた保有量に徐々に縮小していく必要があります。

改定前の計画では、財源不足の解消額を目標としていましたが、より取組の方向性を明確にし、整理統合を加速させる必要があることから、今回の改定により、公共建築物の総量（延床面積）を目標指標として掲げます。

目標数値については、計画終期の約30%の財源不足や羽村市の建築物の総量が他市の水準に比べ多いこと（15頁参照）などを考慮し、公共建築物の総量を30%程度縮小していくことを長期的な目標とします。ただし、急激な抑制によりサービス等の質や市民生活などに大きな影響がでることなどを考慮し、財源不足を総量抑制以外の手法で補いながら、目標達成年度は適宜見直していきます。

建築物の最適化に関する長期的な目標

建築物総量 30%程度の削減

平成28年度→令和27年度（30年間）

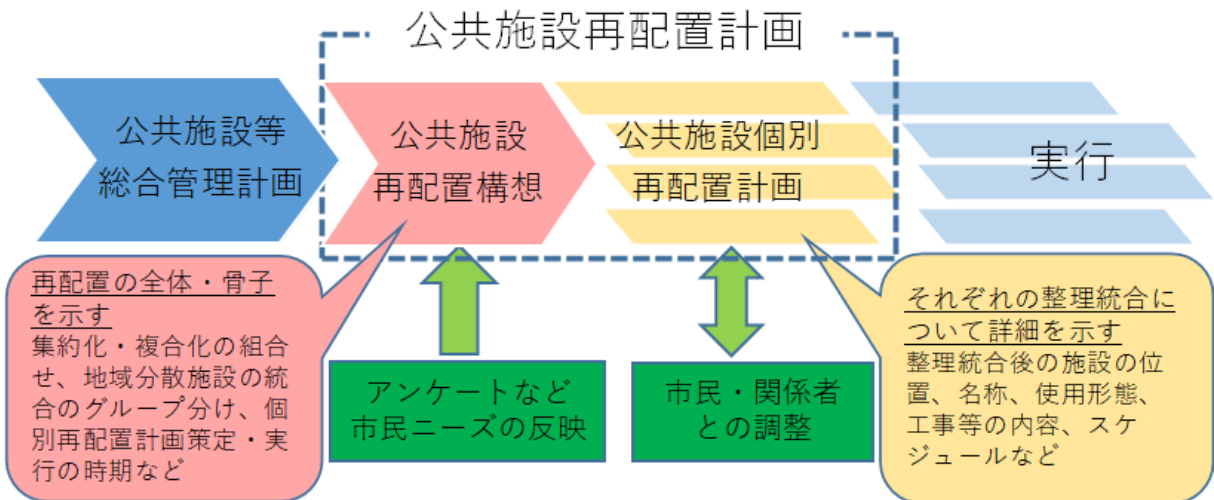
② 整理統合の推進

改定前の計画では、公共施設の整理統合については、老朽化に伴う大規模な施設改修のタイミングで検討するか、周辺施設の更新を計画する場合に検討することとしてきました。

今後、さらに公共施設の整理統合を加速させていくため、公共施設の整理統合について、市の公共施設全体で集中的に検討を行い、公共施設再配置計画として取りまとめていきます。

公共施設再配置計画は、市全体の公共施設の再配置について、集約化や複合化を行う拠点施設としての位置づけや分散する施設を統合するグループ分けなど、整理統合の骨子を示す「公共施設再配置構想」と、その構想に基づきそれぞれの施設について整理統合の詳細を示す「公共施設個別再配置計画」で構成するものとします。

■ 整理統合の検討の流れ



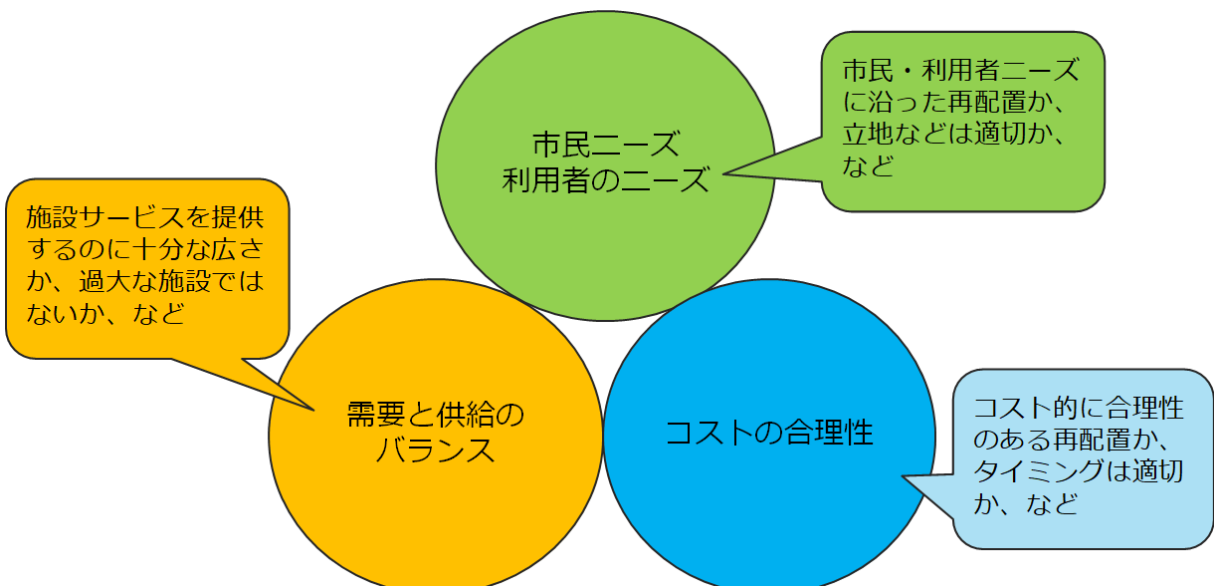
③ 整理統合の検討の視点

整理統合の検討に際しては、施設の利用状況や、市民アンケートの実施などにより市民ニーズを考慮しながら検討を進めます。

適正規模での整理統合を進めるため、人口減少に伴う需要の減少など、将来の需要の変化を見極めながら検討を行います。

既存資産を最大限活用し、残存簿価が大きく資産価値が高い施設を優先的に長寿命化し維持していくなど、再配置コストを低減します。

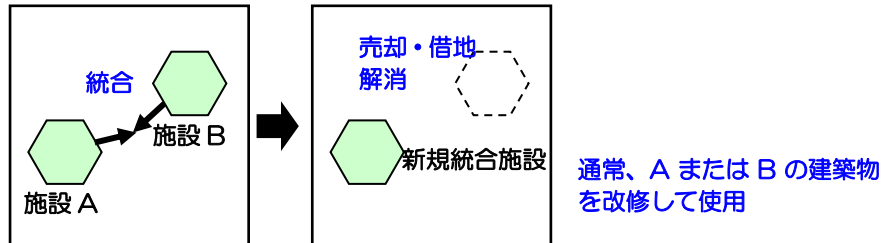
■ 整理統合の視点



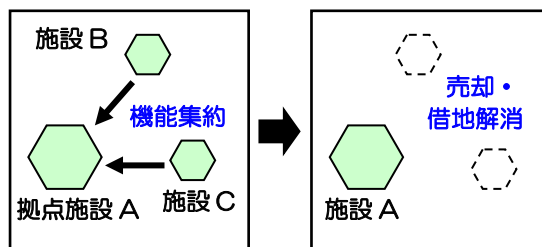
■整理統合のイメージ

統合	: 同種の機能を有する複数の施設同士を合わせ、1つにすること
集約化	: 同種の機能を有する小規模な施設を拠点となる施設に集めること
複合化	: 異なる機能を有する施設を1つの施設に集めること
多機能化	: 複合化及び集約化を行う際に、新たな機能を加えること

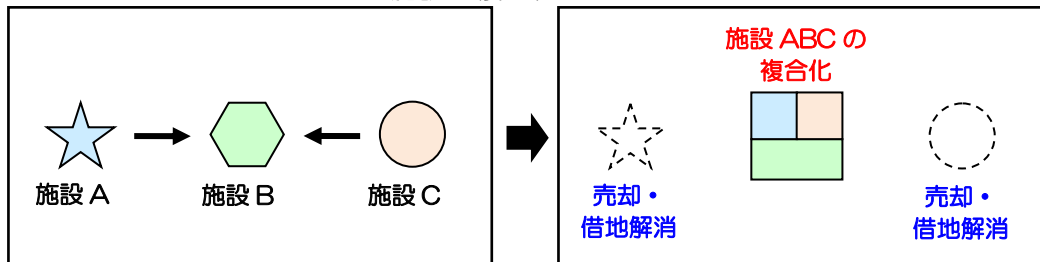
■施設の統合のイメージ



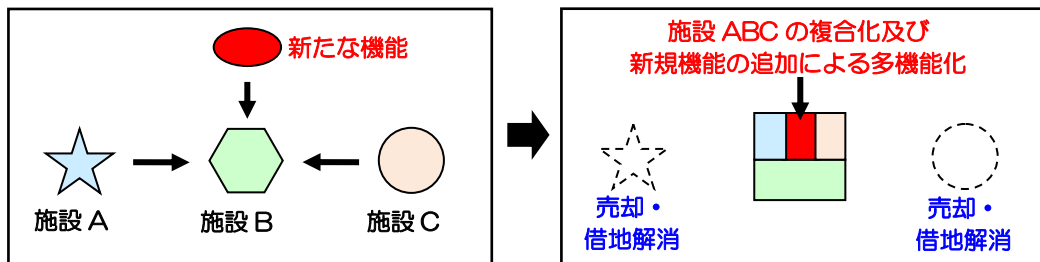
■施設の集約化のイメージ



■施設の複合化のイメージ



■施設が多機能化のイメージ



(3) 財源不足解消に向けた取組

公共施設の総量抑制を進めることにより、公共施設の維持保全に係る費用は抑制されていきます。

しかし、総量の抑制は人口減少に沿って達成していくことは困難であり、時間がかかることによる経費の増加や総量抑制の過程で整理統合を実施していく費用がかかります。こうした費用を補うため、整理統合などによる総量抑制以外にも財源不足解消の取組を実施していくことが不可欠であり、次の取組を実施していきます。

■財源不足解消の取組

①公有財産等の利活用・売却等

②特定財源等の確保

③民間活力の導入・民間資本の活用

④適正な受益者負担

①公有財産等の利活用・売却等

整理統合により使用しなくなった施設は、民間譲渡や貸付け等も含め利活用を検討し、老朽化などにより利活用の見込みがない施設は解体し除却します。

また、更地化した土地は、将来の利用も含めて活用を検討した上で、利用を見込まない市有地は売却し、借地は返還します。

売却等により得られた財源は、公共施設等の維持補修・更新費用として活用を図ります。

②特定財源等の確保

国及び東京都の補助金等を建築物の維持補修・更新費用として、積極的に活用します。

また、整理統合を実施する際に、地方債を積極的に活用し、財政負担の平準化を図ります。

③民間活力の導入・民間資本の活用

民営化以外にも、新たな建築物の整備や運営等において、民間活力を積極的に活用する手法であるPFI、PPPの導入など、更なる民間活力の導入・民間資本の活用を図り、民間の資金やノウハウを活用することで、羽村市が負担していた建設費用や管理運営コストを軽減し、軽減した費用を公共施設等の維持管理・更新費用として活用を図っていきます。

すでに、指定管理者制度を導入している施設についても、管理運営手法についての検証を適宜行い、民間のノウハウを活用するなどの運営を検討します。

※PFI(PPP)：官民のパートナーシップ。国や地方公共団体が提供してきた行政サービスに民間の資金や技術、ノウハウを取り入れること。PFIは、PPPの代表的な手法の1つ。

④適正な受益者負担

地方公会計の情報を活用し、減価償却費を含めたフルコストでの適正な受益者負担に関する検討を行い、必要に応じて、使用料等の見直しを行います。

(4) 社会的要請（新規施設の設置）に向けた検討

今後の建築物の新規整備については、社会状況の変化などにより新たな行政サービスの需要が生じた場合など、やむを得ない場合に検討します。ただし、新規整備する建築物は必要最小限の規模とし、既存ストックを最大限活用していくとともにスクラップアンドビルドの観点に立ち、施設総量の抑制に取り組みます。

■新規施設設置の考え方

建設手法の優先順位	特徴
<p>① 整理統合（多機能化）による設置</p>	<ul style="list-style-type: none"> 新規導入機能に求められる床面積が少ない場合に有効な手法 施設設置において新たな敷地の確保が不要 <p>【総床面積・総土地面積に関する事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●総床面積 ⇒ 減少又は維持 ●総土地面積 ⇒ 減少
<p>② 整理統合（統合・集約化・複合化等）により空いた市有地等で設置</p>	<ul style="list-style-type: none"> 多機能化では必要な床面積が確保できない場合に有効な手法 建設する敷地については借地でなく市有地を優先 <p>【総床面積・総土地面積に関する事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●総床面積 ⇒ 増加の可能性大 ●総土地面積 ⇒ 減少又は維持
<p>③ 新たな土地を確保して設置</p>	<ul style="list-style-type: none"> 整理統合では必要な床面積が確保できない場合の手法 新たな敷地の確保を行い建設 <p>【総床面積・総土地面積に関する事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●総床面積 ⇒ 増加 ●総土地面積 ⇒ 増加 <p>※他の施設の整理統合を進め、全体としては縮減</p>

(5) 建築物の管理に関する基本的な考え方

整理統合を検討していく中で、将来的に維持していく建築物と将来的に転用や廃止を検討していく建築物を区分けし、前者は積極的に長寿命化を図り、後者は廃止等が実施されるまでに必要最低限の修繕を行うなど、それぞれに応じた適切な管理を効果的に実施していきます。

建築物の維持保全に際しては、市民等が利用する施設や消防施設など市民の利便性の向上や安全・安心を提供するための主要な建築物（主に延床面積 300 m²以上）について、「羽村市公共建築物維持保全計画」に基づき行動計画を立て、維持保全を行います。それ以外の延床面積 300 m²未満の建築物については、小規模な修繕工事に対応できることから、各建築物の点検や性能水準評価の結果に基づき、必要となる維持保全を実施します。

①点検・診断等の実施方針

「羽村市公共建築物維持保全計画」において定めている「劣化度判定点検項目」について、施設管理者による日常点検における情報、専門家による定期点検による情報を建築物の維持管理を所管する部署において年 1 回集約し、必要に応じた現地での確認点検を経て総合的に劣化度判定を行います。

点検・診断等の履歴については集積・蓄積し、老朽化対策に生かしていきます。

②維持管理・修繕・更新等の実施方針

建築物の計画的な大規模改修工事と、各建築物の劣化に関する点検結果から導かれた補修工事について、建築物の維持管理を所管する部署が一元管理を行い、財政状況に応じた優先順位を定め、トータルコストの縮減及び平準化を図りながら、適切な建築物の維持管理を行います。

今後、廃止が予定される建築物については、必要最低限の維持管理を行います。

維持管理・修繕・更新等の工事履歴については、建築物の維持管理を所管する部署が集積・蓄積し、「羽村市公共建築物維持保全計画」の見直しにおける基礎資料として活用します。

③安全確保の実施方針

点検や診断の結果を踏まえ、老朽化に伴う建築物の安全性の確保が困難となったものについては、市民の使用を避けるなどの対応を行い、安全確保のための工事の実施、建築物の取壊し等についての方針を定め、方針に沿った事業を実施することで、施設利用者の安全を確保します。

④耐震化の実施方針

「建築物の耐震改修の促進に関する法律」、「羽村市耐震改修促進計画」及び、「羽村市公共建築物維持保全計画」に基づき、計画的な耐震診断及び耐震改修を行います。

市民が利用しない小規模な建築物や今後の方向性が定まっている建築物等については、原則として耐震化の対象からは外し、その後の状況に応じて耐震化の対応を図ります。

⑤長寿命化の実施方針

「羽村市公共建築物維持保全計画」における主要な建築物の予防保全型維持管理を主とした建築物の「行動計画の立案」、「保全業務の実施」、「保全業務の評価」、「保全業務の改善」のPDCAサイクルによる、適切な維持管理を実施することで、建築物の長寿命化を図ります。

⑥ユニバーサルデザイン化の推進方針

全ての人々が安全、安心、快適に暮らし、羽村に訪れることができるまちづくりを進めるため、東京都福祉のまちづくり条例等に基づき、建築物等の改修・改築等の機会を捉え、ユニバーサルデザイン化を推進します。

⑦脱炭素化の推進方針

建築物等の改修や整備を行う際には、太陽光発電等の再生可能エネルギーを利用した設備、省エネルギー型空調やLED照明等の高効率設備及びシステム等の導入、建築物周辺や壁面等の緑化、断熱性・気密性の高い設計による冷暖房に係るエネルギーの削減など、建築物等の脱炭素化に向けた取組を推進します。

⑧地方公会計（固定資産台帳等）の活用方針

公共施設等の資産情報については、固定資産台帳を基本として一元管理に取り組み、整理統合の検討時などに、有形固定資産減価償却率や簿価などの情報を活用します。

また、施設の運営情報については、行政コスト計算書を活用し、減価償却費等を含めたフルコストで把握し、運営手法の比較検討に活用します。

⑨総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針

建築物の安全性の確保、長寿命化、ライフサイクルコストの縮減のため、施設管理者は建築物の維持管理・更新を所管する部署に対して年1回の施設の劣化情報に関する報告を行い、建築物の維持補修・更新を所管する部署は、「羽村市公共建築物維持保全計画」に定めた大規模改修工事と劣化箇所の補修工事とのバランスを見ながら、維持管理を進めます。

施設整備の際に交付を受けた補助金や市債の償還状況など、情報の一元管理に取り組み、整理統合の検討や維持保全等の判断に活用します。

適宜、職員研修を実施し、情報の共有、意識の向上に努めるとともに、外部講習会への参加、建築物の劣化状況を的確に判断できる技術者の育成など、維持保全に関する技術力の蓄積に努めます。

一時的な業務量の増加や職員の技術力では対応できない分野の業務については、業務委託により対応するなど、必要に応じてアウトソーシングを活用します。

(6) これまでの取組（平成28年度～令和5年度）

計画策定以降のこれまでの取組としては、耐震診断の実施や空調設備改修などの施設改修を実施するとともに、神明苑、シルバー人材センター分室、市役所第2車庫棟、連絡所、図書館分室、自然休暇村等を廃止し、総量抑制に努めてきました。その結果、令和6年3月末（見込）の公共建築物の延床面積は計画策定時からおよそ5%減少しています。

著しく老朽化した建物や、利用者が少ない施設などの廃止を実施してきた一方、統合や複合化などについては、今後の課題となっています。

(7) 今後10年間（令和6年度～令和15年度）の目標と取組

今後、市全体の公共施設の整理統合を集中的に検討し、その骨子を、「公共施設再配置構想」として策定し、その構想に沿って、それぞれ個別の整理統合の詳細について、順次「公共施設個別再配置計画」を定め実行に移していきます。

（※改定前の計画で示していた施設ごとの10年間の取組は、これらの構想及び計画の中で示していきます。）

今後10年間の目標については、計画期間30年間での目標を考慮し、建築物の延床面積の10%程度の総量抑制を目指します。ただし、急激な抑制によりサービス等の質や市民生活などに大きな影響がでることなどを考慮し、財源不足を総量抑制以外の手法で補いながら、目標達成年度は適宜見直していきます。

今後10年間における建築物の最適化に関する目標

- 公共施設再配置計画の作成
 - 建築物総量10%程度の削減
- 令和6年度～令和15年度（10年間）

2 建築物の施設類型ごとの管理に関する基本的な方針

建築物の施設類型ごとの分類については、更新費用試算ソフトの分類表を参考に、羽村市の実態に基づき整理しています。

なお、建築物の施設類型ごとの管理に関する基本的な方針については、施設類型ごとに該当する施設数等を勘案して、計画期間内（平成28年度～令和27年度）における方針を、次の分類単位で定めます。

■施設類型別の分類

大分類	中分類	小分類
(1)行政系施設	(1)-1 庁舎等施設	本庁舎等、連絡所、その他
	(1)-2 消防施設	消防団用消防車庫
	(1)-3 防災施設	備蓄倉庫
	(1)-4 清掃施設	リサイクルセンター、クリーンセンター、ストックヤード
(2)コミュニティ・集会施設		コミュニティセンター、地域集会施設、学習等供用施設
(3)公園内施設		管理棟、トイレ、その他
(4)公営住宅		市営住宅
(5)学校・教育施設		小学校、中学校、教育相談室、少年自然の家
(6)スポーツ・レクリエーション施設	(6)-1 屋内スポーツ施設	スポーツセンター、スイミングセンター、弓道場
	(6)-2 保養施設	自然休暇村
(7)子育て支援施設		保育園、児童館、学童クラブ
(8)保健・福祉施設	(8)-1 高齢福祉施設	いこいの里、老人福祉センター、シルバー人材センター、その他
	(8)-2 障害福祉施設	福祉センター、その他
	(8)-3 健康福祉施設	保健センター
(9)社会教育施設		ゆとろぎ、郷土博物館、図書館、その他
(10)医療施設		平日夜間急患センター
(11)産業系施設		産業福祉センター、農産物直売所
(12)公営企業施設		水道事務所
(13)その他		駅公衆トイレ、富士見斎場、富士見霊園、その他

(1) 行政系施設の管理に関する基本的な方針

(1)-1 庁舎等施設の管理に関する基本的な方針

①施設の概要

庁舎等施設は、市役所本庁舎、市役所西分室、市役所分庁舎、市役所第2車庫棟、市役所連絡所（三矢会館連絡所、小作台連絡所、羽村駅西口連絡所）及び羽村駅西口土地区画整理事務所の8施設がありましたが、このうち、市役所第2車庫棟は令和3年度、市役所連絡所は令和2年度に廃止しました。

庁舎等施設は、他市と比較し、施設総量（延床面積）が多い状況となっており、総量抑制が必要な状況です。

■これまでの取組実績（平成28年度～令和5年度）

市役所第2車庫棟	令和3年度	廃止	解体、借地の返還
羽村駅西口連絡所	令和2年度	廃止	借家の返還
小作台連絡所	令和2年度	廃止	借家の返還
三矢会館連絡所	令和2年度	廃止	
羽村駅西口土地区画整理事務所	平成30年度	屋上防水及び空調機改修工事の実施	
	令和元年度	空調設備改修工事の実施	

■庁舎等施設

No	施設名称	運営方法	建築年数	建築年度	延床面積(m ²)	敷地面積(m ²)	敷地所有	備考
1	市役所本庁舎	直営	44年	S54	12,455.50	9,009.03	市有地	
2	市役所西分室	直営	44年	S54	995.97			
3	市役所分庁舎	直営	42年	S56	767.15	770.45	市有地	
4	市役所第2車庫棟	-	-	S63	162.00	299.00	民有地(有償)	廃止 除却済
5	三矢会館連絡所	-	35年	S63	29.81	1,487.00	市有地	機能廃止
6	羽村駅西口連絡所	-	-	S63	25.00	-	公有地(無償)	廃止
7	小作台連絡所	-	-	H4	42.29	-	公有地(有償)	廃止
8	羽村駅西口土地区画整理事務所	直営	31年	H4	249.64	550.86	市有地	
合計(廃止分除く)					14,468.26	10,330.34		

②計画期間内における施設の利活用方針

【長寿命化に関する方針】

市役所本庁舎は、集約化の拠点施設として、「羽村市公共建築物維持保全計画」に基づき、トータルコストの平準化を図るため、計画的な予防保全工事や建築物の改修工事を実施し、施設を利用するための長寿命化に取り組みます。

また、市役所西分室、市役所分庁舎及び羽村駅西口土地区画整理事務所の3施設は、今後の施設を利用する期間を考慮しながら計画的な維持保全に取り組みます。

【整理統合に関する方針】

羽村市の庁舎等施設は、他市と比較し人口に対する施設面積が大きいため、集約化や複合化により施設面積の抑制を検討します。

これまで耐震化や設備改修を実施してきた市役所本庁舎を拠点施設として、他の施設を本庁舎に移転するなど、集約化・複合化を図ります。

(1)-2 消防施設の管理に関する基本的な方針

①施設の概要

消防施設は、消防団用消防車庫が6施設あります。

■これまでの取組実績（平成28年度～令和5年度）

第五分団消防車庫、第六分団消防車庫 令和2年度 耐震診断の実施（耐震性あり）

■消防施設

No	施設名称	運営方法	建築年数	建築年度	延床面積 (㎡)	敷地面積 (㎡)	敷地所有	備考
1	第一分団消防車庫	直営	40年	S58	88.87	216.65	市有地	
2	第二分団消防車庫	直営	42年	S56	80.77	90.25	市有地	
3	第三分団消防車庫	直営	41年	S57	88.87	153.68	市有地	
4	第四分団消防車庫	直営	32年	H3	88.15	156.74	市有地	
5	第五分団消防車庫	直営	46年	S52	77.82	165.00	市有地	
6	第六分団消防車庫	直営	43年	S55	79.11	134.12	市有地	
合計					503.59	916.44		

②計画期間内における施設の利活用方針

【長寿命化に関する方針】

消防施設については、旧耐震基準で建築された、第五分団消防車庫、第六分団消防車庫の2施設を含め、すべて、新耐震基準による主要構造部の耐震性を確認しています。

今後の整理統合の検討を踏まえた上で、「羽村市公共建築物維持保全計画」に基づき、トータルコストの平準化を図るため、計画的な予防保全工事や建築物の改修工事を実施し、更新年数まで施設を利用するための長寿命化に取り組みます。

ただし、第一分団消防車庫及び第三分団消防車庫は、羽村駅西口土地区画整理事業区域に立地しており、移転が前提となるため、長寿命化等の予防保全工事は実施せず現状を維持していきます。

【整理統合に関する方針】

人口減少に伴い消防団の在り方を検討していく場合に、施設の統合などについて検討していきます。

第一分団消防車庫及び第三分団消防車庫は、羽村駅西口土地区画整理事業区域に立地しているため、今後、区画整理の進捗状況に合わせて再配置を検討していきます。

(1)-3 防災施設の管理に関する基本的な方針

①施設の概要

防災施設は、備蓄倉庫が4施設あります。

■防災施設

No	施設名称	運営方法	建築年数	建築年度	延床面積(m ²)	敷地面積(m ²)	敷地所有	備考
1	東部地域備蓄倉庫	直営	32年	H3	199.64	346.61	市有地	
2	中央地域備蓄倉庫	直営	37年	S61	148.70	424.57	市有地	
3	西部地域備蓄倉庫	直営	30年	H5	209.70	474.86	市有地	
4	清流地区備蓄倉庫	直営	11年	H24	7.20	334.67	市有地	
合計					565.24	1,580.71		

②計画期間内における施設の利活用方針

【長寿命化に関する方針】

防災施設は、全て主要構造部の耐震性を確保しており、大規模施設に比べ小規模な修繕工事に対応できることから、施設の点検や性能水準評価の結果に基づき、必要となる保全対策を実施します。

【整理統合に関する方針】

備蓄倉庫は、災害時の救援物資の供給や地域の防災活動支援において、非常に重要な役割を果たす施設であり、今後、需要の増加が見込まれます。

備蓄物資の充実を図る中で、他施設の空きスペースの利用を検討していくとともに、施設の更新も検討していきます。

(1)-4 清掃施設の管理に関する基本的な方針

①施設の概要

清掃施設は、リサイクルセンター、クリーンセンター、ストックヤードの3施設がありましたが、令和元年度にクリーンセンターをし尿処理業務の青梅市への事務委託により廃止したため、稼働している施設としては、現在2施設となっています。

■これまでの取組実績（平成28年度～令和5年度）

クリーンセンター 令和元年度 事務委託により廃止、一部を土木課資材倉庫として使用

■清掃施設

No	施設名称	運営方法	建築年数	建築年度	延床面積(m ²)	敷地面積(m ²)	敷地所有	備考
1	リサイクルセンター	直営	28年	H7	2,314.53	4,489.69	市有地	
2	クリーンセンター	-	30年	H5	368.70	626.90	市有地	機能廃止
3	ストックヤード	直営	21年	H14	675.91	2,904.37	市有地	
合計(廃止分除く)					2,990.44	7,394.06		

②計画期間内における施設の利活用方針

【長寿命化に関する方針】

清掃施設は、全て主要構造部の耐震性を確保していることから、「羽村市公共建築物維持保全計画」に基づき、トータルコストの平準化を図るため、計画的な予防保全工事や建築物の改修工事を実施し、更新年数まで施設を利用するための長寿命化に取り組みます。

【整理統合に関する方針】

リサイクルセンター、ストックヤードの2施設は、人口減少を見据え、周辺市町との共同処理について検討します。

クリーンセンターは、令和元年度、青梅市への事務委託により廃止しました。使用しなくなった建物は利用可能であることから一部を資材倉庫として使用しており、今後も有効な活用方法について検討します。

(2) コミュニティ・集会施設の管理に関する基本的な方針

①施設の概要

コミュニティ・集会施設は、コミュニティセンターじゅらく苑（老人福祉センターじゅらく苑と併設）と、地域住民の集会、学習等の施設として、地域集会施設が11施設、地域住民の学習、保育、休養及び集会の施設として、学習等供用施設が12施設の24施設があります。また、小作台西会館（小作台図書室）、天王台会館（中央児童館・奈賀学童クラブ）は、他の施設を併設しています。

■これまでの取組実績（平成28年度～令和5年度）

各会館（旧耐震基準建築物） 平成28年度～令和3年度 耐震診断の実施（耐震性あり）

※本町会館を除く

各会館 平成30年度～令和3年度 トイレ洋式化工事の実施

五ノ神会館 令和3年度 空調設備等改修工事の実施

加美会館 令和5年度 空調設備等改修工事の実施

■コミュニティ・集会施設

No	施設名称	運営方法	建築年数	建築年度	延床面積(m ²)	敷地面積(m ²)	敷地所有	備考
1	コミュニティセンターじゅらく苑	直営	39年	S59	1,908.44	1,436.93	市有地	
2	加美会館	直営	53年	S45	537.40	661.00	市有地	
3	栄会館	直営	50年	S48	348.00	612.92	市有地	
4	本町会館	直営	49年	S49	261.00	363.00	市有地	
5	神明台会館	直営	48年	S50	250.00	908.54	市有地	
6	緑ヶ丘会館	直営	43年	S55	352.00	847.11	市有地	
7	富士見平会館	直営	45年	S53	480.40	660.75	市有地	
8	小作本町会館	直営	46年	S52	348.13	703.25	市有地	
9	美原会館	直営	45年	S53	237.77	420.40	市有地	
10	中央館	直営	54年	S44	668.22	795.99	市有地	
11	川崎会館	直営	38年	S60	388.67	658.24	市有地	
12	清流会館	直営	40年	S58	215.64	494.85	市有地	
13	奈賀会館	直営	42年	S56	244.83	511.03	市有地	
14	三矢会館	直営	47年	S51	340.67	1,487.00	市有地	
15	緑ヶ丘三町会館	直営	31年	H4	164.37	467.52	市有地	
16	田ノ上会館	直営	33年	H2	102.05	389.38	市有地	
17	東会館	直営	32年	H3	321.10	529.05	市有地	
18	小作台東会館	直営	39年	S59	357.42	462.27	市有地	
19	小作台西会館	直営	36年	S62	383.75	504.17	市有地	
20	五ノ神会館	直営	52年	S46	537.18	593.46	民有地(有償)	
21	緑ヶ丘第二会館	直営	34年	H1	94.40	407.00	公有地(有償)	
22	上水会館	直営	31年	H4	154.02	579.65	市有地	
23	天王台会館	直営	41年	S57	584.54	2,145.52	市有地	
24	双葉町会館	直営	21年	H14	236.83	446.79	市有地	
合計					9,516.83	17,085.82		

②計画期間内における施設の利活用方針

【長寿命化に関する方針】

コミュニティ・集会施設は、今後の整理統合の検討を踏まえた上で、「羽村市公共建築物維持保全計画」に基づき、トータルコストの平準化を図るため、計画的な予防保全工事や建築物の改修工事を実施し、更新年数まで施設を利用するための長寿命化に取り組みます。

旧耐震基準で建設した11会館（加美会館、栄会館、本町会館、神明台会館、緑ヶ丘会館、富士見平会館、小作本町会館、美原会館、中央館、三矢会館、五ノ神会館）のうち本町会館を除く10施設は、耐震診断を実施し、新耐震基準による主要構造部の耐震性を有していることを確認しています。そのため、上記の長寿命化に取り組みます。

【整理統合に関する方針】

コミュニティセンターじゅらく苑は、建築から39年が経過し、設備更新等の改修を実施していないことから老朽化が進行しています。施設の劣化状況や利用状況を踏まえ、今後、施設を存続し他施設との集約化や複合化を図るか、機能を移転して廃止していくかなど、整理統合について検討します。

地域集会施設及び学習等供用施設については、利用状況などを踏まえ、統合を検討します。その上で、他施設との複合化等を検討していきます。

(3) 公園内施設の管理に関する基本的な方針

①施設の概要

羽村市の公園及び児童遊園内の建築物は、動物公園をはじめ、富士見公園、水上公園の管理棟やトイレなど、45施設があります。なお、建築物が建っていない公園施設は、土地の管理に関する方針（第5章）の取扱いとし、公園全般に関することや建築物以外の公園施設の維持管理は、インフラ施設の管理に関する方針（第6章）の取扱いとします。

■これまでの取組実績（平成28年度～令和5年度）

動物公園	平成29年度・平成30年度 管理棟等の改修の実施 令和3年度 飲食売店改修事業の実施 令和4年度 クラウドファンディングによる獣舎改修の実施
グリーントリム公園	平成29年度～令和元年度 土地開発公社所有地の購入 令和2年度 大規模改修工事の実施
水上公園	令和元年度 プール施設の休止
市立公園・児童遊園 83箇所	令和5年度 指定管理者制度の導入

■公園内施設

No	施設名称		運営方法	建築年数	建築年度	延床面積(m ²)	敷地面積(m ²)	敷地所有	備考
1	動物公園	管理棟	指定管理	46年	S52	273.29	7,264.00	市有地	
2		トイレ		38年	S60	61.00			
3		トイレ		33年	H2	35.80			
4		स्टァィホール		19年	H16	699.44	35,427.00		公有地(無償)
5		獣舎他		45年	S53	1,096.80			
6	武蔵野公園	トイレ	指定管理	38年	S60	37.36	23,019.00	市有地	
7	あさひ公園	トイレ		37年	S61	49.50	15,381.00	市有地	
8	富士見公園	クラブハウス		34年	H1	441.19	48,201.00	市有地	
9		トイレ		8年	H27	4.70			
10		トイレ		38年	S60	50.24			
11		トイレ		28年	H7	31.68			
12		倉庫		47年	S51	79.04			
13	旭ヶ丘公園	トイレ		37年	S61	7.20	1,840.00	公有地(無償)	
14	神明台公園	トイレ		31年	H4	8.26	3,177.00	民有地(有償)	
15	水木公園	トイレ		35年	S63	27.30	18,417.00	市有地	
16	神明児童公園	トイレ		25年	H10	10.07	1,456.00	市有地	
17	松原児童公園	トイレ		32年	H3	25.44	2,117.00	市有地	
18	やまぶき児童公園	トイレ		37年	S61	24.23	2,804.00	市有地	
19	かめのご児童公園	トイレ		31年	H4	20.25	2,386.00	市有地	
20	ペリカン児童公園	トイレ		34年	H1	21.05	3,903.00	市有地	
21	どんぐり山児童公園	トイレ		33年	H2	23.10	3,038.00	市有地	
22	こんびら山児童公園	トイレ		34年	H1	20.68	2,381.00	市有地	
23	あかしあ児童公園	トイレ		36年	S62	7.06	2,104.00	市有地	
24	しらかば児童公園	トイレ		32年	H3	20.90	1,794.00	市有地	
25	くすのき児童公園	トイレ		33年	H2	20.25	2,172.00	市有地	
26	けやき児童公園	トイレ		31年	H4	20.24	2,105.00	市有地	

27	さくら児童公園	トイレ	指定 管理	43年	S55	6.66	1,219.00	市有地				
28	間坂コミュニティ公園	トイレ		28年	H7	15.00	2,517.00	市有地				
29	もみじ児童公園	トイレ		36年	S62	27.71	529.00	市有地				
30	川崎公園	トイレ		28年	H7	9.11	4,300.00	市有地				
31	あけぼの杉児童公園	トイレ		25年	H10	7.92	1,600.00	市有地				
32	羽ヶ上公園	トイレ		25年	H10	10.07	2,003.00	市有地				
33	田の上公園	トイレ		26年	H9	10.24	3,484.00	市有地				
34	小作ふれあい公園	トイレ		23年	H12	5.87	530.00	市有地				
35	双葉町公園	トイレ		11年	H24	7.99	1,295.00	市有地				
36	江戸街道公園	倉庫		43年	S55	33.00	20,525.00	公社所有				
37		機械室		43年	S55	26.80						
38	天竺運動公園	トイレ			32年	H3	6.63	3,277.00	公社所有			
								502.00	民有地 (有償)			
39	水上公園	管理棟		直営	27年	H8	725.00	9,575.00	市有地			
40		トイレ	27年		H8	95.00						
41	多摩川一里塚公園	トイレ	指定 管理	25年	H10	20.16	487.00	市有地				
42	グリーントリム公園	管理棟 トイレ								475.00	公有地 (無償)	
				37年	S61	10.31				12,925.00	市有地	
				38年	S60	20.90						
44	宮地児童遊園	トイレ		33年	H2	3.14	1,644.00	市有地				
45	なかよし児童遊園	トイレ		28年	H7	8.87	570.00	市有地				
							661.00	民有地 (有償)				
合計						4,166.45	247,104.00					

②計画期間内における施設の利活用方針

【長寿命化に関する方針】

公園等の建築物は、今後の整理統合の検討を踏まえた上で、「羽村市公園等施設維持保全計画」に基づき、ライフサイクルコストの縮減と各年度に係る予算の平準化を図るため、計画的な修繕・撤去・補修・更新を実施し長寿命化に取り組みます。

富士見公園の倉庫及びさくら児童公園のトイレ、江戸街道公園の倉庫・機械室は、新耐震基準による耐震性を確認していない建築物であり、建築から40年以上を経過していますが、大規模施設に比べ小規模な修繕工事で対応できることから、各施設の点検や性能水準評価の結果に基づき、必要となる保全対策を実施します。

【整理統合に関する方針】

動物公園及び水上公園については、今後、役割の継続や機能の廃止も含め、在り方を検討していきます。

在り方の検討を踏まえ、動物公園や水上公園などの管理棟や富士見公園クラブハウス等の施設は、他の用途への転用等が可能な場合は、他施設との複合化などの整理統合について検討します。

公園内にあるトイレについては、近隣の公共施設のトイレとの統合を検討し、老朽化が進み利用者が少ない場合は、廃止します。

(4) 公営住宅の管理に関する基本的な方針

①施設の概要

市営住宅は、公営住宅法に基づき、住宅セーフティネットとして低額所得者の住宅不足を緩和するために供給しています。

羽村市では、直接供給して管理している市営住宅と、民間から借り上げて転貸している高齢者住宅があり、6団地131戸を管理しています。

■これまでの取組実績（平成28年度～令和5年度）

栄町団地・美原団地 平成28年度 スロープ設置工事の実施

栄町団地 令和2年度 屋上及び廊下の防水工事の実施

■公営住宅

No	施設名称	運営方法	建築年数	建築年度	延床面積(m ²)	敷地面積(m ²)	敷地所有	備考
1	富士見平高齢者住宅	直営	30年	H5	387.84	441.02	民有地(有償)	
2	羽加美団地	直営	29年	H6	978.30	1,042.92	市有地	
3	美原団地	直営	42年	S56	2,080.83	4,799.57	市有地	
4	間坂団地	直営	39年	S59	1,779.87	3,169.97	市有地	
5	玉川団地	直営	53年	S45	714.10	975.99	市有地	
6	栄町団地	直営	45年	S53	1,681.99	1,793.80	市有地	
合計					7,622.93	12,223.27		

②計画期間内における施設の利活用方針

【長寿命化に関する方針】

市営住宅は、全て主要構造部の耐震性を確保していることから、今後の整理統合の検討を踏まえた上で、「羽村市公共建築物維持保全計画」に基づき、計画的な予防保全工事や建築物の改修工事を実施し、更新年数まで施設を利用するための長寿命化に取り組めます。

【整理統合に関する方針】

低所得者の住宅事情、人口減少に伴う需要変化及び住宅の供給状況等を踏まえ、今後の市営住宅の供給戸数を検討します。その上で、老朽化や立地条件等を考慮し、それぞれの団地について、長寿命化や更新、廃止を検討します。

また、変化する需要に柔軟に対応できるよう、それぞれの団地の入居要件の変更や、家賃補助など市営住宅の更新に代わる施策も検討していきます。

【その他】

富士見平高齢者住宅は土地建物を民間から借り上げ、市有施設と同等のサービスを提供しています。今後、指定管理者など、民間のノウハウの活用を検討するとともに、民間のストックを活用したサービスの提供も検討していきます。

(5) 学校・教育施設の管理に関する基本的な方針

①施設の概要

学校・教育施設は、学校教育法に基づく小学校7校、中学校3校と、その他施設として、教育相談室と八ヶ岳少年自然の家（自然休暇村と併設）の12施設がありました。このうち八ヶ岳少年自然の家は令和2年度に廃止し、令和4年度から令和5年度にかけて解体工事を実施しました。学校・教育施設は、羽村市が所有する全ての建築物の約45%と大きな割合を占めています。

■これまでの取組実績（平成28年度～令和5年度）

羽村東小学校	平成28年度 太陽光発電システム等設置工事の実施 令和5年度 トイレ改修工事の実施
羽村西小学校	平成28年度 空調等改修工事の実施 令和4年度 屋上防水改修工事の実施 令和5年度 トイレ改修工事、体育館屋上防水改修工事の実施
富士見小学校	平成28年度 体育館非構造部材対策等改修工事の実施 平成30年度～令和2年度 トイレ改修工事の実施 令和4年度 屋上防水及び外壁改修工事、体育館屋上防水工事の実施 令和5年度 防音機能復旧（機器取替）工事、学童クラブ設置工事の実施
栄小学校	平成28年度 屋上防水等改修工事の実施 太陽光発電システム等設置工事の実施
小作台小学校	平成28年度 大規模改造工事の実施
武蔵野小学校	令和4年度 体育館改修工事の実施
羽村第一中学校	平成28年度 トイレ改修工事の実施 平成30年度～令和元年度 防音機能復旧（機器取替）工事の実施 令和2年度 体育館空調機の設置（5年リース）
羽村第二中学校	平成28年度 太陽光発電システム等設置工事の実施 体育館非構造部材対策等改修工事の実施 令和元年度 体育館空調機の設置（5年リース） 令和2年度～令和3年度 トイレ改修工事の実施
羽村第三中学校	令和2年度 体育館空調機設置工事の実施
全校	令和5年度 学校規模適正化の検討

■学校・教育施設

小学校								
No	施設名称	運営方法	建築年数	建築年度	延床面積 (㎡)	敷地面積 (㎡)	敷地所有	備考
1	羽村東小学校	直営	58年	S40	5,448.00	13,926.06	市有地	
2	羽村西小学校	直営	35年	S63	5,752.00	14,360.67	市有地	
3	富士見小学校	直営	54年	S44	6,251.00	12,304.00	市有地	
4	栄小学校	直営	52年	S46	5,670.00	11,321.00	市有地	
5	松林小学校	直営	49年	S49	5,533.00	16,001.00	市有地	
6	小作台小学校	直営	47年	S51	4,802.00	11,550.00	市有地	
7	武蔵野小学校	直営	44年	S54	5,897.00	15,709.88	市有地	
小計					39,353.00	95,172.61		

中学校								
No	施設名称	運営方法	建築年数	建築年度	延床面積 (㎡)	敷地面積 (㎡)	敷地所有	備考
8	羽村第一中学校	直営	59年	S39	8,650.00	22,483.00	市有地	
9	羽村第二中学校	直営	52年	S46	8,789.00	14,977.01	市有地	
10	羽村第三中学校	直営	42年	S56	9,138.00	23,354.00	市有地	
小計					26,577.00	60,814.01		

その他教育施設								
No	施設名称	運営方法	建築年数	建築年度	延床面積 (㎡)	敷地面積 (㎡)	敷地所有	備考
11	教育相談室	直営	26年	H9	389.86	957.97	市有地	
12	八ヶ岳少年自然の家	-	-	S63	4,194.51	33,211.64	公有地(有償)	廃止 除却済
小計(廃止分除く)					389.86	957.97		

学校・教育施設合計 (廃止分除く)	66,319.86	156,944.59
----------------------	-----------	------------

②計画期間内における施設の利活用方針

■小学校・中学校

【長寿命化に関する方針】

小・中学校は、全て主要構造部の耐震性を確保していることから、今後の整理統合の検討を踏まえた上で、「羽村市公共建築物維持保全計画」及び「羽村市学校施設長寿命化計画」に基づき、トータルコストの平準化を図るため、計画的な予防保全工事や建築物の改修工事を実施し、更新年数まで施設を利用するための長寿命化に取り組みます。

【整理統合に関する方針】

小・中学校は、将来の児童・生徒数の状況や新たな教育課題への対応等を見据え、学校規模の適正化に向けた学校施設の統合を検討し、その上で、他の公共施設との複合化等も検討します。

■その他教育施設

【長寿命化に関する方針】

教育相談室は、羽村駅西口土地区画整理事業区域に立地しており、移転が前提となるため、長寿命化等の予防保全工事は実施せず現状を維持していきます。

【整理統合に関する方針】

教育相談室は、羽村駅西口土地区画整理事業区域に立地しており、移転が前提となるため、今後、他の施設内での複合化なども含め、移転先を検討します。

(6) スポーツ・レクリエーション施設の管理に関する基本的な方針

(6)-1 屋内スポーツ施設の管理に関する基本的な方針

①施設の概要

屋内スポーツ施設は、スポーツセンター、スイミングセンター、弓道場の3施設があります。

■これまでの取組実績（平成28年度～令和5年度）

スポーツセンター 平成29年度 エレベーター等改修工事の実施
 スイミングセンター 平成28年度 空調設備等改修工事の実施
 令和2年度 天井及び内装、給水・給湯改修工事の実施
 弓道場 令和5年度 東日本高速道路株式会社所有地の購入

■屋内スポーツ施設

No	施設名称	運営方法	建築年数	建築年度	延床面積(m ²)	敷地面積(m ²)	敷地所有	備考
1	スポーツセンター	直営	43年	S55	6,302.88	9,725.39	市有地	
2	スイミングセンター	指定管理	33年	H2	3,229.82	7,433.78	市有地	
3	弓道場	指定管理	19年	H16	232.20	1,599.05	市有地	
合計					9,764.90	18,758.22		

②計画期間内における施設の利活用方針

【長寿命化に関する方針】

屋内スポーツ施設は、全て主要構造部の耐震性を確保していることから、今後の整理統合の検討を踏まえた上で、「羽村市公共建築物維持保全計画」に基づき、トータルコストの平準化を図るため、計画的な予防保全工事や建築物の改修工事を実施し、更新年数まで施設を利用するための長寿命化に取り組みます。

弓道場は、大規模施設に比べ小規模な修繕工事に対応できることから、施設の点検や性能水準評価の結果に基づき、必要となる保全対策を実施します。

【整理統合に関する方針】

スポーツセンターは、スポーツの拠点施設として整備した大規模な施設です。今後もスポーツの拠点施設として活用していきますが、人口当たりの規模としては他市に比べて大きいことから、他のスポーツ施設の集約化や他種施設との複合化などを検討します。

スイミングセンターは、学校プールの集約化や他種施設との複合化、施設機能の維持・廃止など、施設の在り方を検討します。

弓道場は、他施設との集約化や複合化など、施設の在り方を検討します。

(6)-2 保養施設の管理に関する基本的な方針

①施設の概要

山梨県北杜市に立地する自然休暇村（ハヶ岳少年自然の家と併設）は、手頃な料金で、自然のふところに抱かれながら心身をリフレッシュできる保養施設として運営してきましたが、令和2年度に施設を廃止し、令和4年度から令和5年度にかけて解体工事を実施しました。

■これまでの取組実績（平成28年度～令和5年度）

自然休暇村 令和2年度 廃止
 令和3年度 譲渡交渉の実施
 令和4年度～令和5年度 解体工事の実施

■保養施設

No	施設名称	運営方法	建築年数	建築年度	延床面積(m ²)	敷地面積(m ²)	敷地所有	備考
1	自然休暇村	-	-	S63	1,568.09	33,211.64	公有地 (有償)	廃止 除却済
2	自然休暇村(別荘)		-	S63	161.65			
3	自然休暇村 (従業員宿舎)		-	H3	333.08			
合計(廃止分除く)					0	0		

(7) 子育て支援施設の管理に関する基本的な方針

①施設の概要

子育て支援施設は、保育園が1施設、児童館が3施設、学童クラブが12施設の16施設がありましたが、平成29年度にしらうめ保育園を民営化し、平成30年度に建物を解体したため、現在は15施設となっています。

このうち、武蔵野第二学童クラブは都営住宅内に設置し、中央児童館（奈賀学童クラブ・天王台会館）、西児童館（小作台学童クラブ）、東児童館（武蔵野学童クラブ）は他の施設を併設しています。

また、富士見第二学童クラブを富士見学童クラブに統合すると同時に、富士見小学校内で新たな学童クラブの設置に向けて工事を進めており、令和6年度に富士見小学校学童クラブとして運営を開始する予定です。

■これまでの取組実績（平成28年度～令和5年度）

しらうめ保育園 平成29年度～平成30年度 民営化 解体工事の実施
 富士見小学校学童クラブ 令和5年度 富士見小学校内に新たに開設するための工事の実施

■子育て支援施設

No	施設名称	指定管理	建築年数	建築年度	延床面積 (㎡)	敷地面積 (㎡)	敷地所有	備考
1	しらうめ保育園	-	-	S49	606.69	1,157.00	市有地	民営化除却済
2	中央児童館	直営	42年	S56	512.32	2,145.52	市有地	
3	西児童館	直営	32年	H3	799.30	728.60	市有地	
4	東児童館	直営	25年	H10	1,707.77	1,235.99	市有地	
5	東学童クラブ	直営	35年	S63	121.71	1,253.00	民有地(無償)	
6	奈賀学童クラブ	直営	42年	S56	85.39	[2,145.52]	市有地	
7	松林学童クラブ	直営	23年	H12	151.95	558.00	民有地(有償)	
8	小作台学童クラブ	直営	32年	H3	91.80	[728.6]	市有地	
9	小作台第二学童クラブ	直営	24年	H11	152.88	339.08	市有地	
10	西学童クラブ	直営	18年	H17	149.05	500.81	市有地	
11	富士見学童クラブ	直営	38年	S60	132.49	866.00	民有地(有償)	統合予定
12	富士見第二学童クラブ	直営	23年	H12	57.96			
13	栄学童クラブ	直営	36年	S62	118.33	757.37	民有地(有償)	
14	栄第二学童クラブ	直営	13年	H22	59.62			
15	武蔵野学童クラブ	直営	25年	H10	100.81	[1,235.99]	市有地	
16	武蔵野第二学童クラブ	直営	26年	H9	142.67	1,241.47	公有地(有償)	
合計(民営化分除く)					4,384.05	13,735.95 [9,625.84]	[]内は重複部分除く	

②計画期間内における施設の利活用方針

【長寿命化に関する方針】

児童館は、全て主要構造部の耐震性を確保していることから、今後の整理統合の検討を踏まえた上で、「羽村市公共建築物維持保全計画」に基づき、トータルコストの平準化を図るため、計画的な予防保全工事や建築物の改修工事を実施し、更新年数まで施設を利用するための長寿命化に取り組みます。

学童クラブについては、大規模施設に比べ小規模な修繕工事に対応できることから、各施設の点検や性能水準評価の結果に基づき、必要となる保全対策を実施します。

【整理統合に関する方針】

児童館については、3館の統合を検討するとともに、他の公共施設との複合化について検討します。

学童クラブについては、学校内への設置のモデルケースとして、富士見小学校内に新たな学童クラブの設置を進めており、設置後、課題等を検証しながら他の学童クラブについても小学校内への移転を検討します。

(8) 保健・福祉施設の管理に関する基本的な方針

(8)-1 高齢福祉施設の管理に関する基本的な方針

①施設の概要

高齢者福祉施設は、高齢者在宅サービスセンターいこいの里、老人福祉センターじゅらく苑（コミュニティセンターじゅらく苑と併設）、老人福祉館神明苑のほか、シルバー人材センター事務所及び分室の5施設がありました。老人福祉館神明苑及びシルバー人材センター分室は、平成28年度及び平成30年度にそれぞれ廃止し除却したため、現在3施設となっています。

■これまでの取組実績（平成28年度～令和5年度）

高齢者在宅サービスセンターいこいの里	平成29年度	外壁改修工事の実施
老人福祉館神明苑	平成28年度	廃止 解体工事の実施
シルバー人材センター分室	平成30年度	廃止 解体工事の実施
シルバー人材センター事務所	令和4年度	空調機器取替工事の実施

■高齢福祉施設

No	施設名称	運営方法	建築年数	建築年度	延床面積 (㎡)	敷地面積 (㎡)	敷地所有	備考
1	高齢者在宅サービスセンターいこいの里	直営	32年	H3	1,660.29	2,731.78	市有地	
2	老人福祉センターじゅらく苑	直営	39年	S59	935.80	1,436.93	市有地	
3	老人福祉館 神明苑	-	-	S47	230.44	330.00	民有地 (有償)	廃止 除却済
4	シルバー人材センター事務所	貸付	31年	H4	526.07	1,695.25	市有地	
5	シルバー人材センター分室	-	-	S45	252.90	296.00	民有地 (有償)	廃止 除却済
合計(廃止分除く)					3,122.16	5,863.96		

②計画期間内における施設の利活用方針

【長寿命化に関する方針】

高齢者在宅サービスセンターいこいの里、老人福祉センターじゅらく苑、シルバー人材センター事務所の3施設は、主要構造部の耐震性を確保していることから、今後の整理統合の検討を踏まえた上で、「羽村市公共建築物維持保全計画」に基づき、トータルコストの平準化を図るため、計画的な予防保全工事や建築物の改修工事を実施し、更新年数まで施設を利用するための長寿命化に取り組みます。

【整理統合に関する方針】

老人福祉センターじゅらく苑は、建築から39年が経過し、設備更新等の改修を実施していないことから老朽化が進行しています。入浴サービスの提供などについて、在り方を検討するとともに、施設の劣化状況や利用状況を踏まえ、今後、施設を存続し他施設との集約化や複合化を図るか、機能を移転し建物を廃止していくかなどの検討を、コミュニティセンターじゅらく苑と合わせて進めます。

高齢者在宅サービスセンターいこいの里は、デイサービスや入浴サービスの提供などについて、介護保険事業計画及び市内介護サービス基盤整備状況等を踏まえ、在り方を検討します。また、老人福祉センターじゅらく苑との統合など、整理統合について検討します。

シルバー人材センター事務所は、行政財産の使用許可によりシルバー人材センターが使用しています。今後、公共施設再配置計画を作成していく中で、整理統合について検討します。

(8)-2 障害福祉施設の管理に関する基本的な方針

①施設の概要

障害福祉施設は、福祉センター、福祉作業所スマイル工房、障害者就労支援センターエールの3施設ありましたが、福祉作業所スマイル工房は事業の移転に伴い、郷土博物館資料保管庫として活用しており、障害福祉施設としては2施設となっています。

■これまでの取組実績（平成28年度～令和5年度）

福祉作業所スマイル工房 平成30年度 事業移転に伴い施設を郷土博物館資料保管庫へ転用

■障害福祉施設

No	施設名称	運営方法	建築年数	建築年度	延床面積(m ²)	敷地面積(m ²)	敷地所有	備考
1	福祉センター	直営	24年	H11	3,126.15	4,627.04	市有地	
2	福祉作業所スマイル工房	-	54年	S44	168.00	499.71	市有地	移転 転用済
3	障害者就労支援センターエール	直営	30年	H5	115.97	276.76	市有地	
合計(移転分除く)					3,242.12	4,903.8		

②計画期間内における施設の利活用方針

【長寿命化に関する方針】

福祉センターは、主要構造部の耐震性を確保していることから、「羽村市公共建築物維持保全計画」に基づき、トータルコストの平準化を図るため、計画的な予防保全工事や建築物の改修工事を実施し、更新年数まで施設を利用するための長寿命化に取り組みます。

障害者就労支援センターエールは、大規模施設に比べ小規模な修繕工事で対応できることから、各施設の点検や性能水準評価の結果に基づき、必要となる保全対策を実施します。

【整理統合に関する方針】

福祉センターは、規模が大きく築年数が浅い施設であるため、他の施設を移転し、集約化・複合化していく拠点施設として、整理統合を検討します。

(8)-3 健康福祉施設の管理に関する基本的な方針

①施設の概要

健康福祉施設は、保健センターがあります。

■これまでの取組実績（平成28年度～令和5年度）

保健センター 平成28年度 空調設備改修工事の実施

■健康福祉施設

No	施設名称	運営方法	建築年数	建築年度	延床面積(m ²)	敷地面積(m ²)	敷地所有	備考
1	保健センター	直営	25年	H10	1,497.02	2,739.89	市有地	

②計画期間内における施設の利活用方針

【長寿命化に関する方針】

保健センターは、主要構造部の耐震性を確保していることから、「羽村市公共建築物維持保全計画」に基づき、トータルコストの平準化を図るため、計画的な予防保全工事や建築物の改修工事を実施し、更新年数まで施設を利用するための長寿命化に取り組みます。

【整理統合に関する方針】

保健センターは、規模が大きく築年数が浅い施設であるため、他の施設を移転し、集約化・複合化していく拠点施設として、整理統合を検討します。

(9) 社会教育施設の管理に関する基本的な方針

①施設の概要

社会教育施設は、生涯学習センターゆとろぎ、郷土博物館、図書館、小作台図書室（小作台西会館内に併設）等の7施設ありましたが、令和4年度に図書館3分室を廃止したため、4施設となっています。

■これまでの取組実績（平成28年度～令和5年度）

郷土博物館 平成30年度 トイレ改修工事の実施
 令和元年度 空調設備改修工事の実施
 図書館分室（川崎・加美・富士見平） 令和4年度 廃止 解体工事の実施
 ※解体工事は川崎・富士見平分室

■社会教育施設

No	施設名称	運営方法	建築年数	建築年度	延床面積(m ²)	敷地面積(m ²)	敷地所有	備考
1	生涯学習センターゆとろぎ	直営	18年	H17	9,591.01	5,910.34	市有地	
2	郷土博物館	直営	40年	S58	1,837.63	9,603.73	市有地	
3	図書館	直営	23年	H12	3,279.84	2,280.15	市有地	
4	小作台図書室	直営	36年	S62	157.50	504.17	市有地	
5	図書館川崎分室	-	-	S56	43.06	93.00	民有地(有償)	廃止 除却済
6	図書館加美分室	-	-	S45	48.10	661.00	市有地	廃止
7	図書館富士見平分室	-	-	S56	42.38	88.72	公有地(無償)	廃止 除却済
合計(廃止分除く)					14,865.98	18,298.39		

②計画期間内における施設の利活用方針

【長寿命化に関する方針】

生涯学習センターゆとろぎ、郷土博物館、図書館の3施設は、主要構造部の耐震性を確保しています。生涯学習センターゆとろぎと図書館については、拠点施設として「羽村市公共建築物維持保全計画」に基づき、トータルコストの平準化を図るため、計画的な予防保全工事や建築物の改修工事を実施し、更新年数まで施設を利用するための長寿命化に取り組みます。

郷土博物館については、今後の整理統合の検討を踏まえた上で、計画的な維持保全に取り組みます。

【整理統合に関する方針】

生涯学習センターゆとろぎ、図書館の2施設は、規模が大きく築年数が浅い施設であるため、他の施設を移転し集約化、複合化していく拠点施設として、整理統合を検討します。

郷土博物館は、建築から40年が経過していることから、施設の劣化状況を踏まえ、その在り方の検討とともに、整理統合、更新について検討します。

小作台図書室は、利用者の状況を踏まえ、集約化や複合化について検討します。

(10) 医療施設の管理に関する基本的な方針

①施設の概要

医療施設は、平日夜間急患センターがあります。

■医療施設

No	施設名称	運営方法	建築年数	建築年度	延床面積 (㎡)	敷地面積 (㎡)	敷地所有	備考
1	平日夜間急患センター	直営	37年	S61	202.80	224.91	市有地	

②計画期間内における施設の利活用方針

【長寿命化に関する方針】

平日夜間急患センターは、大規模施設に比べ小規模な修繕工事に対応できることから、施設の点検や性能水準評価の結果に基づき、必要となる保全対策を実施します。

【整理統合に関する方針】

平日夜間急患センターは、利用状況に応じて運営日等を見直しており、今後も在り方について検討するとともに、老朽化した小規模な施設であるため、他施設への移転による集約化や複合化について検討します。

(11) 産業系施設の管理に関する基本的な方針

①施設の概要

産業系施設は、産業福祉センター、農産物直売所、観光案内所の3施設があります。

■これまでの取組実績（平成28年度～令和5年度）

産業福祉センター 平成30年度 空調機設置等工事の実施
令和2年度 借地契約の更新（20年間）

■産業系施設

No	施設名称	運営方法	建築年数	建築年度	延床面積(m ²)	敷地面積(m ²)	敷地所有	備考
1	産業福祉センター	直営	52年	S46	1,050.15	3,703.53	公有地(無償)	
2	農産物直売所	指定管理	22年	H13	330.75	486.96	市有地	
3	観光案内所	直営	17年	H18	83.85	530.12	市有地	
合計					1,464.75	4,720.61		

②計画期間内における施設の利活用方針

【長寿命化に関する方針】

<p>産業福祉センターは、新耐震基準による耐震性を確認していない建築物であるため、「羽村市公共建築物維持保全計画」の施設整備の優先度とともに整理統合の検討を踏まえ、耐震診断の実施を判断します。また、整理統合の検討により、建築物を長期間使用していくとした場合は、耐震改修や更新、長寿命化等を検討します。</p>
<p>農産物直売所は、主要構造部の耐震性を確保していることから、今後の整理統合の検討を踏まえた上で、「羽村市公共建築物維持保全計画」に基づき、トータルコストの平準化を図るため、計画的な予防保全工事や建築物の改修工事を実施し、更新年数まで施設を利用するための長寿命化に取り組みます。</p>
<p>観光案内所は、羽村駅西口土地区画整理事業区域に立地しており、移転が前提となるため、長寿命化等の予防保全工事は実施せず現状を維持していきます。</p>

【整理統合に関する方針】

<p>産業福祉センターは、会議室の貸し出しのほか、創業支援スペースiサロンなどを運営しています。施設の劣化状況や利用状況を踏まえ、今後、施設を存続し他施設との集約化や複合化を図るか、機能を移転して廃止していくかなど、整理統合について検討します。</p>
<p>農産物直売所は、民間が運営する農産物直売所がある中で、市営の農産物直売所としての在り方を検討するとともに、他種施設との複合化や多機能化等について検討します。</p>
<p>観光案内所は、羽村駅西口土地区画整理事業区域に立地しており、移転を含め、他施設との複合化等を検討します。</p>

(12) 公営企業施設の管理に関する基本的な方針

①施設の概要

公営企業施設は、水道事務所があります。

■公営企業施設

No	施設名称	運営方法	建築年数	建築年度	延床面積(m ²)	敷地面積(m ²)	敷地所有	備考
1	水道事務所	直営	31年	H4	1,730.50	4,230.08	市有地	

②計画期間内における施設の利活用方針

【長寿命化に関する方針】

水道事務所は、主要構造部の耐震性を確保していることから、「第二次羽村市水道ビジョン」に基づき、計画的な予防保全工事や建築物の改修工事を実施し、更新年数まで施設を利用するための長寿命化に取り組みます。

【整理統合に関する方針】

水道事務所は、独立採算を基本としている公営企業の資産であり、今後も水道事業及び下水道事業の拠点として維持していく必要があります。今後、人口減少等に伴い、事務所機能として余裕が生じる場合は、整理統合について検討します。

(13) その他の施設の管理に関する基本的な方針

①施設の概要

その他の施設は、トイレ、富士見斎場、富士見霊園、被災者一時宿泊所などがありました。被災者一時宿泊所を令和元年度から令和4年度にかけて廃止し、小作駅東口指定喫煙場所を令和元年度に新規設置しました。

■これまでの取組実績（平成28年度～令和5年度）

富士見斎場	平成29年度	耐震診断の実施（耐震性あり）
第1被災者一時宿泊所	令和元年度	廃止 解体工事の実施
	令和2年度	土地の売却
第2被災者一時宿泊所	令和4年度	廃止 解体工事の実施、土地の売却
第3被災者一時宿泊所	令和4年度	廃止 普通財産として町内会へ貸付け
第4被災者一時宿泊所	令和4年度	廃止 普通財産として町内会へ貸付け
小作駅東口指定喫煙場所	令和元年度	新規設置

■その他の施設

No	施設名称	運営方法	建築年数	建築年度	延床面積(m ²)	敷地面積(m ²)	敷地所有	備考
1	羽村駅東口トイレ	直営	29年	H6	45.93	45.93	市有地	
2	羽村駅西口トイレ	直営	16年	H19	51.05	51.05	市有地	
3	小作駅東口トイレ	直営	26年	H9	51.01	51.01	市有地	
4	小作駅西口トイレ	直営	37年	S61	42.36	42.36	市有地	
5	宮の下運動公園駐車場 トイレ	指定管理	31年	H4	13.91	1,400.00	民有地 (有償)	
6	富士見斎場	直営	46年	S52	613.21	987.93	市有地	
7	富士見霊園	直営	10年	H25	89.40	13,870.22	市有地	
8	第1被災者一時宿泊所	-	-	S53	60.76	215.28	市有地	廃止 除却済
9	第2被災者一時宿泊所	-	-	S53	60.76	321.40	市有地	廃止 除却済
10	第3被災者一時宿泊所	-	34年	H1	67.84	277.89	市有地	機能廃止
11	第4被災者一時宿泊所	-	34年	H1	67.84	576.05	市有地	機能廃止
12	自転車保管所	直営	30年	H5	191.48	698.57	市有地	
13	羽村駅西口土地区画整理 事業用管理建物(2箇所)	-	-	-	305.24	662.82	市有地	
14	貸付建物(市民パトロール センターはむら、羽村市商 業協同組合)	-	62年	S36	190.06	355.69	市有地	
15	小作駅東口指定喫煙場所	直営	4年	R1	19.78	19.78	市有地	
16	元三矢会館連絡所	-	35年	S63	29.81	1,487.00	市有地	
17	元クリーンセンター	-	30年	H5	368.70	626.90	市有地	
18	元福祉作業所スマイル工房	-	46年	S44	168.00	499.71	市有地	
合計(廃止分除く)					2,315.62	21,652.91		

②計画期間内における施設の利活用方針

【長寿命化に関する方針】

富士見斎場は、主要構造部の耐震性を確保していることから、今後の整理統合の検討を踏まえた上で、「羽村市公共建築物維持保全計画」に基づき、トータルコストの平準化を図るため、計画的な予防保全工事や建築物の改修工事を実施し、更新年数まで施設を利用するための長寿命化に取り組みます。

その他の施設は、大規模施設に比べ小規模な修繕工事に対応できることから、各施設の点検や性能水準評価の結果に基づき、必要となる保全対策を実施します。

【整理統合に関する方針】

富士見斎場は、建築後40年以上が経過し老朽化しており、葬儀のニーズが多様化していることや周辺の民間斎場等の状況を踏まえ、今後その在り方を検討し、更新または廃止について検討します。

羽村駅西口土地区画整理事業用管理建物は、事業における移転（工事）時期を見据え、建築物の効率的な利活用や整理統合などについて検討します。

自転車保管所は、公共施設再配置計画を作成していく中で、他の市有地への移転等について検討します。

第5章 土地の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針

1 土地の管理に関する基本的な方針

(1) 土地の現状や課題に関する基本認識

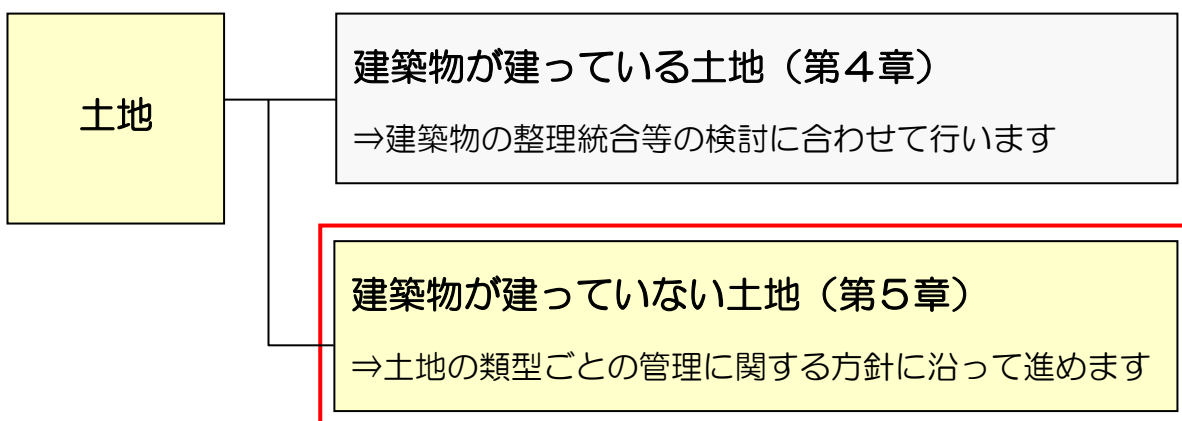
羽村市が建築物、駐車場、公園等として使用している土地は、全体で約 80 万 9,000 m²であり、市有地が約 61 万m²（約 75.5%）、借地が約 19 万 9,000 m²（約 24.5%）となっており、借地の占める割合が高い状況となっています。

維持管理する土地の課題は、突発的な借地の買取り要求が生じた場合、当初想定していない歳出により、行政サービスへの影響が生じかねない点が挙げられます。

また、土地開発公社所有地は、本来、羽村市が購入すべき土地を土地開発公社が先行的に買取りした土地であることから、計画的な購入を進めていく必要があります。

対象となる土地のうち、建築物が建っている土地は、建築物の整理統合等の検討に合わせて行い、建築物が建っていない土地は、土地の類型ごとの方針に沿って進めます。

■土地の管理に関する基本的な方針を定める対象範囲



■土地の使用状況（令和6年3月末〔見込〕）

種別	面積 (m ²)	割合 (%)
建築物が建っている土地	53 万 7,782.75	66.5
建築物が建っていない土地	27 万 1,023.69	33.5
合計	80 万 8,806.44	100.0

(2) 土地の最適化及び管理に関する方針

現在の厳しい財政状況や今後の人口減少を踏まえると、借地を含め現状のまま土地の使用を維持することは困難であり、市有地の売却や借地の返還などにより計画的に使用土地を縮小していく必要があります。一方で、行政運営にとって不可欠な土地については、市有地として確保していく必要があります。

このため、使用土地の現在の利用状況や将来の需要などを踏まえ、必要性の低い土地は市有地の売却や借地の返還を行い、将来にわたり必要性の高い借地については、取得していくなどの方向性を検討します。

検討した方向性に沿って計画的に土地のマネジメントを行い、借地を中心に使用土地の縮小を図り、人口減少下においても安定的かつ時代の求めに応じた行政サービスを提供します。

土地に関する目標について、改定前の計画では、土地の賃借料と借地の取得費の合計額を現状維持することとしていましたが、今後の人口減少を見据え、使用土地の縮小を図ることとします。

数値目標としては、財政負担の抑制という取組の方向性を明確にしていくため、民有地借地面積の抑制を目標指標とし、計画期間の人口の減少率を考慮し、民有地借地を20%縮小することを目標とします。

土地の最適化に関する長期的な目標

使用土地（市有地・借地）の縮小

民有地借地20%（約1万2千㎡）減

平成28年度→令和27年度（30年間）

①市有地

土地活用の方針が定まっていない未利用地や建築物の整理統合により使用しなくなった市有地については、利活用の検討を行います。また、使用している市有地についても、利用状況や将来的なニーズを踏まえ、その方向性について検討します。

その上で、利用頻度の少ない土地や効果的な利活用が見込まれない土地については、売却又は民間への有償による貸付けなどを進めます。

それらによって得られた財源は、公共施設等の維持管理・更新費用として活用を図っていきます。

また、すでに民間等に貸付けている土地については、貸付け契約の更新時に有償・無償も含め貸付け条件等を再度検討し、適切な運用を行っていきます。

②土地開発公社所有地（借地）

土地開発公社が所有する土地は、本来、羽村市が購入すべき土地を土地開発公社が先行的に取得した土地であり、購入目的に即した土地活用等を検討し、特定財源の確保に努めた上で、適切な時期に羽村市が購入します。

また、土地開発公社が長期間保有している土地については、社会経済情勢の変化等により先行取得時に想定していた利活用が困難になるなど、将来の利活用が見込まれない場合には、売却等を検討します。

③国及び都府県等借地（有償・無償）

原則として、現在の借地契約の更新に努めつつ、建築物の整理統合により使用しなくなった土地については、今後の在り方を国や東京都と協議します。

④民有地借地（有償・無償）

利用の少ない借地や建築物の整理統合により使用しなくなった借地については、返還を検討します。一方、将来にわたって必要となる借地については、取得を検討します。

⑤総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針

土地に関する目標に向けた取組については、公共施設の総合管理を推進する部署において、借地の返還や市有地の売却について土地の最適化に向けた方向性を取りまとめ、進行管理を行います。

土地の管理を所管する部署（土地所管部署）は、方向性に沿って、関係者と調整しながら、借地の返還や土地の売却等を進めます。

また、土地の売却などの業務については、公有財産等の専門的な知識が必要であるため、公共施設マネジメントを所管する部署や公有財産の管理を所管する部署が土地所管部署を支援していくものとします。

(3) これまでの取組（平成28年度～令和5年度）

計画策定以降のこれまでの取組としては、市有地については、小作台地区公共施設整備用地や小作駅前駐車場用地など約5,000㎡を売却しました。また、民有地借地については、鳩胸児童遊園や羽村第二中学校テニスコート用地などを返還したことにより約8%減少しています。

(4) 今後10年間（令和6年度～令和15年度）の取組

今後10年間の取組としては、使用しているそれぞれの土地について、土地の最適化に向けた方向性を定めて使用土地の縮小を図るものとします。また、数値目標については、民有地借地の縮小に関する30年間の目標（20%の縮小）のうち、今後10年間では10%の縮小を目標として取り組みます。

今後10年間における土地の最適化に関する目標

使用土地の縮小に向けた土地の方向性の決定

民有地借地10%（約6千㎡）減

令和6年度～令和15年度（10年間）

2 土地の類型ごとの管理に関する基本的な方針

土地の管理に関する基本的な方針については、次の土地の類型別区分ごとに定めます。
また、土地の類型別敷地面積は、施設用地が約 15 万 7,000 m²、駐車場等用地が約 4 万 1,000 m²、貸付地が約 2 万 5,000 m²、その他が約 4 万 9,000 m²となっています。

■類型別の区分

区分	主な施設
(1)施設用地	公園、児童遊園、緑地公園、ポケットパーク、広場、緑地、樹林地、農園、ゲートボール場、水田など
(2)駐車場等用地	自転車駐車場、自動車駐車場、自転車保管場所
(3)貸付地	民間事業者等に貸付けている土地
(4)その他	上記以外の土地

■類型別の保有状況（建築物が建っていない土地）

区分	敷地面積 (m ²)	敷地所有形態	敷地所有形態別敷地面積 (m ²)	箇所数
(1)施設用地	15 万 6,639.52	市有地	7 万 0,248.00	53
		土地開発公社所有地（借地）	0.00	0
		国及び都有地等借地（有償）	0.00	0
		国及び都有地等借地（無償）	5 万 8,552.61	23
		民有地借地（有償）	1 万 2,262.06	13
		民有地借地（無償）	1 万 5,576.85	17
(2)駐車場等用地	4 万 1,062.17	市有地	1 万 5,403.39	16
		土地開発公社所有地（借地）	0.00	0
		国及び都有地等借地（有償）	933.98	1
		国及び都有地等借地（無償）	1,336.00	3
		民有地借地（有償）	2 万 3,388.80	19
		民有地借地（無償）	0.00	0
(3)貸付地	2 万 4,512.68	市有地	2 万 4,512.68	38
		土地開発公社所有地（借地）	0.00	0
		国及び都有地等借地（有償）	0.00	0
		国及び都有地等借地（無償）	0.00	0
		民有地借地（有償）	0.00	0
		民有地借地（無償）	0.00	0
(4)その他	4 万 8,809.32	市有地	3 万 9,706.02	192
		土地開発公社所有地（借地）	3,611.49	2
		国及び都有地等借地（有償）	0.00	0
		国及び都有地等借地（無償）	0.00	0
		民有地借地（有償）	5,491.81	3
		民有地借地（無償）	0.00	0
合計	27 万 1,023.69	市有地	14 万 9,870.09	299
		土地開発公社所有地（借地）	3,611.49	2
		国及び都有地等借地（有償）	933.98	1
		国及び都有地等借地（無償）	5 万 9,888.61	26
		民有地借地（有償）	4 万 1,142.67	35
		民有地借地（無償）	1 万 5,576.85	17

(1) 施設用地の管理に関する基本的な方針

①土地の概要

施設用地は、約 15 万 7,000 m²あり、そのうち市有地は約 7 万 m² (約 44.8%) となっているため、残りの約 55.2%の土地が借地となっています。

また、民有地借地 (有償・無償) は、約 2 万 8,000 m² (約 17.7%) となっています。

■これまでの取組実績 (平成 28 年度～令和 5 年度)

川崎西公園	平成 30 年度	区画整理事業に伴い廃止
みどり3公園	平成 28 年度	廃止 民有地借地の返還
あおぞら児童遊園	平成 29 年度	設置 民有地借地の購入
鳩胸児童遊園	令和 3 年度	廃止 民有地借地の返還
(旧) 本町一広場	令和 4 年度	廃止 民有地借地の返還
(現) 本町一広場	令和 4 年度	区画整理事業用地に設置
羽村第二中学校テニスコート用地	令和 3 年度	廃止 民有地借地の返還
東ゲートボール場	令和 4 年度	廃止 民有地借地の返還
第5農園	令和 4 年度	廃止 民有地借地の返還
緑地保全用地	令和元年度	土地開発公社所有地の購入
緑地保全用地	令和 5 年度	民有地借地の返還

区分	敷地面積 (m ²)	敷地所有形態	敷地所有形態別敷地面積 (m ²)	箇所数
(1)施設用地	15 万 6,639.52	市有地	7 万 0,248.00	53
		土地開発公社所有地(借地)	0.00	0
		国及び都府県有償借地(有償)	0.00	0
		国及び都府県無償借地(無償)	5 万 8,552.61	23
		民有地借地(有償)	1 万 2,262.06	13
		民有地借地(無償)	1 万 5,576.85	17

②計画期間内における土地の利活用方針

公園は、都市公園法等に定める設置基準、利用状況や将来的なニーズを踏まえ、公園の存続や廃止等を検討します。廃止する場合、市有地は転用や売却を図り、借地は返還します。

宅地開発等に伴い設置された小規模な公園など、利用の少ない公園については、廃止や転用なども含め、その在り方について検討します。

水田や市民農園、緑地については、その保全の必要性を検討するとともに、土地を市が所有又は借用し維持管理する保全手法や、民有地のまま誘導施策による保全手法など、保全方法について検討します。

その他の施設用地については、利用状況や将来的なニーズを踏まえ、その方向性について検討します。

建築物の整理統合により使用しなくなった市有地は、売却又は民間への有償による貸付けなどを行い、時期を捉えて土地の売却を進めます。

公園の設置：主として街区内に居住する者の利用を目的とする街区公園は、街区公園を中心に 250m以内の範囲で 1 箇所あたり 2,500 m²を標準として設置する。なお、公園の規模や設置目的により変化する。

■施設用地の保有状況（その1）

No	施設名称	敷地面積(m ²)	敷地所有	大分類	備考
1	川崎西公園	1,287.55	市有地	公園等用地	廃止
		520.45	公有地(無償)		
2	神明東児童公園	2,597.00	市有地	公園等用地	
		56.00	公有地(無償)		
3	丸山下児童公園	1,000.00	市有地	公園等用地	
4	たんぽぽ児童公園	160.00	市有地	公園等用地	
		204.00	公有地(無償)		
5	ならのき児童公園	180.00	市有地	公園等用地	
6	すみれ児童公園	112.00	市有地	公園等用地	
7	ゆうやけ児童公園	225.00	市有地	公園等用地	
8	五ノ神児童公園	209.00	市有地	公園等用地	
9	こじか児童公園	346.00	市有地	公園等用地	
10	いしだ児童公園	200.00	市有地	公園等用地	
11	ひので児童公園	358.00	市有地	公園等用地	
12	うさぎ児童公園	290.00	市有地	公園等用地	
13	さつき児童公園	324.00	市有地	公園等用地	
14	コスモス児童公園	100.00	市有地	公園等用地	
15	赤松公園	2,297.00	市有地	公園等用地	
16	みどり3公園	524.00	民有地(無償)	公園等用地	廃止
17	こでまり公園	255.00	市有地	公園等用地	
18	ささのは公園	230.00	公有地(無償)	公園等用地	
19	ぞうさん公園	500.00	公有地(無償)	公園等用地	
20	クローバー公園	500.00	公有地(無償)	公園等用地	
21	つくしんぼ公園	200.00	公有地(無償)	公園等用地	
22	介山公園	980.00	市有地	公園等用地	
23	根がらみ坂公園	898.00	市有地	公園等用地	
24	まいまいず井戸公園	383.00	民有地(無償)	公園等用地	
25	チューリップ公園	1,842.00	市有地	公園等用地	
26	玉川南公園	253.00	市有地	公園等用地	
27	双葉町二丁目公園	232.00	市有地	公園等用地	
28	田ノ上第二コミュニティ公園	879.00	市有地	公園等用地	
29	双葉町東公園	404.00	市有地	公園等用地	
30	こやけ児童公園	323.00	市有地	公園等用地	
31	宮の下運動公園	23,070.00	公有地(無償)	公園等用地	
32	宮前自然公園	960.18	市有地	公園等用地	
		2,988.82	公有地(無償)		
33	神明緑道	3,854.00	公有地(無償)	公園等用地	
34	踊子草公園	2,832.00	民有地(無償)	公園等用地	
35	栄緑地公園	5,688.00	市有地	公園等用地	
36	小作緑地公園	14,392.00	市有地	公園等用地	
37	あさひ緑地公園	5,805.00	市有地	公園等用地	
38	羽加美緑地公園	4,325.00	市有地	公園等用地	
		5,621.00	民有地(有償)		
39	羽村堰上草花公園	1,387.00	公有地(無償)	公園等用地	
40	桜つつみ公園	1,388.00	市有地	公園等用地	
		2,642.00	公有地(無償)		
41	緑ヶ丘憩いの森	3,154.00	市有地	公園等用地	
42	奈賀児童遊園	2,204.00	市有地	公園等用地	
43	あげば児童遊園	1,456.00	公有地(無償)	公園等用地	
44	川崎児童遊園	291.00	市有地	公園等用地	
45	あおぞら児童遊園	469.00	市有地	公園等用地	
46	鳩胸児童遊園	834.00	民有地(無償)	公園等用地	廃止
47	ひのきの子児童遊園	1,738.00	民有地(有償)	公園等用地	
48	けやき児童遊園	983.00	民有地(無償)	公園等用地	
49	富士見平児童遊園	360.00	民有地(有償)	公園等用地	
50	田ノ上児童遊園	813.00	民有地(有償)	公園等用地	

■施設用地の保有状況（その2）

No	施設名称	敷地面積(m ²)	敷地所有	大分類	備考
51	本町児童遊園	579.00	民有地(有償)	公園等用地	
52	しらうめ児童遊園	554.00	市有地	公園等用地	
53	さかえ児童遊園	378.00	民有地(有償)	公園等用地	
54	堰下レクリエーション広場	13,042.00	公有地(無償)	公園等用地	
55	羽東1丁目ポケットパーク	305.00	市有地	公園等用地	
56	宮の下ポケットパーク	386.00	民有地(有償)	公園等用地	
57	百年発祥の地記念碑	85.00	市有地	公園等用地	
58	(旧)本町一広場	899.30	民有地(有償)	公園等用地	廃止
59	(現)本町一広場	1,335.00	市有地	公園等用地	
60	本町二広場	316.00	民有地(有償)	公園等用地	
61	玉川コミュニティ広場	579.07	市有地	公園等用地	
62	ホテル養殖地	297.45	民有地(無償)	公園等用地	
63	宮前樹林地	1,424.37	市有地	公園等用地	
64	稲荷緑地	3,394.11	市有地	公園等用地	
65	稲荷緑地(東小下)	1,043.88	市有地	公園等用地	
66	宮地緑地	661.00	市有地	公園等用地	
67	小作緑地	2,909.86	市有地	公園等用地	
68	圏央道青梅トンネル坑口横	433.14	公有地(無償)	公園等用地	
69	圏央道青梅トンネル直上口	691.25	公有地(無償)	公園等用地	
70	圏央道多摩川橋下	3,933.00	公有地(無償)	公園等用地	
71	神明台2丁目緩衝緑地	181.80	市有地	公園等用地	
72	神明台4丁目緑地	109.01	市有地	公園等用地	
73	双葉町東ポケットパーク	91.50	市有地	公園等用地	
74	羽村第二中学校テニスコート用地	1,301.00	民有地(有償)	学校・教育施設用地	廃止
75	羽村第一中学校農園等用地	403.69	民有地(有償)	学校・教育施設用地	
76	小作台小学校学校農園	722.00	民有地(無償)	学校・教育施設用地	
77	東ゲートボール場	1,675.00	民有地(無償)	保健・福祉施設用地	廃止
78	東台ゲートボール場	1,052.00	民有地(無償)	保健・福祉施設用地	
79	間坂ゲートボール場	862.24	民有地(無償)	保健・福祉施設用地	
80	川崎東ゲートボール場	438.66	民有地(有償)	保健・福祉施設用地	
81	奈賀ゲートボール場	608.71	民有地(有償)	保健・福祉施設用地	
82	緑ヶ丘ゲートボール場	620.00	民有地(有償)	保健・福祉施設用地	
83	栄町ゲートボール場	947.00	市有地	保健・福祉施設用地	
84	美原ゲートボール場	980.00	市有地	保健・福祉施設用地	
85	小作軽スポーツ場	425.00	民有地(無償)	保健・福祉施設用地	
86	いこいの里散策地	347.00	民有地(無償)	保健・福祉施設用地	
87	第1農園	984.00	民有地(無償)	産業系施設用地	
88	第2農園	1,136.00	民有地(無償)	産業系施設用地	
89	第3農園	1,128.00	民有地(無償)	産業系施設用地	
90	第4農園	722.16	民有地(無償)	産業系施設用地	
91	第5農園	574.00	民有地(無償)	産業系施設用地	廃止
92	第8農園	843.00	民有地(無償)	産業系施設用地	
93	食育体験用地	519.36	市有地	産業系施設用地	
94	根がらみ水田(大賀蓮)	1,136.00	民有地(無償)	産業系施設用地	
95	根がらみ水田(睡蓮)	744.00	民有地(無償)	産業系施設用地	
96	立川崖線緑地保全用地(7箇所)	3,365.40	公有地(無償)	産業系施設用地	
97	緑地保全用地(6箇所)	2,967.86	市有地	産業系施設用地	
98	緑地保全用地(1箇所)	552.00	民有地(無償)	産業系施設用地	廃止
合計(廃止分を除く)		156,639.52	106箇所		

(2) 駐車場等用地の管理に関する基本的な方針

①土地の概要

駐車場等用地は、約4万1,000㎡あり、そのうち市有地は約1万5,000㎡(約37.5%)となっているため、残りの約62.5%の土地が借地となっています。

また、民有地借地(有償)は、約2万3,000㎡(約57.0%)となっています。

■これまでの取組実績(平成28年度～令和5年度)

(旧)羽村駅西口第一自転車駐車場	平成30年度	廃止	民有地借地の返還
(現)羽村駅西口第一自転車駐車場	平成30年度	設置	区画整理事業用地に設置
玉川自転車保管場所	平成29年度	廃止	貸付地に転用
動物公園第一臨時駐車場	平成28年度	設置	民有地を新規に借地
動物公園第二臨時駐車場	平成28年度	廃止	民有地借地の返還
武蔵野公園第二駐車場	令和5年度	廃止	民有地借地の返還
スポーツセンター来館者用駐車場	令和元年度	土地開発公社所有地の購入	
しらうめ保育園駐車場用地	平成29年度	廃止	
ゆとろぎ第2駐車場	令和5年度	廃止	民有地借地の返還
ゆとろぎ第4駐車場	令和5年度	廃止	民有地借地の返還

区分	敷地面積(㎡)	敷地所有形態	敷地所有形態別敷地面積(㎡)	箇所数
(2)駐車場等用地	4万1,062.17	市有地	1万5,403.39	16
		土地開発公社所有地(借地)	0.00	0
		国及び公有地等借地(有償)	933.98	1
		国及び公有地等借地(無償)	1,336.00	3
		民有地借地(有償)	2万3,388.80	19
		民有地借地(無償)	0.00	0

②計画期間内における土地の利活用方針

駐車場等用地については、人口減少等に伴う将来の利用状況の変化を想定した上で、恒久的に必要な駐車場は市有地として確保し、利用減少が見込まれる駐車場は市有地の売却や借地の返還などにより、需要の変化に応じた対応を図ります。

また、財源確保や受益者負担の適正化、脱炭素化の推進の観点から駐車場の有料化について検討します。

自転車駐車場については、利用状況や将来のニーズを踏まえ、適正な規模や整備・運営方法等について検討します。その上で、必要な土地について確保していきます。

■ 駐車場等用地の保有状況

No	施設名称	敷地面積(m ²)	敷地所有	大分類	備考
1	羽村駅東口第一自転車駐車場	320.00	市有地	その他の用地	
2	羽村駅東口第二自転車駐車場	591.03	市有地	その他の用地	
3	羽村駅東口第三自転車駐車場	479.06	民有地(有償)	その他の用地	
4	羽村駅東口第四自転車駐車場	436.00	公有地(無償)	その他の用地	
5	(旧)羽村駅西口第一自転車駐車場	184.03	民有地(有償)	その他の用地	廃止
		254.00	民有地(有償)		
		171.17	市有地		
6	(現)羽村駅西口第一自転車駐車場	198.00	市有地	その他の用地	
7	羽村駅西口第二自転車駐車場	211.32	民有地(有償)	その他の用地	
		84.24	市有地		
8	羽村駅西口第三自転車駐車場	431.10	民有地(有償)	その他の用地	
9	羽村駅西口第四自転車駐車場	224.00	市有地	その他の用地	
10	小作駅東口第一自転車駐車場	609.59	民有地(有償)	その他の用地	
		519.65	民有地(有償)		
11	小作駅東口第二自転車駐車場	368.00	公有地(無償)	その他の用地	
12	小作駅西口第一自転車駐車場	800.00	民有地(有償)	その他の用地	
13	小作駅西口第二自転車駐車場	532.00	公有地(無償)	その他の用地	
14	玉川自転車保管場所	550.00	市有地	その他の用地	転用済
15	市役所来庁者第3駐車場	933.98	公有地(有償)	その他の用地	
16	市役所来庁者第4駐車場	820.00	民有地(有償)	その他の用地	
17	動物公園第一駐車場	4,452.00	市有地	その他の用地	
18	動物公園第一臨時駐車場	7,372.83	民有地(有償)	その他の用地	
19	動物公園第二臨時駐車場	762.00	民有地(有償)	その他の用地	廃止
20	武蔵野公園第二駐車場	767.30	民有地(有償)	その他の用地	廃止
21	武蔵野公園第三駐車場	1,482.00	市有地	その他の用地	
22	富士見公園第一駐車場	1,360.00	民有地(有償)	その他の用地	
23	富士見公園第二駐車場	696.00	民有地(有償)	その他の用地	
24	富士見公園第三駐車場	1,677.03	市有地	その他の用地	
25	グリーントリム公園駐車場	2,769.00	市有地	その他の用地	
26	スポーツセンター第1・3駐車場	3,890.51	民有地(有償)	その他の用地	
27	スポーツセンター第2駐車場	793.00	民有地(有償)	その他の用地	
28	スポーツセンター第4駐車場	535.00	民有地(有償)	その他の用地	
29	スポーツセンター来館者用駐車場	396.08	市有地	その他の用地	
30	中央児童館駐車場	367.44	市有地	その他の用地	
31	西児童館駐車場	74.00	民有地(有償)	その他の用地	
32	保健センター駐車場	487.04	市有地	その他の用地	
33	農産物直売所駐車場	624.48	市有地	その他の用地	
		151.35	民有地(有償)		
34	観光等公共駐車場	1,447.89	民有地(有償)	その他の用地	
35	富士見斎場駐車場	1,053.03	市有地	その他の用地	
36	富士見霊園駐車場	163.23	市有地	その他の用地	
37	羽中四丁目駐車場	514.79	市有地	その他の用地	
38	いこいの里駐車場	1,041.00	民有地(有償)	その他の用地	
20	しらうめ保育園駐車場用地	100.70	市有地	その他の用地	機能廃止
39	ゆとろぎ第1駐車場(立体駐車場)	1,814.02	民有地(有償)	その他の用地	
40	ゆとろぎ第2駐車場	900.00	民有地(有償)	その他の用地	廃止
41	ゆとろぎ第3駐車場	342.48	民有地(有償)	その他の用地	
42	ゆとろぎ第4駐車場	602.00	民有地(有償)	その他の用地	廃止
合計(廃止・転用分を除く)		41,062.17	39箇所		

(3) 貸付地の管理に関する基本的な方針

①土地の概要

貸付地は、約 2 万 5,000 m²あり、全て市有地となっています。

■これまでの取組実績（平成 28 年度～令和 5 年度）

小作駅前交番貸付地	令和 2 年度	市有地の売却
小作駅前市有地貸付地	令和 4 年度	市有地の売却
小作台二丁目貸付地	令和 4 年度	市有地の売却
神明台交番貸付地	令和 元年度	市有地の売却
五ノ神駐在所貸付地	令和 5 年度	市有地の売却
社会福祉法人そよかぜ貸付地	平成 29 年度	新規貸付け

区分	敷地面積 (m ²)	敷地所有形態	敷地所有形態別 敷地面積 (m ²)	箇所数
(3)貸付地	2 万 4,512.68	市有地	2 万 4,512.68	38
		土地開発公社所有地 (借地)	0.00	0
		国及び公有地等借地 (有償)	0.00	0
		国及び公有地等借地 (無償)	0.00	0
		民有地借地 (有償)	0.00	0
		民有地借地 (無償)	0.00	0

②計画期間内における土地の利活用方針

貸付地については、契約期間満了時など、時期を捉えて土地の再度の貸付けや売却、転用を検討します。

また、契約更新時には、貸付け先や貸付けの目的、有償・無償などの貸付け条件等を改めて検討し、適正な貸付けを行います。

■貸付地の保有状況

No	施設名称	敷地面積(m ²)	敷地所有	大分類	備考
1	富士みのりこども園貸付地	1,190.64	市有地	その他の用地	
2	かやの実保育園貸付地	789.00	市有地	その他の用地	
3	羽村たつの子保育園貸付地	466.50	市有地	その他の用地	
4	富士見第二保育園貸付地	716.88	市有地	その他の用地	
5	さくら保育園貸付地	1,692.72	市有地	その他の用地	
6	あおぞら保育園貸付地	977.54	市有地	その他の用地	
7	まつぼっくり保育園貸付地	1,215.00	市有地	その他の用地	
8	太陽の子保育園貸付地	1,574.85	市有地	その他の用地	
9	玉川一丁目貸付地(住宅用地)	138.36	市有地	その他の用地	
10	羽村しらうめ保育園貸付地	1,294.90	市有地	その他の用地	
11	玉川一丁目貸付地(駐車場用地)	28.87	市有地	その他の用地	
12	宮地町内会貸付地	2.00	市有地	その他の用地	
13	リトルグランド貸付地	7,714.32	市有地	その他の用地	
14	LPガス貯蔵庫貸付地	76.62	市有地	その他の用地	
15	ガスガバナー室貸付地	10.34	市有地	その他の用地	
16	小作囃子保存会貸付地	19.38	市有地	その他の用地	
17	田ノ上第一町内会貸付地	50.76	市有地	その他の用地	
18	小作台西町内会貸付地	67.40	市有地	その他の用地	
19	東第一町内会貸付地	33.00	市有地	その他の用地	
20	玉川二丁目貸付地	43.50	市有地	その他の用地	
21	小作駅前交番貸付地	147.39	市有地	その他の用地	売却済
22	小作駅前市有地貸付地	19.08	市有地	その他の用地	売却済
23	小作台二丁目貸付地	260.00	市有地	その他の用地	売却済
24	神明台交番貸付地	49.91	市有地	その他の用地	売却済
25	羽村西駐在所貸付地	210.20	市有地	その他の用地	
26	五ノ神駐在所貸付地	198.28	市有地	その他の用地	売却済
27	水道事業貸付地	558.00	市有地	その他の用地	
28	商工会貸付地	703.32	市有地	その他の用地	
29	福祉作業所ひばり園貸付地	991.76	市有地	その他の用地	
30	社会福祉法人そよかぜ貸付地	2111.97	市有地	その他の用地	新規貸付
31	商業協同組合貸付地(4箇所)	846.51	市有地	その他の用地	
32	羽東二丁目貸付地	41.74	市有地	その他の用地	
33	本町第一町内会貸付地(5箇所)	553.58	市有地	その他の用地	
34	本町第二町内会貸付地	63.41	市有地	その他の用地	
35	本町第三町内会貸付地(2箇所)	329.61	市有地	その他の用地	
合計(売却済分を除く)		24,512.68	38箇所		

(4) その他の土地の管理に関する基本的な方針

①土地の概要

その他の土地は、約 4 万 9,000 m²あり、そのうち市有地は約 4 万m²(約 81.3%) となっているため、約 18.7%の土地が借地となっています。

また、計画期間内に羽村市が購入する土地開発公社所有地(借地)は、約 3,600 m²(約 7.4%) あるほか、民有地借地(有償)は、約 5,500 m²(約 11.3%) となっています。

■これまでの取組実績(平成 28 年度～令和 5 年度)

小作駅前駐車場	令和 4 年度	市有地の売却
行政バス駐車用地	令和 4 年度	市有地の売却
旧下河原国鉄用地	平成 29 年度	貸付地に転用
小作台地区公共施設整備用地	令和 2 年度	市有地の売却
小作駅前市有地	令和 4 年度	市有地の売却

区分	敷地面積 (m ²)	敷地所有形態	敷地所有形態別 敷地面積 (m ²)	箇所数
(4)その他	4 万 8,809.32	市有地	3 万 9,706.02	192
		土地開発公社所有地(借地)	3,611.49	2
		国及び都府有地等借地(有償)	0.00	0
		国及び都府有地等借地(無償)	0.00	0
		民有地借地(有償)	5,491.81	3
		民有地借地(無償)	0.00	0

②計画期間内における土地の利活用方針

その他の土地については、利用状況や将来的なニーズを踏まえ、その方向性について検討し、現在の利用目的において必要性が低い土地については、市有地は売却や転用を図り、借地は返還します。

■その他の土地の保有状況

No	施設名称	敷地面積(m ²)	敷地所有	大分類	備考
1	西小歩道橋横歩道	45.00	市有地	その他の用地	
2	上水グランド用地	2,799.22	民有地(有償)	その他の用地	
3	羽加美緑地内フィールドゴルフ場	2,659.00	民有地(有償)	その他の用地	
4	小作駅前駐車場	981.77	市有地	その他の用地	売却済
5	行政バス駐車用地	236.34	市有地	その他の用地	売却済
6	川崎市営住宅跡地	40.10	市有地	その他の用地	
7	公共用地	41.00	市有地	その他の用地	
8	五ノ神共同井戸跡地	14.59	市有地	その他の用地	
9	旧下河原国鉄用地	1,454.41	市有地	その他の用地	転用済
10	市道第203号線整備用地	84.40	市有地	その他の用地	
11	川崎字武蔵野整備用地	3,137.20	公社所有	その他の用地	
12	元落合荘用地(山梨県)	3,299.43	市有地	その他の用地	
13	小作台地区公共施設整備用地	3,101.10	市有地	その他の用地	売却済
14	歩道橋用地(西小付近)	33.59	民有地(有償)	その他の用地	
15	小作駅前市有地	80.96	市有地	その他の用地	売却済
16	根岸地蔵用地	87.94	市有地	その他の用地	
17	水源保全用地	424.25	市有地	その他の用地	
18	第2水源保全用地	559.13	市有地	その他の用地	
19	羽中四丁目整備用地	474.29	市有地	その他の用地	
20	元しらうめ保育園駐車場用地	100.70	市有地	その他の用地	
21	羽村駅西口土地区画整理事業用地(112箇所)	33,370.72	市有地	その他の用地	
22	防火水槽、消火栓等(70箇所)	1,638.76	市有地	その他の用地	
合計(売却済・転用分を除く)		48,809.32	197箇所		

第6章 インフラ施設の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針

1 インフラ施設の管理に関する基本的な方針

(1) インフラ施設の現状や課題に関する基本認識

羽村市が保有するインフラ施設は、道路、橋りょう、上水道、下水道、公園等があり、平成28年度から令和27年度までの30年間における維持管理、修繕、更新費用を更新費用試算ソフトで算定可能なインフラ施設（道路、橋りょう、上水道管、下水道管）で算定すると、約507.3億円が必要となります。

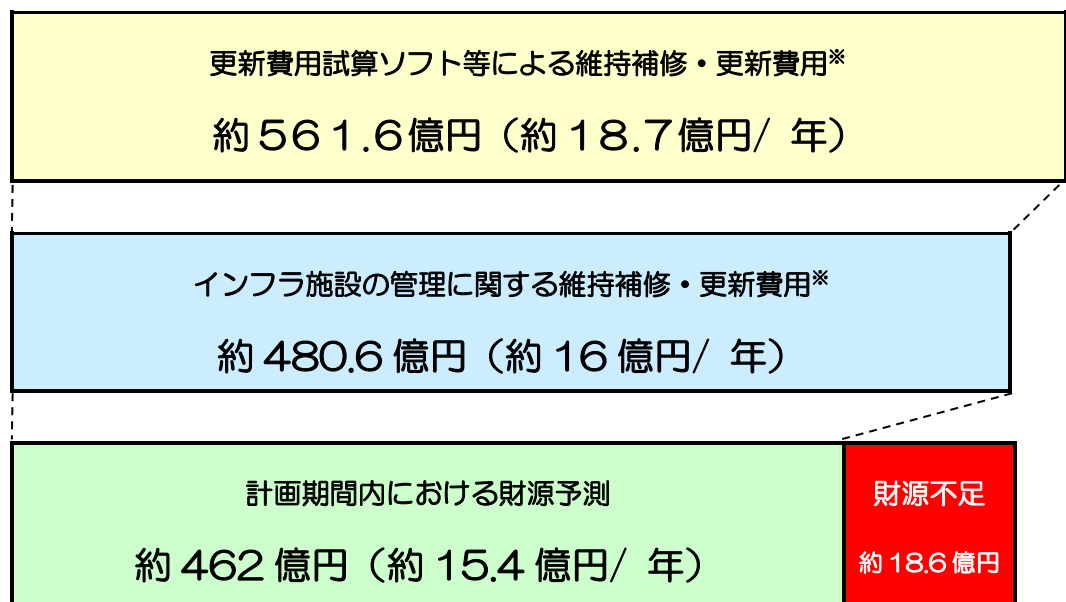
また、更新費用試算ソフトで算定できない上水道施設、公園等については、羽村市水道ビジョン（平成22～令和3年度）及び羽村市公園等施設維持保全計画（平成26年度～令和5年度）をもとに計画期間内30年間の費用を算定した結果、上水道施設は約25.2億円、公園等は約29.1億円となり、更新費用試算ソフトで算定された約507.3億円を加えると約561.6億円が必要となります。

ただし、更新費用試算ソフトは、全国的な調査を踏まえた標準的な費用を算定しているため、既に策定しているインフラ施設の維持保全計画をもとに算定した結果、約480.6億円（年平均約16.0億円）と試算されました。

一方、平成17年度から平成26年度（10年間）までにおけるインフラ施設の管理に要する経費の決算額は約154億円（年平均約15.4億円）であり、計画期間内でもこの経費が継続すると仮定した場合、計画期間内のインフラ施設に関する維持補修・更新費用は約462億円となり、約18.6億円（年平均約0.6億円）の財源不足が予測されます。

さらに、人口減少に伴い、インフラ施設を維持していくために必要な財源も減少が見込まれます。特に、上水道や下水道（汚水分）については人口の減少に伴い、使用水量が減少し、主要な財源である水道料金や下水道使用料も比例して減少していきます。

このため、将来にわたって安定的かつ時代の求めに応じた行政サービスの提供を可能とするためには、インフラ施設の長寿命化への取組が必要となります。



※ 資料編79頁以降に費用の内訳及び算定根拠を掲載しています。

■計画期間内におけるインフラ施設の維持補修・更新費用

	更新費用試算ソフト等による費用 (計画当初費用)	インフラ施設の管理に関する更新等費用 個別計画を反映した費用
	約 561.6 億円(約 18.7 億円/年)	約 480.6 億円(約 16.0 億円/年)
道路	約 122.3 億円(約 4.1 億円/年)	約 90.5 億円(約 3.0 億円/年)
橋りょう	約 4.6 億円(約 0.1 億円/年)	約 3.4 億円(約 0.1 億円/年)
上水道	約 210.7 億円(約 7.0 億円/年)	約 186.3 億円(約 6.2 億円/年)
管路	約 185.5 億円(約 6.2 億円/年)	約 161.1 億円(約 5.4 億円/年)
施設	約 25.2 億円(約 0.8 億円/年)	約 25.2 億円(約 0.8 億円/年)
下水道	約 194.9 億円(約 6.5 億円/年)	約 171.3 億円(約 5.7 億円/年)
公園等	約 29.1 億円(約 1.0 億円/年)	約 29.1 億円(約 1.0 億円/年)

※羽村駅西口土地区画整理事業計画におけるインフラ施設の築造費を含む

(2) インフラ施設の最適化に関する取組の方向性

今後 30 年間におけるインフラ施設の管理に関する維持補修・更新費用は約 480.6 億円と試算され、計画期間内における財源予測は約 462 億円であるため、約 18.6 億円の財源が不足しますが、インフラ施設については、市民生活を支える重要な施設であるため、個別施設計画として作成する維持保全計画を踏まえた予防保全型の維持管理の実施、新たな技術導入等を積極的に進める中で、ライフサイクルコストの軽減に取り組むとともに、適正な受益者負担や国庫補助金など特定財源の確保に努めます。

また、維持管理等費用の軽減などを進めることで新規建設分の費用を確保し、市民生活に必要となる新たなインフラ施設の整備についても計画的に進めます。

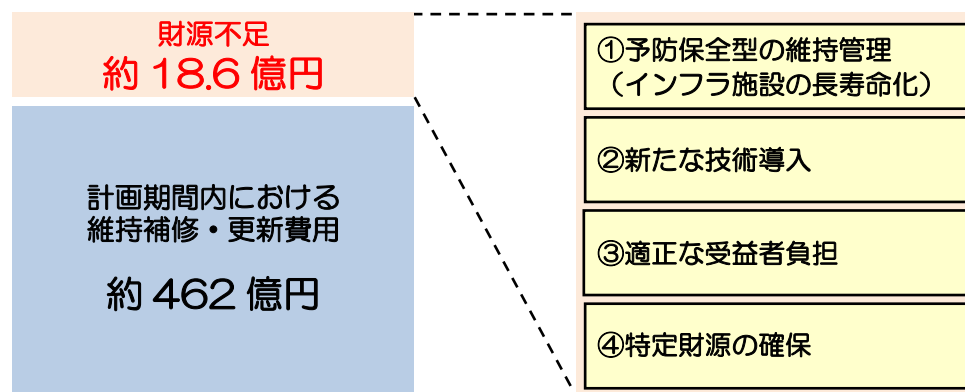
羽村駅西口土地区画整理事業地区内は、事業における移転（工事）時期を見据えた中で、施設の適正な維持管理及び更新を計画的に進めます。

インフラ施設の最適化に関する取組の方向性

約 18.6 億円/ 30 年 (約 0.6 億円/ 年)

の財源不足を解消

■財源不足解消の取組



(3) これまでの取組（平成28年度～令和5年度）

道路については、令和4年度に「羽村市道路維持保全計画」を全面的に見直し、道路の維持保全、改修など道路を整備更新していく基本方針と取組内容を定めた「羽村市道路整備計画」を策定しました。この計画に基づき、道路の重要性に応じた補修を実施するなど計画的な管理を実施しています。

また、令和4年度には、老朽化した横断歩道橋を撤去するなど、必要性の低くなった道路附属施設を除却し、施設の適正化にも努めています。

橋梁については、「羽村市橋梁長寿命化修繕計画」に基づき定期点検を実施し、羽村堰下橋、羽村橋、堂橋の3橋の耐震補強工事を実施するなど、適正な維持保全を実施してきました。さらに、令和4年度には、新たに橋長の短い4橋を加え「羽村市橋梁長寿命化修繕計画」を改定しました。

上水道については、平成28年度に「羽村市水道ビジョン（後期計画）」を策定し、計画に基づき着実に事業運営を行ってきました。その後、人口減少への対応や管路の耐震化を着実に進めるため、令和3年度に「第二次羽村市水道ビジョン」、「水道管路耐震化更新計画」及び「羽村市水道事業経営戦略」を策定しました。令和5年度には、計画に基づき水道料金の適正化を図りました。

下水道については、事業の透明化・健全化の向上を図るため、令和2年度から地方公営企業法による公営企業会計を導入しました。また、人口減少への対応や污水管の長寿命化、雨水処理対策を着実に進めるため、令和3年度に「下水道総合計画」及び「羽村市下水道事業経営戦略」を策定しました。令和5年度には、計画に基づき下水道使用料の適正化を図りました。

公園については、平成26年度に策定した「羽村市公園等施設維持保全計画」に基づき公園の維持保全に努めてきました。また、利用の少ない借地公園の返還など、公園の整理統合についても進めてきました。

2 インフラ施設の類型ごとの管理に関する基本的な方針

(1) 道路の管理に関する基本的な方針

羽村市の道路は、その多くが昭和40年代の高度成長期に整備しており、老朽化が進んでいます。

道路の安全・安心・快適な環境を保全し、円滑な交通を確保するため、令和4年11月に策定した「羽村市道路整備計画」に基づき、道路維持保全に係るコストの最適化及び平準化を図り、道路の適正かつ効率的な維持保全を行います。

日常の道路パトロールなどの情報を基に優先順位付けを行った上で整備を行うなど、道路の良好な機能が長期にわたって最大限発揮できるよう適切なメンテナンスサイクル（点検、整備）を確実に進めていきます。

また、交通環境の変化等による利用者の減少や、老朽化等により、維持管理が困難となった道路附属施設については、除却を検討します。

(2) 橋りょうの管理に関する基本的な方針

羽村市が管理する橋りょうは7橋あり、そのうち令和5年度末時点における建設からの経過年数が40年を超えるものは4橋あり、老朽化が進んでいます。

橋りょうを長期に保全し、安全・安心な道路サービスを提供できるよう、令和5年3月に改定した「羽村市橋梁長寿命化修繕計画」に基づき、優先順位を考慮した計画的な予防保全型の維持管理を行うとともに、補修を集約して同時に実施するなど、コスト縮減に取り組みます。

令和4年度に実施した点検では、7橋すべてが健全性区分Ⅱ（構造物の機能に支障が生じていないが、予防保全の観点から措置を講ずることが望ましい状態）とされており、引き続き安全な状態で供用するとともに、老朽化に伴う架け替え時期を延伸するため、計画的な点検及び修繕を行い長寿命化を図ります。

(3) 上水道の管理に関する基本的な方針

羽村市の上水道設備については、第1配水場までの送水管の約55%は、昭和41年までに布設したものであり、第2配水場までの送水管の約19%は、昭和41年から昭和50年までの間に布設するなど、送水管の老朽化が進んでいます。

令和4年3月に策定した「第二次羽村市水道ビジョン」に基づき、「世代を超えて続く安全で安定した水道」の実現に向け、取り組みます。

上水道施設については、管路の老朽化や耐震性が課題となっており、アセットマネジメント（資産管理）手法を導入し、施設の健全性や耐震性の観点から再度更新の重要度・優先度を定めることで、更新時期や資金の平準化を図り、計画的な資産管理を行います。

また、配水量は減少傾向が続いており、今後人口減少に伴い、さらなる減少が見込まれるため、持続可能な経営を堅持していくため、経営の効率化をさらに進めるとともに、水道料金の適正化などにも取り組みます。

(4) 下水道の管理に関する基本的な方針

下水道施設については、昭和50年代に布設している管路が多く、それらが令和6年度以降に標準耐用年数の50年を経過するなど、老朽化が進行します。

令和4年3月に改定した下水道総合計画に基づき、「くらしと環境を守り 次世代へつなぐ下水道」の実現に向け汚水管路の長寿命化に取り組みます。

今後、法定耐用年数（50年）を経過する施設が短期間で増加するため、リスクを抑制しつつ、管理を予防保全型と事後保全型に使い分け、点検・調査とともに、必要な修繕・更新を進めていきます。

雨水管の整備については、近年、想定を超える浸水被害が多発していることから、雨水管の整備が完了した区域も含め、大雨が降った際に浸水が予想される区域を示した内水浸水想定区域図の作成により浸水リスクの高いエリアを重点化し、計画的に対策を進めていきます。

下水道事業会計については、公営企業会計における独立採算の原則を踏まえ、経費削減や業務の効率化など、経営努力を重ねながら、将来的な財政状況の見通しを踏まえた上で、適正な下水道使用料を設定し、経営の健全化に努めます。

(5) 公園等の管理に関する基本的な方針

羽村市の公園は、昭和40年代から昭和50年代までの開設が多く、遊具や工作物等の老朽化が進んでいます。

市民の安全な公園利用を推進するため、平成26年度に策定した「羽村市公園等施設維持保全計画」に基づき、遊具や照明設備等、計画的な公園施設の修繕や更新を実施しており、今後も計画的な施設の維持保全に取り組み、施設の長寿命化を図ります。

一方で、厳しい財政状況や今後の人口減少を踏まえると、適正な修繕や更新が困難になることが想定されます。また、公園のニーズも時代とともに変化し、従来の公園施設に求められた機能を見直す必要もあります。

こうしたことから、今後、施設の老朽化や利用状況、人口減少なども踏まえ、公園の在り方等も含めた計画として「羽村市公園等施設維持保全計画」の見直しを検討します。

第7章 フォローアップの実施方針等

1 計画の推進

(1) 全庁的な取組体制の構築及び情報管理・共有方策

計画の推進にあたり、本計画及び個別施設計画の目標達成に向けて、公共施設マネジメントを所管する部署において、計画の進捗よく状況を一元的に管理し、関係部署が相互に連携しながら進行管理を行います。

施設の長寿命化や整理統合による財政状況に対応した効果的な維持管理を実現するため、庁内検討委員会（公共施設等総合管理計画推進委員会）を組織し、計画の方針を踏まえた取組を進めます。

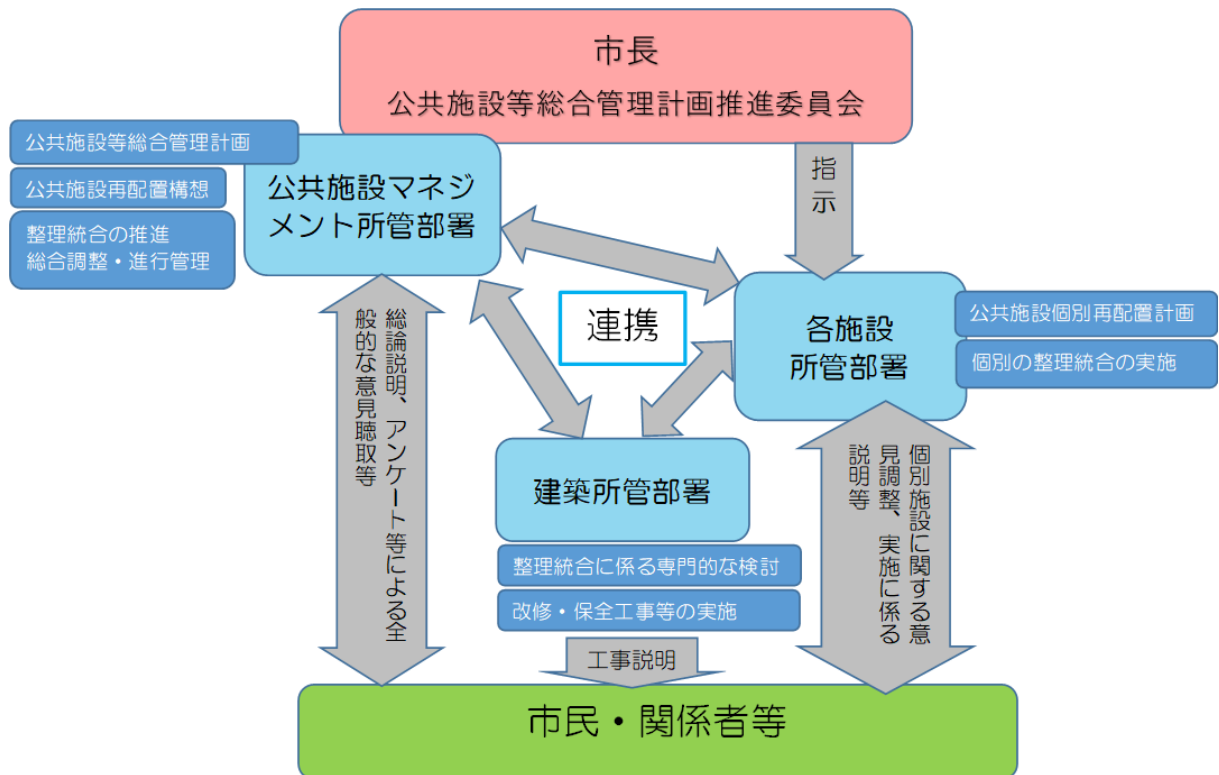
■建築物の整理統合に向けた取組体制

建築物の総量抑制の目標に向け、多くの部署が関係する整理統合を計画的に進めていくためには、各部署それぞれの果たす役割を明確にし、明確な指示のもと、それぞれの部署が主体的に役割に取り組むことが必要です。

公共施設マネジメントを所管する部署は、各部署と連携しながら公共施設再配置構想を取りまとめるとともに、計画の進捗よく状況を一元的に管理し、公共施設等総合管理計画推進委員会に報告するなど、関係部署と相互に連携しながら進行管理を行います。また、個別再配置計画の策定や公共施設の整理統合の実施段階において、施設所管する部署の取組を支援します。

施設を所管する部署は、公共施設再配置構想を検討する段階において、所管する施設に関して必要な情報収集や検討等を行います。また、公共施設再配置構想を具現化するため、各部署と連携しながら個別再配置計画の作成に主体的に取り組み、計画に沿って順次整理統合を実施します。

建築を所管する部署は、公共施設再配置構想や個別再配置計画の検討時に、建築関係法令や建築工事等の専門的な知見を踏まえた調査や検討を行います。また、整理統合を実施する際に工事が必要な場合は、施設を所管する部署と連携しながら設計・工事を実施します。



(2) 市民との情報共有

計画の取組や進捗よく状況等は、広報紙や市公式サイト等を通じて、適宜、情報を提供します。

公共施設再配置構想の検討時など、建築物の整理統合を全体として検討する際には、市民アンケートやパブリックコメントを実施するなど、市民の考えを十分踏まえ、計画等に反映していきます。

公共施設個別再配置計画の検討時など、より具体的な内容を検討する際は、施設を所管する部署が主体となって、懇談会等を実施するなど施設を利用する市民等の意見を十分に踏まえながら検討し、施設の整理統合を実施する際は、市民・利用者の理解を得るための説明会等を開催します。

それぞれの検討結果を示す際は、必要性や合理性など、分かりやすい資料により市民や関係者に説明していきます。

(3) 公共施設等総合管理計画の見直し

計画期間が30年と長期に渡ることから、計画が実情と乖離したものにならないよう、必要に応じて見直します。

2 計画の推進にあたっての留意事項

(1) 予算の平準化に関する検討

計画における検討を通じて、維持管理コストを踏まえた財源を予測し、公共施設等の適正な維持管理を実現するよう努めます。

ただし、維持補修・更新費用が集中する年度においては、十分な予算を確保することが難しい場合があることから、公共施設等の日常点検を踏まえ、更新時期の前倒しや先延ばしの判断を行いながら、予算の平準化について検討します。

(2) 広域連携の検討

人口減少社会の到来により、羽村市単独では行政サービスの提供を維持することが困難と判断されたものについては、民間活力の積極的な導入を図りながら、必要に応じて、周辺自治体との広域連携について検討します。

また、公共施設の総量抑制を進める中で、市民が利用できる施設を確保していくため、周辺自治体等との相互利用について検討します。

■資料編

1 公共施設等の維持・更新に関する費用

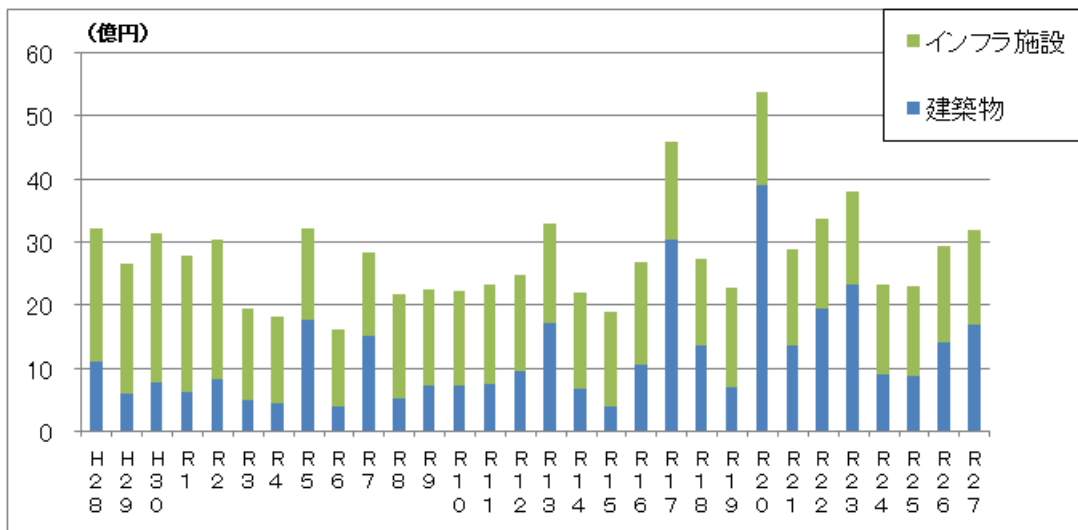
(1) 公共施設等の維持・更新に関する費用の内訳

単位: 億円

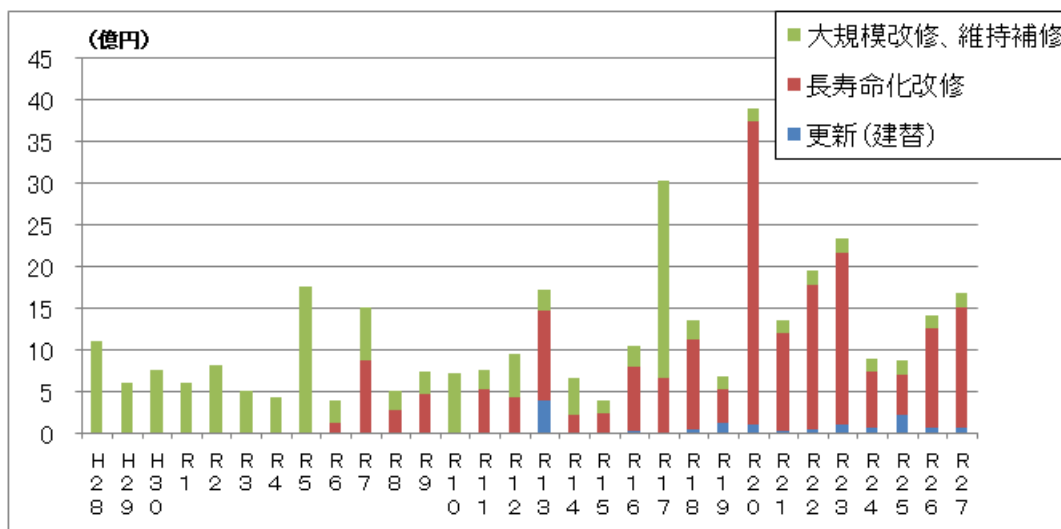
	30年間(H28-R27)		今後10年間	
	費用	財源予測	費用	財源予測
建築物	396.0	354.0	132.0	118.0
インフラ施設	480.6	462.0	176.9	154.0
合計	876.6	880.1	308.9	306.9

※費用は R5~R27 の長寿命化のシミュレーションデータ（下記グラフ）の平均値（13.2 億円/年）から算出

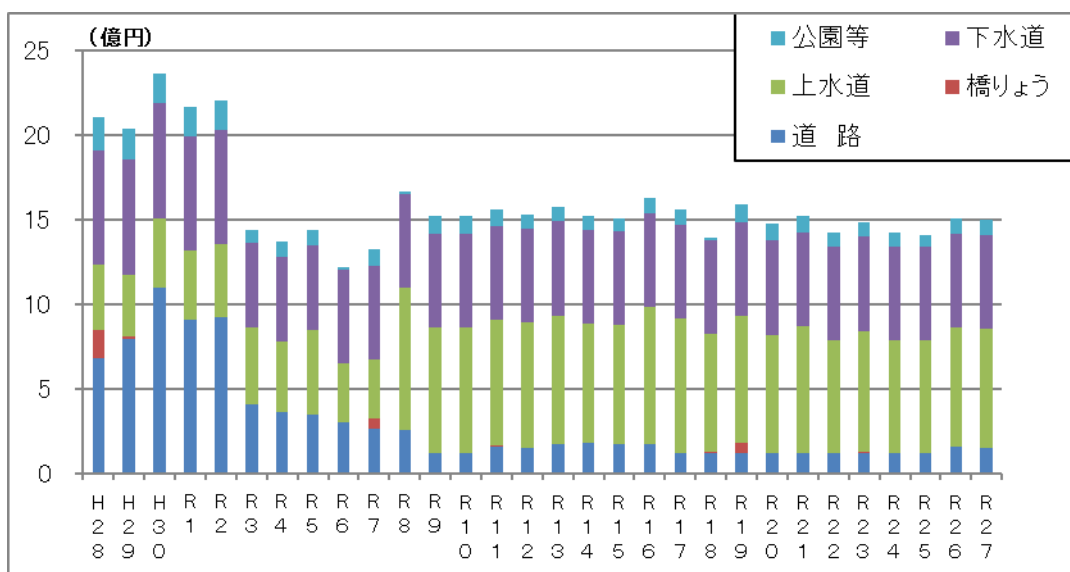
■公共施設等の維持・更新に関する費用の推移



■建築物の管理に関する維持補修・更新費用の内訳



■インフラ施設の管理に関する維持補修・更新費用の内訳



(2) 建築物の維持・更新費用の算定根拠

①更新費用算定の前提条件

- すべての公共施設等を対象とし、現在保有している公共施設等を今後もすべて保有し続けると仮定する。
- 耐震性のある主要な建築物については、長寿命化改修を行うものとして推計し、大規模改修の周期は30年、長寿命化改修の周期は60年、更新（建替）周期は90年とする。
- それ以外の建築物については、大規模改修を行うものとして推計し、大規模改修の周期は30年、更新（建替）周期は60年とする。

②大規模改修及び更新（建替）に係る費用

■大規模改修及び更新（建替）費用【床面積（㎡）×分類別単価（円/㎡）】

施設分類	更新（建替）	長寿命化改修	大規模改修	解体費
	単価（円/㎡）			
行政系施設（庁舎等）	387,000	232,200	96,750	33,700
行政系施設（消防）	387,000	232,200	96,750	33,700
行政系施設（防災）	387,000	232,200	96,750	33,700
行政系施設（清掃）	387,000	232,200	96,750	112,000
コミュニティ・集会施設	363,000	217,800	90,750	31,500
公園内施設	375,000	225,000	93,750	31,500
公営住宅	363,000	217,800	90,750	28,700
学校・教育施設	375,000	225,000	93,750	27,700
屋内スポーツ施設	387,000	232,200	96,750	31,500
保養施設	387,000	232,200	96,750	31,500
子育て支援施設	387,000	232,200	96,750	27,700
高齢者福祉施設	363,000	217,800	90,750	35,300
障害福祉施設	363,000	217,800	90,750	35,300
健康福祉施設	363,000	217,800	90,750	35,300
社会教育施設	375,000	225,000	93,750	31,500
医療施設	375,000	225,000	93,750	31,500
産業系施設	363,000	217,800	90,750	31,500
その他	363,000	217,800	90,750	31,500

(3) インフラ施設の維持・更新費用の算定根拠

■インフラ施設における費用算定の考え方

種 別	内 容
道 路	更新費用試算ソフトでは、整備面積を舗装路盤を含めた更新型の舗装補修として試算していますが、路面性状調査の結果を踏まえ、表層のみの舗装補修等とすることで、費用を軽減しました。
橋りょう	羽村市橋梁長寿命化修繕計画をもとに算出しました。
上水道	更新費用試算ソフトでは、ダクトイル鉄管など配水管等の管種によらず耐用年数を40年として試算していましたが、インフラ施設の効率的な更新の観点から、耐震性に優れたダクトイル鉄管よりも耐震性の低い硬質塩化ビニール管を優先的に更新し、予防保全型の維持管理を進めることで費用を軽減しました。
下水道	更新費用試算ソフトでは、下水道管を掘り返し交換する更新型の維持管理として試算していますが、管路内TVカメラ調査及び掘り返し不要の改築更新技術による予防保全型の維持管理を進めることで、費用を軽減しました。
公園等	羽村市公園等施設維持保全計画をもとに算出しました。

※羽村駅西口土地区画整理事業計画におけるインフラ施設の築造費を含む

※平成28年3月時点の算定

■更新費用試算ソフトにおける更新費用の考え方

道路は、整備面積を更新年数で割った面積を1年間の舗装の更新量と仮定し、更新単価を乗じることにより更新費用を試算します。

橋りょうでは、面積に更新単価を乗じることにより、更新費用を試算します。

上水道・下水道については、整備年度ごとの管種別及び管径別の延長に更新単価を乗じることにより、更新費用を試算します。

■更新費用試算ソフト（一般財団法人地域総合整備財団）の更新単価

インフラ施設		更新年数	更新単価
[道路]	1級市道 2級市道 その他の市道	15年	4,700円/m ²
	自転車歩行者道	15年	2,700円/m ²
[橋りょう]	PC橋 RC橋 石橋 木橋その他 鋼橋	60年	425千円/m ² 500千円/m ²
	[上水道] 導水管 ・ 送水管 (管径)	40年	100千円/m 114千円/m 161千円/m 345千円/m 742千円/m 923千円/m
配水管 (管径)	40年	97千円/m 100千円/m 103千円/m 106千円/m 111千円/m 116千円/m 121千円/m 128千円/m 142千円/m 158千円/m 178千円/m 199千円/m 224千円/m 250千円/m 279千円/m 628千円/m 678千円/m 738千円/m 810千円/m 923千円/m	
[下水道] (管種)	コンクリート管 陶管 塩ビ管 その他 更生管	50年	124千円/m 134千円/m

2 羽村市公共施設等総合管理計画策定経過

年 月 日	内 容
平成 26 年 5 月 30 日	羽村市公共施設等総合管理計画検討委員会設置要綱の制定
7 月 29 日	第 1 回羽村市公共施設等総合管理計画検討委員会・第 1 回部会
9 月 16 日	第 2 回羽村市公共施設等総合管理計画検討委員会
10 月 14 日	第 2 回部会
10 月 29 日	第 3 回羽村市公共施設等総合管理計画検討委員会
11 月 17 日	第 3 回部会
12 月 17 日	第 4 回羽村市公共施設等総合管理計画検討委員会
平成 27 年 1 月 15 日	第 5 回羽村市公共施設等総合管理計画検討委員会・第 4 回部会
2 月 17 日	第 6 回羽村市公共施設等総合管理計画検討委員会
3 月 31 日	羽村市公共施設等総合管理計画懇談会設置要綱の制定
4 月 15 日	羽村市公共施設等総合管理計画懇談会市民公募委員の募集
5 月 29 日	羽村市公共施設等総合管理計画懇談会市民公募委員の決定
7 月 21 日	羽村市公共施設等総合管理計画懇談会委員の決定
7 月 28 日	第 7 回羽村市公共施設等総合管理計画検討委員会
7 月 30 日	第 1 回羽村市公共施設等総合管理計画懇談会
8 月 21 日	職員研修の実施
8 月 25 日	関連各課ヒアリングの実施
8 月 26 日	関連各課ヒアリングの実施
9 月 30 日	第 2 回羽村市公共施設等総合管理計画懇談会
10 月 5 日	第 8 回羽村市公共施設等総合管理計画検討委員会
11 月 4 日	第 5 回部会
11 月 9 日	第 9 回羽村市公共施設等総合管理計画検討委員会
11 月 30 日	第 3 回羽村市公共施設等総合管理計画懇談会
12 月 7 日	第 6 回部会
12 月 11 日	第 10 回羽村市公共施設等総合管理計画検討委員会
平成 28 年 1 月 14 日	第 7 回部会
1 月 18 日	第 11 回羽村市公共施設等総合管理計画検討委員会
1 月 19 日	第 4 回羽村市公共施設等総合管理計画懇談会
3 月 1 日	羽村市公共施設等総合管理計画（案）意見公募手続 （3 月 1 日～3 月 15 日）

3 羽村市公共施設等総合管理計画懇談会について

(1) 羽村市公共施設等総合管理計画懇談会設置要綱

平成27年3月31日羽企企発第18317号

羽村市公共施設等総合管理計画懇談会設置要綱

(設置)

第1条 羽村市公共施設等総合管理計画(以下「計画」という。)の策定にあたり、市民、学識経験者、公共的団体の有識者等からの意見を広く聴取するため、羽村市公共施設等総合管理計画懇談会(以下「懇談会」という。)を置く。

(所掌事項)

第2条 懇談会は、計画に関する必要な事項について意見交換し、その結果を市長に報告する。

(組織)

第3条 懇談会は、委員10人以内をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が依頼する。

- (1) 学識経験者 2人以内
- (2) 公共的団体等の代表者 6人以内
- (3) 市民公募委員 2人以内

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、第2条に規定する事項について市長に報告するまでの間とする。

(会長及び副会長)

第5条 懇談会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、懇談会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 懇談会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、議長となる。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

(意見の聴取等)

第7条 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の会議への出席を求め、意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 懇談会の庶務は、市政の総合調整を所管する課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、懇談会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行し、第2条に定める事項について市長に報告した日をもって、その効力を失う。

(2) 羽村市公共施設等総合管理計画懇談会委員名簿

No.	役職	氏名	所属・職務名	区分
1	会長	金子 憲	首都大学東京 都市教養学部 准教授	学識経験者
2	副会長	寺嶋 孝	羽村市町内会連合会副会長 (双葉町松原町内会会長)	公共的団体 等の代表者
3	委員	櫻沢 康	東京税理士会青梅支部 櫻沢康税理士事務所	学識経験者
4	委員	市野 明	羽村市文化協会会長	公共的団体 等の代表者
5	委員	武末 三枝子	羽村市民生児童委員協議会副会長	公共的団体 等の代表者
6	委員	小山 克也	羽村市商工会(商業部会長) アライアンス社会保険労務士法人 小山事務所	公共的団体 等の代表者
7	委員	鈴木 誠	羽村市建設防災協力会会長 鈴木土建株式会社代表取締役	公共的団体 等の代表者
8	委員	市川 恒	全日本不動産協会多摩西支部相談委員長 有限会社アップルハウス	公共的団体 等の代表者
9	委員	川端 芳時	市民	市民公募
10	委員	太田 和子	市民	市民公募

(3) 羽村市公共施設等総合管理計画懇談会内容

区分	開催日	内 容
第1回	平成27年 7月30日	<ul style="list-style-type: none"> ・依頼状交付 ・会長及び副会長の選任について ・羽村市公共施設等総合管理計画懇談会の傍聴に関する定め(案)について ・羽村市審議会等の会議録の作成及び公表等に関する基準について ・会議の進め方について ・羽村市公共施設等総合管理計画策定に向けて
第2回	平成27年 9月30日	<ul style="list-style-type: none"> ・羽村市公共施設等総合管理計画策定に向けて ○確認事項 <ul style="list-style-type: none"> 1. 公共施設等総合管理計画の位置付け 2. 総務省指針の記載事項との関係 I. 公共建築物の維持管理・更新に必要となる財源等の検討 <ul style="list-style-type: none"> 1. 公共建築物の維持管理・更新に関する予測(案)について 2. 公共建築物の今後の取組方針(案)について 3. 羽村市の実態に合わせた効率的な維持管理・更新による効果(案) 4. その他の施策実施等による不足財源の解消(案) II. 土地の維持管理に必要となる財源等の検討 <ul style="list-style-type: none"> 1. 土地の維持管理・更新に関する予測(案)について 2. 土地に関する今後の取り組み方針(案)について III. 公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針(案)の検討
第3回	平成27年 11月30日	<ul style="list-style-type: none"> ・羽村市公共施設等総合管理計画(案)について <ul style="list-style-type: none"> (1) 第3章 公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針 3. インフラ施設の管理に関する基本的な方針について (2) 第4章 公共建築物の施設類型ごとの管理に関する基本的な方針について (3) 第5章 土地の類型ごとの管理に関する基本的な方針について
第4回	平成28年 1月19日	<ul style="list-style-type: none"> ・羽村市公共施設等総合管理計画(案)について

4 羽村市公共施設等総合管理計画検討委員会について

(1) 羽村市公共施設等総合管理計画検討委員会設置要綱

平成 26 年 5 月 30 日羽企企発第 3015 号

羽村市公共施設等総合管理計画検討委員会設置要綱

(設置)

第 1 条 羽村市公共施設等総合管理計画（以下「計画」という。）を策定するため、羽村市公共施設等総合管理計画検討委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事項)

第 2 条 委員会は、計画の策定に関し必要な次の事項について調査及び検討を行い、その結果を市長に報告する。

- (1) 公共施設等のあり方及び方向性に関すること。
- (2) 計画の策定に関すること。
- (3) その他、計画策定に必要となる事項に関すること。

(組織)

第 3 条 委員会は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 委員長 副市長
- (2) 副委員長 教育長
- (3) 委員 羽村市庁議等の設置及び運営に関する規則（昭和 60 年規則第 18 号）第 3 条第 1 号に規定する部長の職にある者

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(委員会)

第 4 条 委員会は、委員長が招集し、議長となる。

2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 委員長は、必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

4 その他、委員会の運営に関する事項は、委員長が別に定める。

(部会)

第 5 条 第 2 条に規定する所掌事項に関し、具体的な調査及び研究等を行うため、委員会に部会を置く。

2 部会は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 部会長 企画総務部長
- (2) 副部会長 財務部長
- (3) 部会員 企画政策課長、財政課長、契約管財課長、地域振興課長、防災安全課長、生活環境課長、高齢福祉介護課長、児童青少年課長、土木課長、建築課長、下水道課長、都市計画課長、水道課長、生涯学習総務課長その他委員長が必要と認める者

3 部会長は、部会の総務を掌理し、部会の審議の経過及び結果を委員会に報告する。

4 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるとき又は部会長が欠けたときは、その職務を代理する。

5 その他部会の運営に関する事項は、部会長が別に定める。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、市の政策及び重要施策の調査研究を所管する課において処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会に必要な事項は、委員長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成26年5月30日から施行し、計画が策定された日をもってその効力を失う。

付 則

この要綱は、平成27年1月19日から施行する。

(2) 羽村市公共施設等総合管理計画検討委員会委員名簿

No.	役職	氏名	所属・職務名	備考
1	委員長	北村 健	副市長	
2	副委員長	桜沢 修	教育長	
3	委員	竹田 佳弘	議会事務局長	
4	委員	井上 雅彦	企画総務部長	
5	委員	小作 貫治 早川 正	財務部長	～平成27年12月13日 平成28年1月1日～
6	委員	早川 正 伊藤 文隆	市民生活部長	～平成27年12月31日 平成28年1月1日～
7	委員	加藤 秀樹	産業環境部長	
8	委員	雨倉 久行	福祉健康部長	
9	委員	小林 宏子	子ども家庭部長	
10	委員	加藤 博	建設部長	
11	委員	阿部 敏彦	都市整備部長	
12	委員	田中 繁生	水道事務所長	
13	委員	小林 健朗	会計管理者	
14	委員	市川 康浩	生涯学習部長	
15	委員	山崎 尚史	生涯学習部参事	

(3) 羽村市公共施設等総合管理計画検討委員会部会部会員名簿

No.	役職	氏名	所属・職務名	備考
1	部会長	井上 雅彦	企画総務部長	
2	副部会長	小作 貫治 早川 正	財務部長	～平成27年12月13日 平成28年1月1日～
3	部会員	橋本 昌	企画政策課長	
4	部会員	高橋 誠	財政課長	
5	部会員	飯島 直哉	契約管財課長	
6	部会員	羽村 典洋	地域振興課長	
7	部会員	中野 秀之	防災安全課長	
8	部会員	鈴木 宏哉	生活環境課長	
9	部会員	島田 由則	高齢福祉介護課長	
10	部会員	細谷 満広	児童青少年課長	
11	部会員	渡辺 篤	土木課長	
12	部会員	山本 和晃	建築課長	
13	部会員	金子 善信	下水道課長	
14	部会員	神尾 成也	都市計画課長	
15	部会員	加藤 純	水道課長	
16	部会員	西尾 洋介	生涯学習総務課長	

5 関連資料

(1) 羽村市公有財産管理規則

公有財産の適正な管理を行うために、公有財産の取得、管理及び処分等に関して必要な事項を定めています。

(2) 羽村市公有財産管理運用委員会規則

羽村市の公有財産の管理及び処分並びに財産の取得及び借入れの適正を図り、あわせてその効率的な運用を行うため、羽村市公有財産管理運用委員会を設置し、公有財産の取得（借り入れを含む。）、管理及び処分並びにその運用の方針などに関して調査審議を行います。

(3) 公有財産管理に係る事務取扱要領

羽村市公有財産管理規則に定める財産の取得、管理及び処分等について、適切な事務処理に資するため、取扱い及び諸様式を定めています。

(4) 羽村市公共用地取得基準

公共用地（道路用地を除く。）の取得に関し、当該業務の円滑な遂行を図ることを目的に、必要な事項を定めています。

(5) 羽村市公共施設等総合管理計画推進委員会設置要綱

羽村市公共施設等総合管理計画の推進を図るため、公共施設等の有効利用及び最適化や、計画の推進に必要な事項に関することなどを所掌する組織の設置について、必要な事項を定めています。

(6) 羽村市公共建築物維持保全計画

公共施設の適正な維持管理による施設の長寿命化・延命化を図るとともに、計画的な施設の更新による財政負担の平準化を図るため、令和 4 年度から令和 13 年度までの 10 年間で計画期間とする「羽村市公共建築物維持保全計画」を、令和 4 年 3 月に策定しました。

(7) 羽村市耐震改修促進計画

減災社会を目指し、市内の住宅及び建築物の耐震化を促進することにより、都市の防災性を高め、災害から市民の生命及び財産を守ることを目的に、令和 4 年度から令和 8 年度までの 5 年間で対象とした「羽村市耐震改修促進計画」を、令和 4 年 3 月に策定しました。

(8) 羽村市道路整備計画

安全・安心・快適な道路環境を整備し、円滑な道路交通を確保するため、道路施設の長寿命化、道路環境の維持保全、道路管理予算の平準化を図ることを目的に、令和 4 年度から令和 13 年度までの 10 年間で計画期間とする「羽村市道路整備計画」を、令和

4年11月に策定しました。

(9) 羽村市橋梁長寿命化修繕計画

橋りょうが経年劣化により著しく損傷等する前に補修を行う、予防保全的な維持管理により橋りょうの長寿命化を図ることを目的に「羽村市橋梁長寿命化修繕計画」を、平成26年3月に策定しました。その後、対象橋梁の追加や定期点検に基づく見直しを行い、令和5年3月に改定を行いました。

(10) 第二次羽村市水道ビジョン

水道施設の老朽化対策、水道水の安全対策の推進及び社会環境・経済情勢の変化等に対応し、経営の健全化、上水道の整備、管路の耐震化、水質管理体制の強化等に向けた事業を進め、将来にわたって安全な水道水を安定して供給できるよう、令和4年度から令和13年度までの10年間を計画期間とする「第二次羽村市水道ビジョン」を、令和4年3月に策定しました。

(11) 羽村市下水道総合計画

社会、経済情勢の変化に即し、下水道施設の老朽化対策、浸水・地震対策、経営の健全化等の多様な課題への対応や、下水道サービスの維持・向上を柱とし、様々な視点から下水道事業の全体を捉え、効率的な事業経営を進めることを目的に、平成22年度から平成41年度までの20年間を計画期間とする「羽村市下水道総合計画」を、平成22年3月に策定しました。

その後、国が新たに策定した「新下水道ビジョン」に基づいた見直し等を行い、令和4年3月に、令和4年度から令和13年度までの10年間を計画期間として「羽村市下水道総合計画」の改定を行いました。

(12) 羽村市公園等施設維持保全計画

市内の公園及び児童遊園施設について、計画的な予防修繕を取り入れることでトータルコストの縮減と事業費の平準化を図り、長期にわたって施設の維持保全や安全性を確保することを目的に、平成26年度から令和5年度までの10年間を計画期間とする「羽村市公園等施設維持保全計画」を、平成26年6月に策定しました。

その後、令和5年度に計画期間を延伸し、令和8年度までの計画としました。

(13) 羽村市学校施設長寿命化計画

市内の学校施設について、長寿命化を図ることにより、トータルコストの縮減と平準化を図り、施設整備にかかるコストを総合的に抑制していくことを目的に、令和3年3月に、令和3年度から令和27年度までの25年間を計画期間とする「羽村市学校施設長寿命化計画」を策定しました。その後、具体的な工事内容の見直しなどの改訂を行っています。

